

(表紙)

年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷 四

316 一、雖未申通候、以書次令啓候、就御家門御由緒連(島津勝久)と匠作

被仰通候、御無案内之條、于今御無音、被背御本意候、仍以御書仰候、并五明三本得其心可申旨候、抑近年依都鄙念劇御家門領一向有名無實候、公私零落過賢察候、以舊好匠作御助成之事被仰懸候、同被馳走申候者可爲喜悅候、併御頼之由仰候、猶使節春色山伏可令申

候之間令省略候、恐と謹言、

九月二日 進藤筑後守 長美「英」

鳴津豊後守殿

317 一、御札具令披閱候早、抑就修理大夫蒙 尊儀候、至私被

成御書候、誠過分之至候之條(鳥越)、忝、并五明三本拜受、畏

頂戴賞翫(鳥越)吳于他候、兼又都鄙之念劇、御領等御不意之

儀承候、忠兼可致馳走候哉、可準彼儀候、此方干戈之

轉變亦御使節可有奏達候歟、雖些子之至候墨一丁(鳥越)圓形

香一斤令進上候、萬可然様御執申憑存候、恐と謹言、

九月四日

進藤筑後守殿

御返報

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一九八四號文書ト同文ナリ)

(鳥越) 忠朝 一(鳥越)大水五年乙酉比九月四日ナラン是歲頼家爲關白氏長者四月五日

318 一、雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯亂、諸事無

外方候、此砌於預馳走者可爲祝着候、猶進藤筑後守可申候也、狀如件、

十一月廿六日 (近衛信尹)
(花押100)

喜入攝津守殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一二四六號文書・一三〇七號文書ト同文ナリ〕

319 「在諏方舍人家來小林中宿野田和泉家」

「雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯亂、諸事無
外方故、匠作へ以使札申候、可然之様取成頼入候、仍
五明三本遣之候、猶進藤筑後守可申候也、かしく、

十一月廿六日 (近衛)
尙通御花押

〔宛書不詳〕

320 「雖未申通候染筆候、抑今度京都^①不慮之錯亂、諸事無

外方候、此砌於預馳走者可爲祝着候、猶進藤筑後守可

申候也、(狀如件)、^②

十一月廿六日 (近衛信尹)
(花押100)

新納武藏守殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一三〇五號文書ト同文ナリ〕

321 「正文在飯野土并尻神力坊」

猶々對相良家依干戈働路次不任意時分候、爰許御納
得專用候、如此之時義被添心、兩度之使僧御祝着之
由能々可申之旨候、

仲陽之比以祐清坊中平様御内縁之事被申上候、則達上

聽候、御返事之趣當國之鉾楯最中謂彼謂之一向難事成、
殊更海陸不自由候、春之御返事茂以今御同意候、聊不可
有取成候、堅可被停止候、巨細彼方可有口上候之條、令
省略候、恐々謹言、

八月十貳日 (川七)
忠智(花押81)

神力坊 御同宿中

「フシ目」

河上左京亮

忠智

「上包」
神力坊

御同宿中

322 「正文在飯野土并尻神力坊」

此間御番參候て、種々御懇志之段難謝候、明日如御約束

之無足衆廿人餘申付可差籠候、然者五日之分着飯之事被
仰付候て、堅固之御分別所仰候、諸事相當候儀乍不申、
御番所へ仰付肝要候、御働之御隙明次第直如其方人々
參、御番之日數閉目可申候之間、以面上候可得御意候、
心事恐々謹言、

八月廿五日

(新納)
忠元(花押202)

神力御坊

中野四郎右□尉殿

御宿所

をほへ

八月吉日

天正五年よりかんせん申候、

丸田久右衛門尉

年十六よりてぎうち候、

乘祐(花押)

てきのかす三拾六人うち申候、

猶々案内者として、加藤式部左衛門殿雇候てへ、い

かゝ候はんや、但大彦入へ萬談合肝要候、

態令啓候、馬越之前目を御加増拜領仕候、明後日廿六日
ひのへさるの日、吉日にて候、ミ・むま・ひつし此時よ
く候、さてハ大田雲雪頼存候、□申候、日記付ニハ窪兵
大可被申付候、案内を大嶋殿へ番衆壹人(出羽守忠孝(屬地頭))被遣可被申入、
專一ニ可罷歸、巨細可承候、萬吉謹言、

十二月廿四日

(新納忠元)
拙齋
爲舟(花押202)

丸田久右衛門尉殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編三」一四三二號文書ト同文ナリ)

324

猶々普請ニなにかしはたらき候、何ものふさた申候
由、以後可承候、上手ハ無答たるへく候、

御普請辛勞令察候、人衆廿人可相加之段申付候、閉如何
候覽、承度候、參候分以日記可承候、各ニ辛勞仕(輸候)由申
度候、恐々謹言、

八月晦日

拙齋(花押202)

丸田仲右衛門尉殿

「乘祐入道元心と號、新納加賀守忠清へ殉死」
 (本文書ハ「舊記雜錄後編」二五〇九號文書ト同文ナリ)

猶と餘ニ慮外候まゝ、我分より申候へ共、不相届候
 まゝ、直書を遣候、客來之儀、其方ハ有ましく候、
 爰方客來計ニて候間申候處、したてかをく、くせ事
 可申事候、
 爰元不如意之由、度と申越候、先日宮路早右衛門方歸宅
 に堅申候、不相届候哉、兵粮雜事等之儀、何篇無遣候事、
 覺外千萬、爰元何もかい候て、閉る在所にてなく候、存
 なから由斷之儀、迷慮之至候、野心ニ者有ましく候歟、
 取分承度候、

霜月廿六日 拙齋 爲舟(花押加)

丸田久右衛門殿 拙齋

(本文書ハ「舊記雜錄後編」二四〇四號文書ト同文ナリ)

『入來家臣東郷善兵衛藏』

年頭ニ

- 惟新様
- 二 川上殿
- 右者式三獻
- 八 北郷殿
- 三 下野守殿
- 七 柁山殿
- 右者古躰三獻
- 入來院殿
- 右者澁谷三獻
- 吉利殿
- 菱刈殿
- 右ハ三ツさかなニ而三獻、其外諸地頭・御老中衆同前也、
- 二月七日
- 三 新納殿
- 五 佐多殿
- 四 豊後守殿
- 二 中務殿
- 根占殿
- 伊地知殿
- 大膳亮殿
- 一 相模守殿
- 六 喜入殿
- 九 比志嶋殿
- 一 下總守殿

「鹿屋氏文書」

328

『鹿屋氏文書』

於度と雖令申候、御返事承わけたる無子細候之間、重而進狀候、世上如此何となく隔申候する事、難儀ニ覺候、惣別之世間者兎も候へ、一家中同心ニて大幸を請候とも、又目出候するも可然子細ニ候、急ニ申談度候、親候者よりも老名共申合候て、急ニ道行候様ニ計申候へと被申越候、委細へ老名ともより可申候哉、此間も令申度候へ共、なにとやらん、我等を御うたかい候やうに承候つるほとニ恥入存候て斟酌申候、細と御返事ニ承候者、可目出候、恐と謹言、

小春十日

(梅七) 國兼(花押58)

鹿屋殿

龍右記方へ之御狀趣、委細申候了、抑詞堂料足十貫文請取申候、諸事御越候時可申談候間、閑筆候、恐と謹言、

十一月十三日

守邦(花押166)

鹿屋殿

329

「山田氏譜中」

「正文在山田七郎右衛門久通」

又一昨日其方へ御狩物立候由承候て、刀落申候、此方物立事かけん仕合候、近比思出仕ならへ、又御用ケ間敷申事候へ共、くまでのゑにことをかき申候、しいの木ぬぎやなと候へ、のそミ存候、たのミ存候、有合候へ、今日使ニ可給候、又くしらの御きふん承度候、大年様御心得候て可給候、

二三日者不申承候、何事共候哉、此方無指事候、中野方昨日こそしふしへ被罷越候、貴所様彼方へ御越いか候哉、内者御急候て可然存候、殊ニ大年様被仰候子細兵右急度被仰、則可爲目出候、我等も中野方萬事頼候由申候間、爲御心得候、恐と謹言、

仲春廿三日

(花押) 久利(剱)

「上カキ」(忠豐)

山田安藝殿

御宿所

久利
「右裏」有之
新納尾張守

「山田氏譜中」

「正文在山田七郎右衛門久通」

尙と爰元之活合之用心尤可入候、御油斷有ましく
候、北原殿へ御音信候、定先と親類可被進候哉、又
殿さま御出頭候ハ、西堅御指有へき之由聞得候、

返と彼御合力頼存候、

音書之趣得其心候、仍從廻豐州之依御意見野臥可被停止
候哉、尤可然候、隨而廻之者五六人自此方指候、「本マ」忠朝無

爲御料理候處ニ、下と如此之動曲事候由、御意候て可有

御返にて候、され共直ニハ如何候と被思召候之間、豐州

まで可被進にて、如垂水取人御道候、定豐州御調法有へ

く候哉、さ様之時義ニ付候て、鹿兒へ使僧御上らせ候、

被歸候者可聞得候、折節殿さま道場法事ニ御詣候、爰元

子細存仕候間、不請 御意候ても大概令申候、今度組衆

皆同御出頭殿様御同道候へと被仰出候、此間ハ柗山殿・

北原殿兩人之前、御屋形様御意不窺候て相滯候、頻に豐

へ被仰候間、豐も又屋もしへ堅御申候條、御赦免之由候、

「山田氏譜中」

「案文在山田七郎右衛門久通」

又此狀夜前認候、今朝巳刻、肝付三郎殿渡海候、今

日者惡日候間、定明日可被懸御目候哉、次ニ柗山

殿未渡海候、「尙ニ候」覽と存候、隨而庄内之時義御

禰肝ハ所領之事被申候へとも、殿様豐御談合候て御申候

間、御承引候、此上ニ肝ハ尙と所領被望候、不是非候、

御出頭者今月末たるへく候也、其時分以參上御目ニ御懸

可然候、さのミく夏大鹿多被聞召候てハ、腹中可有御

煩候也、猶又我等かこ嶋御供ニあたり候、當病と申老衰

と申、迷惑此事ニ候、賢察之前ニ候哉、萬期後音候、恐

と謹言、

五月十六日

正久「花押97」

「上カキ」

山田安藝守殿

御返報

正久

「右翼ニ有」

限江

一 さ右可然候、禰寢殿ハ例之廻にて候哉、未^{①舟}〔承〕着候、去十六日從肝付殿被進使僧、同十七御出頭、可目出度之由候條、同十七已刻程被解纜候、從時分思之外吹晴候て、安々と御出船候、一里程紀伊守殿被挽出御迎御出候、

一 遠干かたにて候間、御座舟從落遙被留候、然處地下之海士共餘多御舟ニ添手、汀ニ引のはせ候、一見物貴賤多々合手おかミ候キ、且者そゝろおもはゆく、一御舟着候へハ、從豐州以大村方舟本ニ御禮候、一御宿に御出候へハ、以二郎四郎殿豐州へ御禮御申候、一此前にて候者、老中まで御着之御禮雖可被仰候、そ忽之狀被思召候間、斟酌ニ候、此等之趣、以大寺方豐州へ被仰候、無其御返事同從御屋形様大寺治部少輔方にて、遮而着之御禮被仰候、其御禮以二郎四郎殿御申候、老中へ恒吉佐渡方にて被仰候、一御宿ニ最前伊地知殿・梶原殿被參候、其後池袋殿・平田殿被參候、其後實久御内之方河田飛驒殿被參候、

一 殿様御宿ニ遮而豐州御出候、其後以紀伊守殿御屋形様ニ、早々殿様御對面可有^{①之由}〔旨〕被仰出候、其御覺悟候へと内義候條、如佳例御酒御上候、豐州戌刻程ニ御屋形へ御指出候て、早々御參候へと被仰候條、やかて殿中へ御參御目御懸候、目出度候、一殿中被明御隙御退出候

刻、眞幸使僧本田紀伊守殿・同又五郎殿以同船參着候、音信御門外にて被聞召、豐州以談合此等之趣被窺候處、^{①様候間}〔餘源左衛門〕無對面候、明日者惡日候、來十九可有御覽之由被仰出候間、殿様各々ニ先以御見參候、

一 此間者、連日風雨以之外ニ思候處、御出船之砌より天氣能候て、爰元仕合如意満足ニ候、偏ニ天道ニ御相叶候也と頼敷存^{①計}〔刻〕候、何事も〳被任御心候、却おそろしく存候、此方之時儀ハ可然候、至爰庄内三ヶ所之間、一ヶ所も越度候てハ、何之曲も有間敷候、御油斷有ましく候、

一 周防殿・壹岐殿以別紙雖可申候、此方取亂、又者便舟急候間、不能巨細候、此等之由可預御心得候、又此

狀を兩所へ可有御遣候哉、しふしへハ申上候、爲御心得候、萬期後音候、恐々謹言、

六月十七日

正久 在判

「宛ナシ」

(本文書へ「舊記雜錄前編」二二五六號文書ト同文ナリ)

「山田氏譜中」

「正文在山田七郎右衛門久通」

尙々せかるゝ躰無心元候也、其方城誘御用心專一候、あもしへも申度候也、

如仰此度參候て、面談本望満足ニ候、せかるゝ時義何と可成候哉、終ハ於弥可破候て、西賢様愚宿ニ御座候、無會尺不及申候、又貴所様御傳言候由可申候、次ニ山こはう候とて、無曲こそ候へ事候、取亂候て不能巨細候、恐々謹言、

六月廿八日

正久(判)(花押)

「上書有之」
大年御回章

正久

限江「右裏ニ有之」

「山田氏文書」以下數通片書スヘシ」

「か子被立候」「返候て」又かなかけ遅御遣候て、舟にもせす候、有せ御合力にてこそ候へ、但かこへ御音信可有候はん、又各庄内へ番之事、已四郎殿にて被仰候分、所々より無沙汰候とて、ことのほかの御述懐に候、爲御心得申候、

貴殿さま此境就御越、御音書則懸御目候、御悦喜之由申せとて候、仍早々可有御渡海候之處、禰寝殿・肝付殿御待候之間、延引候、來十六舟津まで兩家可被立にて候、相州へ飛脚御まいらせ候、去十一歸來候、又六郎殿可有御出頭候、順殿様御法第と御頼「申」候、世中先々可然「候」こそ候、此節境目一段用心可入事ニ候、恐々謹言、

六月十三日

正久(判)(花押)

「元本」
「封シメナルヘシ」限江

【上書ニ有之】
山田安藝守殿

御返報

正久【匡久〇】

〇【匡久】

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二二五四號文書ト同文ナリ)

334
『山田氏文書』

尚々申候、御名乗之事御校量可然候、但不可過御思安候、

殿様此境就御滞留、御音信御申之趣、致披露候、御祝着之由被仰候、

一 御屋形様 殿様江被召御酌候、然者則殿様御腰物御進上候、則〇御屋形様御腰物殿様江御取せ候、其外色々御懇之儀ニ候、

一 時久御奉公如前代御申候へと、以面御頼候、如此候條殿様威勢不及申候、

一 相州御出頭相定候、

一 禰・肝座敷之上下依被争候、出頭延引候、豊殿色々以御辛勞〇御屋形様江被懸御目候、目出度候、

335

『山田氏文書』

一 實久・相州御間、御和融之義、是又御料理最中候、
一 貴様御名乗、御屋形様御名乗ニ候、如何之御分別候哉
〇殿様〇御意候、爲御心得候、毎事期後音候、恐々
謹言、

七月十日

匡久(花押97)

【元本上書】
山田安藝守殿

御返報

匡久

【限江】
【限江】
【并書】
【朱引ノ如ク】

『安 守殿』

【コレモ封シ紙之巻候下ニテ字キレ候】
(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二二五八號文書ト同文ナリ)

又はり鞍ニ成候する皮御所持候ハ、一枚可給候、
不申共にて候へ共、冬毛望ニ候、萬事頼存候、衆中ニ所持候ハ、御所望候て可給候、

書狀之趣得其心候、仍初千代殿御下ニ被參候人衆、四ヶ

所衆蒲生方・邊河殿・佐多殿此等にて候、顯娃方何方共

不見得候、又北郷殿・北原方和融未成候、此節番城誘無

油斷様にと、御意候、次三夜留之用意諸人ニ可被仰付

候、依一左右御動あるへく候、萬期後言候、恐と謹言

霜月廿一日

匡久(花押97)

『元本』御返報ト御宿所之處ニアリ 隈江

『上書』山田安(藝)守殿御宿所 匡久

『此角ハ封シ紙之下トミヘ字キレ候』

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇七〇號文書ト同文ナリ)

336

『全』

又番城誘堅被仰付候へと御意候、

來十五可有御動候、五日之可爲誘候、依今一左右可被打

出之由、御意候、御油斷有間敷候、又境目ニ敵見え候

哉、毎日人衆出、時義を見せられ候へと申せにて候、次

自清水音信候、當時無何事候、眞幸之様今日及者不聞得

三月十一日

歲信(花押98)

匡久(花押97)

隈江 中野

山田安藝守殿 御宿所

正久

『元本上書』

山田安(藝)守殿御宿所

ヨノ明キモ前ニ同シ

隈江 封ノ日ノ下ニ 裏如此有之候ト 見得候

中野

匡久 表ト見得候

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇三三號文書ト同文ナリ)

337

『全』

又本田紀伊殿伯耆方へ爲禮被越候、被及聞召候哉、

爲御心得候、

其方之人衆少々清水之番ニ御たて候へと 御意候、來月

三たるへく候、十日番ニ候、巨細之條重而可申候哉、每

事期後音候、恐々謹言、

卯月廿八日

匡久(花押97)

『私封』

隈江「此モ如前裏封ノ下ト見得候」

『元本上書』
山田安藝守殿

匡久「同前」

『日付字分』
『(書)守殿』

『(書)明』 御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇二五號文書ト同文ナリ)

又今日中ニたにも、山東よりの使僧、從志和知より

使僧、池袋殿よりの使僧、自都城之使者、更不得寸

隙候、御察之前候哉、其様御活計不及申候、御うら

ンテクハツケトイフベキ歟、タダスベシ
やまししく候、

『活計』 世俗ニ云フクハツケナコトデヤ、クハツケンタナト、云言葉ト考ヘ候

尾州清水ニ可有御立候、十日かハりにて候、今明日此方

へ御越有へき事候、遅こそ候へ、其かハりに其方之衆ハ

可被立にて候、其覺悟肝要ニ候、姫木此方ニ現形候、下

大隅邊も現形之由候、待居候、又北郷殿曾於郡ニ番衆御

入候、如何ニこそ候へ、又我等長在京ニはやくたひれて

こそ候へそと御指出候て、世間之時義被聞召候て可然

候、恐々謹言、

五月四日

匡久(花押97)

『元本上書』
山田安藝守殿

御返報

くま「裏同前」
正久「同前」

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇二八號文書ト同文ナリ)

向々北郷殿心替候者、都城へ可被懸候、御油斷有間

敷候、今明日之間ニ物之躰みえへく候、

北郷殿以談合、曾於郡格護可有ニ相定候之間、去廿日以

兩手矢被射初候處ニ、本衆北郷殿人衆ニ城戸をひらき成

合候、此方之番衆をハ子細候て、少被相待候へと被申候

間、内々この人衆末吉寄候、萬一北郷殿心替候者、都城

へ可懸指覺悟ニ候、爲御心得候、十二九八目出度可成行

候哉、萬期後音候、恐々謹言、

【此間三行ハカリ明ク】
五月廿三日

【匡】
正久（花押97）

【封アトアテ名ノ間ニ行ハカリアリ】

【前同上書】

山田安藝守殿

御返報

くまへ【前ニ同シ】

正久【前同シ】

匡久【前同シ】

（本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇三三號文書ト同文ナリ）

340

又一昨日末吉より罷歸、肝付へ罷越候、辛勞中く
無申事候、殿さま昨夕御歸候、爲御存知候、三俣雜
説火急ニ候間、豊州急度御參會あるへきにて候、面

白弓矢之鉢にてこそ候へ、

去九伊地知方・梶原方・池袋方以同心、垂水ニ被相動候、
【面白矢之鉢にてこそ候ヘコノ間ニアリ】
彼城幾程有間數候、自然廻・數禰邊之足輕つゞくへく候
哉、其武畧として境目邊ニ足輕御出候て可然之由、御
意候、御油斷あるましく候、恐々謹言、

六月十一日

正久【匡V⓪（花押）△】

341

尙々堅可被仰付候、又桃山殿・三河殿被越候、あま
したる事にてこそ候へ、返々御ほんそうあるへく
候、

來十三廻へ可有御動候、然者殿四郎殿御出張候、十五以
【そ候へ返々御ほんそうあるへく候、候此ク候ヨミツキノ處ハ上ノ如シ】
前六十以後、出家も不殘被立候へと、御意候、御油斷有
ましく候、恐々謹言、
【此上斷字如上】

【日ノ字ノ通りニ封目アリ、アテノ名ノ場ニ裏隈江トアリ】
隈江

山田安藝守殿

御宿所

正久

【元本上書】

山田安藝守殿

御宿所

【匡久】如此

（本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇三三號文書ト同文ナリ）

【此明前同】

【匡久】

七月十日

正久【〇判アリ】

【此モ同明】

尚と蒲生衆・祁答院衆高名無是非候、又壹岐守方一

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二二〇四號文書ト同文ナリ)

『元本』封目アテノ位ニアリ
上書
くまへ「同前」
正久「同前」
山田安藝守殿 御宿所

『匡久』

『上書』
山田安藝守殿 御宿所

『元本』
くまへ「名乗字一才五部ハカリも奥にかく此モ上書ノウラノ封メノ下成ベシ、封メナク候ヘトモ前同」
『匡久』正久
『真下』有之

『元本上書』此間一六部ハカリモアツ

山田安藝守殿

御宿所

くまへ「同前」

正久「同前」

『匡久』

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二〇三四號文書ト同文ナリ)

尚と三日より御動有へく候、又去廿三夜相州伊作城へ被切乘、究竟之人多と被打取候、南郷も知行候、爲御心得候、

來月三日至廻・數禱、打つゝき三日御動あるへく候、其方之人數奔走候へと 御意候、御油斷有間敷候、恐と謹言、

七月卅日
正久「〇判アリ」

御家景中神水被仰付候、案文進之候、今(日)中可然候ハ、但御遠慮ニ不可過候、又 御屋形衆蒲生へ三千里程被寄候處ニ、祁答院續候て、合戦二度候而、御屋形衆廿人之上越度候、手負切捨などハ不知敷候之由、自清水注進候、目出度こそ候へ、恐と謹言、

八月廿八日

『匡』『匡久』
正久「〇判」

くまへ

『元本』
『匡久』正久
『真下』有之

344 如仰至廻被得勝利候、日出度候、此節一段御用心肝要ニ

候、將又俄ニ山東へ之義被仰出候、迷惑御察之前候哉、

就中御鷹鷹取候、旁以被得勝利候、日出度候、御同前候哉、

毎事期後音候、恐々謹言、

『本行か一字下ル』
『〇』九月七日

正久(花押)

『元本』

封目此間名アテノ遠リハカリノ處ニカク

限江

『〇』山田安藝守殿

御返報

正久

『日付字分』

名アテハ封目か七八部之間アルベシ』 『匡久』

(本文書ハ『舊記雜錄前編二』二〇六二號文書ト同文ナリ)

345 「山田氏文書」

津野殿脚力のほりの時、二月三日狀同三月十一日到来、

委細ニ承候了、自何〔事〕^{④方}も國いまたせいひつせす候へハ、

歎入候、是も當時ハ御さたハしまらす候、ハしまり候ハ

一端申候て、罷下へく候、御身のすきはの事、さく^{④こ}そ候

らんと察存候て、御いたわしく候、孫二郎殿もかいく

しくをいたゞれて候らん事、悦入候、とくく下向候て、

かたくも見たてまつり候ハやとねんせられてこそ候

へ、今めかしき事にてハ候へとも、したしき〔御事〕^{④中の}かた

くもて御渡候へ、萬事憑申て候、さてハ山田入道殿よ

りこれに狀を給へく候、我申事のせふん、〔御かき〕^{④つかせ}給^{④候}ハ

んよしうけ給にこそ無勿躰候へ、兎もかくも入道殿仰ら

れ候ハん事を、そむかれ候ハん事ハあさましき事にて候

へく候、此後ハ其旨を御存知あるへく候、又ひはの事承

候、取てをかせ給へく候、何物ニ〔而〕^{④て}も候へ、入候ハん

物ハ京とへ注進までも候ましとて、をかるへく候、又馬

代用途の請取の事うけ給候了、大方殿も御狀もまい^{④脱カ}せず

候、此山臥文かすをいたみ候之間、申入す候、このよし

を御申あるへく候、其上たふせのかくりきくたりの時、

まいらせて、此脚力いく程なく候間、申入す候由、御心

へ候て御申入へく候、若黨共中へも、この由物かたりあ

るへく候、又宗四郎かたへさやまきの刀くたし候、其様

を仰らるへく候、恐々謹言、

三月十八日

(伊作宗久
たうゑ(花押154))

山田三郎殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」一〇九二號文書ト同文ナリ)

「山田氏文書」

山臥便宜之狀委細承了、

一國いままて城の一をも不被落候【元本ハ由之字ナリ、承モ片方無候、其時分ハ消候ト見得候】由承候へハ、一二年ニも静謐あるまじきやうにうけ給候へハ、無御心本存

候、これも下候ハんとて暇申て候へハ、執事方より思

もより候ハんと候間、今すこしも候て重いと申候て罷【まノ字落敷、本ノマ、レ】下へく候、

一和田城こしらへられ候よしうけ給候、相構くひきた

れ候て、こしらへらるへく候、領内【こ】にしやう一所候

へてハかなうましく候、若黨共の中へハ莫禰【こ】二郎下之時、ふみくたして候間、不下候、

一何事も入道殿に申合られ候て、よきやうに計へく候、

一那良西阿城せめられけに候、此いくさ無何ひさしくあらうするけに候へハ、歎入候、其外京都無殊事候、

一必々七八月比ハ可下候、早々城【こ】こしらへ候てをかるへ

候、委細難盡狀候、恐々謹言、

壬四月四日

道惠(花押155)

山田諸三郎殿

元本
上書トアリ
山田諸三郎殿
道惠
【道惠】

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二一〇號文書ト同文ナリ)

347

『眞本知覽第手鑑』

三日者不申通候、何たる出合共無御座候哉、承度候、な

にそ身のとか覺不申處、山陰の栖迷惑と存候て、一首送り申候、

なをき世に罪も無き身のいかなれハ

かく山陰のすまいするらん

さゆるよのゆめにうたこふ心かな

いつかくれ家の内に來ぬると

一笑にやかて火中く

【年紀無考】

十月廿三日

兒玉筑州様

【利昌】
【寛永十六五月嗽】

東郷肥前守
重位

【伊東氏家藏】

覺

一乍恐言上仕候、拙者事卅餘ヶ年前仁禮右近殿ヲ奉頼、御老中様迄御訴訟申上候、醫道稽古仕度候間、御暇可被下之由訴訟申上候、御暇被下候、并從 家久公様御使兒玉筑後殿ヲ以、御懇志之蒙 御上意、難有忝奉存候事、

【外ヶ條略之】

右之通認置候へ共事永候故、指上ヶ不申候、此度御下向之砌、桂八左衛門殿・伊東次郎右衛門殿頼入訴狀差上候へハ、高崎惣右衛門殿・仁太郎兵衛殿被仰渡候者、御國元御老中様於御納得者、於江戸表御披露可被成候由、被仰聞候間、於御國元早速御披露被成可被下奉頼

候、

【年紀無考】

七月三日

上井采女殿
【兼延】

二階堂城之助殿
【信行】

【伊東九左衛門家藏】

伊東新兵様

參人々御中

兒玉筑後守
利昌

此中御氣相之様ニ承及候、何分ニ御入候哉、涯分御養生尤ニ候、次者貴老ひちりき御稽古可被成と候へハ、ひちりき無之由被聞召及候ニ付、長吉兵右衛門殿ひちりきを爲稽古、一節御借被給候間、涯分御稽古被成候て、尤ニ存候、是ひちりきハ、兵右衛門殿家に傳たるひちりきニ有之由御座候間、御手前ニ御もとめ被成候時ハ、御返し上被成候て可目出候、先ニ御意ニ而被召下候條、一段御外聞と申、此上あるましく候、能ニ御稽古此時ニ候、恐惶謹言、

【年紀無考】
六月十七日

利(花押印)

350 『諏訪氏藏』

「雖未申通候染筆候、抑今度京都依不慮之錯亂諸事無外方故、匠作へ以使札申候、可然候様取成頼入候、仍五明三本遣之候、猶進藤筑後守可申候也、かしく、

十一月廿六日

【近衛尚通公】
「御判」

上井伊勢守殿

351

『諏訪氏家藏』

敬白起請文前書之事

一度々以誓紙雖申上候、龍伯様 惟新様 少將様御事

御同前ニ奉存、無別心御奉公可仕候事、

一少將様御前之儀、不存疎略御奉公可仕候、他人之儀者

不及申、親子兄弟之間たりとも、奉對 少將様於疎意

之人、同心仕間敷事、

一若輩故不屈儀迄御座候間、不置指被加御折檻可被召仕

352

『諏訪氏藏』

事所希候、勿論可被仰聞儀を毛頭も不可奉背候事、

一代々被成御嫌儀候と、傍輩中別而致入魂、連判等之類

有之間敷候事、

一於身上若御不審之儀有之者、御糺明所仰候事、

右條々偽於申上者、

【右、諏訪治部少輔經兼代爲差上起請文ニ而も可有之、年間無之】

「先度者早々預御使者候、御懇之儀共候、此比内々可有

御越様承候間、待存候處、被入御隙旨不及是非候、從

御家門様被成御書、五明十本被參候様躰、以面可申と

存候へ共、先只今相届申候與風可罷上候間、御請持可

給候、先年者別而申承候キ、御床敷存候處、今度不懸

御目御殘多迄候、仍關之小刀五ッ進之候、誠御音信計

候、恐々謹言、

二月廿九日

いせ因幡守 ●(花押)
貞知(判)

上井伊勢守殿

御宿所

『諏訪氏藏』

「、」（者）、到其界御着陳、尤千勝萬勢候、殊ニ一國不相殘屬御手裏候之由候、案中ニ覺候、弥御吉事可申承候、拙子事當月初到西目令渡海、彼表所（藤）と案利仕成候、殊大村丹後入道改先非、直子長崎迄差出懇望候之條、先令承引候、重と伊左早津境一行之儀雖差寄度存候、萬端爲可得御指南歸宿候、今度御人數少と被差渡候（者）ハ、當國御靜謐曾而不可回時日候、忤進退弥向後 貴家一篇可奉頼之外無他候（間）之條、倍可被添御心事、深と所仰候、餘者用口上候之條、先令省略候、可得御意候、恐と謹言、

九月廿八日

有馬修理太夫（晴信）
鎮貴（判）

伊集院右衛門太夫殿

上井伊勢守殿

平田美濃守殿

嶋津圖書頭殿參
御陳所

『諏訪氏家藏』

覺

其後者御無音非本意候、仍日州にての御使歸候哉、前田方徒ニ歸候、就夫條令申候事、

一安國寺より之御一通ニ、任則時ニ爲御一禮、雖用使節候、追後候て無返候間、後便相求被仰上候てハ如何之事、

一右之儀忠棟於御納得（者）、禮物等平田豐・鎌源・秘書様御役人別而御頼被成、京境之間にて金銀之間相應之御借用有調達候事、

一上様御安堵被成候ハ、其内之懇望者爰元にて不事果候上（者）、若と京都迄（不知）中、不入事にも候する哉、如何之事、

一京都へ被仰上候ハ、日州へ居留之衆、就中從薩州之

『諏訪氏藏』

移衆諸所ニ居留之衆、種々京衆ニ入魂ニて、御當家之煩ニ被成候事、并飯肥殿曾井ニ在宿衆、同前之衆大略憑候之間、多人衆にて候哉、後日御當ニ成間敷由、出精被出登候て、御分別可參候哉之事、とかく從貴殿之御書面、御同前ニ候て社、可致首尾事、

一福地殿安國寺之兩札にて、日州へ當時堪忍候、福田殿へ被仰理、京都之一到來迄ハ事延候する間、福田殿前より分別候へかすと候てはいかゝの事、其故ハ兩書眼前無偽候間、如此申由有度事、

一右之條ニ於御納得者、出船御望にて候之間、早々然との御使にて爰元へ可被仰越候事、

一日州直説ニ付、弥彼口又一郎殿様御存知之内、急ニ御堅め可有之由肝要に候事、

九月廿六日

「右上井伊勢守書留之由也」

『入来院氏文書』

「豊薩無事之儀度と申越候キ、不可有吳儀趣尤候、早と

可申下處ニ、去春以來大坂之儀令馳走、手前取紛延引

候、然者爲信長公可差下伊勢因幡守由被申出候、於様

躰者以一書申候、存分共雖可在之、此砌同心候様ニ取

成專一候、將又大鷹被差上可然候、我等も其内所望候、

次扇十本遣之候、猶貞知可申候也、

九月十三日

『近衛前久公』
『花押』
『御判』

上井伊勢守殿

▽

上井伊勢守殿 (花押)

△

去月廿八日注進狀今月五日到來候了、抑薩州凶徒等參御方候之條、目出度覺候、^{△御}〔次〕所望御教書二通進候、疲勞御事奉察候哉、仍執達如件、

九月五日

『建武廢曆ノ間』

『畠山修理太夫義顯』源 (花押212) 『修理亮直顯ノ事カ』

357 『入来院氏文書』

おもひのほかになつちうをたて候て、かくしよきを人わ
らハしくなさせ給候^御事、むねんにおほえて候、返も
むねんに候、とら五郎かは^らをそむけん、うちの物ハ
をんたすけ給候へく候、たゝわれと御いて候てかくしよ
きを、ひらにたのミ申候て、みかたつちうおとりたて候
て、身かこせをとふらハせ候て給候へく候、もしこれを
そむかん人をハ、すハも御しようらん候へ、七月のうち
にはつをあたへ候へく候、とら五郎かことを大事とおほ
しめされ候て、うちの物を御いたし候て、七月よりうち
に、しよりやうを、御すハたつちうに御きしんあるへく
候、又うちの物に^{をちさせ}「とちすを」給候て、なに事もおほせ候
ハん事、むねんにおほえ候、ことにく七月のうち、す
ハにしよりやうをきしんあるへく候、によしやうのみに
て候とも、なにとてかやうにきハわたらせ給候やらん、

むねんこの事に候、又みかつミハ一日きやう^を「と」さんと
かゝせ給候て、うかふ候へく候、尙もすハたつちうに、
七月のうちに、しよりやうをきしんあるへく候、
〔入来院重門〕
しけかと〔花押51〕

〔重門差〕
美濃五郎左衛門尉重繼

358 『入来院氏文書』



御音信殊爲祝候、抑一揆事、去年其子細申候き、今又如
此承候間、案文一通進之候、此事如何様後日ニ相替事候
者、爲自他不可然候間、得其意以此文章計申候也、恐々
謹言、

六月五日 了俊〔花押49〕

澁谷美濃守殿
御返報

澁谷美乃守殿 了俊

『入来院氏文書』

自旅所申候間、狀躰比與候く、

河邊庄事、谷山・鮫嶋等不用候云々、雖其意候、此間、

自是重而申遣旨候き、定可遵行候哉、守護人重發向事不

可然候、折節京都御教書成下候時分、八代發向は無其沙

汰候て、猶以私合戰張行候事、如何候へく候哉、於今者、

守護人事ハ中く申かたく候、國の人と又御一族達御事

ハ相構く公方の御用ニ御立候へく候、今度ハ京都へ御

沙汰したくなるへく候哉、躰ニしたかひて、我ニ上洛

候て申事も候へく候、御心えのためニ申候、恐と謹言、

八月十二日

【今川了俊】
了俊〔花押49〕

澁谷厩五郎殿

『入来院氏文書』

澁谷五郎申候本領安堵事、注進并齋藤美乃入道方への状

まいらせ候、不可有子細候、此人との事ハ別而御感候へ

と、先立ハや京都ニ迄申入候了、又今月來月間ニ嶋津

③の「か」やうくよりて、その事勢をつかハし候へく候、連

と御方人ニ御談合候て可承候、恐と謹言、

八月十日

【今川了俊】
了俊〔花押49〕

名和殿
御返事

名和殿

御返事

了俊

『入来院氏文書』

△

新春吉事自他最前申籠候了、尙以不可有盡期候、抑兩國

事於今者、嶋津兩人爲御方〔候〕由、京都ニ申候間、其實

きこしめし定られ候〔て〕、ために、僧を被下候歟、此時

嶋津兩人ニ同心候輩、相共ニ八代ニ發向候て一戦仕候ハ

、まことに可爲御方候間、可有御免候、若猶たハ御方

と申て候ハかりにて、如此間於國の所行不儀ニ候ハ、

この御返事ニ付て退討せらるへきよし仰下され候間、返

と目出候、此左右のほとハ名和か事それに候へきよし申

遣候也、嶋津か内心を存（入候）ニ、よもこのたひも八代ニ

「本ノマ、」

罷向事ハあらしと存候、然者退罰御教書ハ必可成下候

間、其程ハ相構〱御方之人ニ御同心ニ、國をかたく御

ふまへ候て、大將をも御合力候へく候、今度了俊ニ下さ

れて候京都の御事書・御教書の案文、名和か方ニ遣候、

御らん候て御心え候へく候、兼又了俊事條と、仰合よる

へき事候とて、俄ニめされ候間、且ハ當陳をもよく〱

したゝめをき、且ハ兩嶋津か進退をも見定候て可罷上

候、其間は細ニ可申承候、可有御同心候、了俊事委細

安國寺ニ申て候、御尋候へく候、就是非上洛仕候とも、

九州の御方深重の御かた〱の御代官を申へく候間、定

御悦喜候ぬと存候、了俊九州ニ在國候よりも、中ニ京都

ニ參候ハ、鎮西やかて退治のもとイニ成候ぬとおほえ

候、就中身か事ハ京都ニ一二ヶ月ニハ過ましく候、やか

て可歸陳候間、ことに〱めん〱の御ためも可御心安

候、よく〱名和御談合候て、連ニ可承候、恐ニ謹言、

正月六日

了俊（花押49）

清敷殿

〱包紙
澁谷清敷殿

御返事

了俊

362

〱入来院氏文書

〱〱

面ニ御參陳事治定候間、待申候處、于今遲ニ無心元存
候、

一氏久事、父子共ニ不參候、如何様尙野心相殘候歟之間、

重左右を相尋候、面ニ御事者、自最初伊久御一揆之由

承候、伊久如此在陳候上ハ、就公私不日御參陳可然候、

たゝし氏久參否實承候て不參候ハ、やかて可對治

候、其時ハさいわいニ御在國候間、まつ大將兵部太輔

一所ニ御馳寄候て、氏久ニたいして一御合戦候ハ、

弥日ころの御ちうの分もあらはるへく候、若又氏久父

子間ニ參候ハ、とても國にてハ何事候ましく候間、

片時もこれへとく御參候へく候、そのやうニより候

て申候へと、大將方ニ申遣て、面ニ御談合候へく候、

又御一家中の御相論地の事などハまつさしをかれ候て、これへ兩方御申候はんニ、任文書可致沙汰候、尙ニ氏久遲ニ候はんニ付て者、兵部大輔一所ニ、一日もとく御馳加候へく候、治定氏久參候へきならハ、又片時もまつこれへ御參陳可然候、たゞいたつらニ面との御在所へ御在郷候てハ、諸事ニ付候て、い前御〔中〕のかとあるましく候間、御心へのためニ惣の御中に此狀を進候、御所にて御披見あるへく候、若又御寄合煩たるへく候ハ、此以案文めいへく申候へと、兵部大輔ニ申付て候、定可申候哉、恐ニ謹言、

五月十五日

了俊〔花押49〕

澁谷人ニ御中

『入来院氏文書』

△

平原禪門御參事目出候へく、設樂注進時可遣狀候、

目出候、

此御一揆事ハ中へ兩嶋津等ふるまひもよく成候ぬと存候間、かたへニ付て可然候、此事ハ京都ニも申入へく候間、ハ、かり存ましく候、仍大隅・薩人との中ニも、此よしを狀を一通つかハし候、面ニ御ちかつきの方ニ仰候てしかるへく候、兩國の人との力をかかり候て、今までも守護人不儀候つる間、無勿躰候、守護人不儀候ハすハ、又おのつからめんへの御事も可爲御本望候歟間、如此申にて候、御心え候へく候、〔心得候へく〕一天草郡人ニ一揆事ハ、今ハ無益存候、とても伊與守同道にて候間、中へニ他國の人ニ仰候はん事無益候、これハ可御心安候、恐ニ謹言、

六月五日

了俊〔花押49〕

澁谷人ニ御中

和泉人ニ御中

『包紙』

しふや御かたへ御中

いつミの人と御中

面と御中

了俊

364

『全』

被參御幡下之由奉候、殊日出候、輒於薩州守護人違亂事、
度々加成敗候早、爲天下候間、定可被閣私之儀候歟、其
子細自筆狀一通、進面と御中候、此上者念と可被成大功
候、一向憑入候、恐と謹言、

〔六〕月十日

了俊(花押49)

澁谷庸五郎殿

〔包紙〕
澁谷庸五郎殿

了俊

〔此文書亂書讀へからず本のまゝ〕

365

『入来院氏文書』

自最前大將事御合力、申つくしかたく存候、今ハ前頼等

ニすてられ候て、失面目候ニ、尙以御同道候事、しかし

なから將軍家の御忠御志專一候間、難申盡存候、前頼か

事ハ無是非、嶋津進退いふかしく候ほとニ、くハしく申

遣候、たとひ凶徒ニ加候とも、今度ハ御一族たち一同ニ

我ニ御合力候間、何の子細あらしと存候、面との御合

力候ハてハ、伊久何ほと事候ましく候ニ付ても、弥た

のミ申て候、始中終御らんしつかれ候やうニ、御一家ニ

も御申候へ(と)、たのミ入候、恐と謹言、

正月廿八日

了俊(花押49)

澁谷清敷殿

〔包紙〕
澁谷清敷殿

了俊

366

(本文書ハ二二九號文書ト同文ニツキ省略ス)

367

返と御油断有ましく候、今日質人參(上候)、明日ハ
拙子可罷歸候、五日中ニ引陣たるへく候、乍去弓箭

者時之内ニ替儀可有之物にて候間、御遠慮肝要候、

今日〔迄〕ハ十八日ニ皆同引とられへき御談合と申

候、これハミヤこ出之日限にて候、次御朱印此方へ

被遣候哉、殊外不足由候、子細者おそく被遣候と被

仰候、彈正殿使昨日こゝもと打立候之間、不入儀と

被仰候、惣別此比者御國之暖ニ付、治少様御機嫌さ

んくにて候間、三兵も種々きけんあしく候、よく

く國本之儀あらためなされ候ハすハ、治少様申次

之事ハ成ましきよし、節々三兵被仰候、餘者歸宅申

候之刻可申入候、已上、

〔安宅三郎兵衛〕
安三兵より飛却之由承候間、則申付遣候、次者陣引之事

五日之内たるへく候、拙子も罷歸度候へ共、今日唐之質

人參候而、其由細々承候て罷歸候へと被仰聞候之條、不

及力罷居候、先手之人衆ハ昨日より川向之様ニ引せられ

候、小早川殿衆・さいしやう殿人衆にて候、柳川殿陣所

へミちより右之方へ陣取候、返々其元御油斷有ましく

候、五日之内ニ人衆者引有へく候、武庫様・久保様へも

御申有へく候、小谷又右殿よりむまのはなかハ持せられ

候、本田源右殿へ御とゞけ頼入候、又ゑひら御用ニ立

候、持せ申候、御上頼存候、人衆引のつもりハ、伊東殿

跡嶋津殿、其跡小兵衛殿と聞得候、次第くニ城續之

引様と申散候、然々不承候、各々へさし物事、馬乗程之

人衆、又ハ鐵放棄・道具之衆へ可被仰〔付〕候、惣別〔者〕

其分にて候、爲御存候、恐惶謹言、

〔文様〕

卯月十五日

〔伊勢眞實〕
任世貴老

人々御中

〔伊勢〕
大炊左衛門尉
貞豊〔花押40〕

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」二一〇九六號文書ト同文ナリ〕

368

『入來院氏臣岡元氏文書』

美作國河〔會郷〕地頭澁谷五郎四郎重村〔佐朝〕原八郎事、令參

洛候、以此旨可有洩御披露候、恐惶謹言、

〔正應三年〕
四月廿一日

平重村

進上 御奉行所

『入來家臣入來院直記藏』

以上

承候了(盛房)(朱カキ)
(花押16)(花押)

於京泊、石州御物語ニ社承候、其許へ諸篇被成辛勞候由、
目出度候、殊ニ御留守中之儀、別而可爲御念遣候、如何
様御下向之程有ましく承候間、弥々可安御心候、萬期面
談之時候條、先不能詳候、恐々謹言、

林鐘十九日

(島津)
下總守常久(花押10)

入來院三左衛門尉殿

御宿所

『入來家臣入來院直記藏』

今度從江戸被仰下候、赤子をころし申候儀、至自今以後
御法度之由被仰出候、領分侍并百姓以下迄、堅可令停止
候、隨而上使一兩日中ニ御着被成候、其元家中衆・其所
中諸在、内衆可被見廻候之間、左様成衆ニ參合、少も聊

尔成振舞ニ不見様ニ相遠くかゝり存候、緩怠無之様ニ可
申付由、從江戸被仰下候、御分國何も其通ニ候、御家中
歴々并百姓以下、男女わらへへによらす、能々可被申付
候、巨細口上ニ可申達候、恐々謹言、

五月廿七日

澁谷石見守

重高(花押53)

入來院尾張守殿

東郷吉兵衛殿

御宿所

『入來家臣入來院直記藏』

猶々又八郎きやうたい所よりも、平瀬殿たのミ入よ
し申せと候、

態用一行候、其以後者、其堺之時宜不承候、今程へてき
みかたはたらき共如何様ニ候哉、承度候、仍内手より又
八郎きやうたいニふりうをあたり候、たいかひ事成候へ
共、此方ニふゑふぎなく候、平瀬越中方やとい申度候、
にわか的事ニ候へ共、明日越候へ、二三日之逗留にて

候する、しきりに申度候間、よくもなき馬を進し候、よ
きやうに御いけんたのミ申候、又其方之ふもとの用心、
今時分かと存候ほとに、内手ニいけん申候へ共、兩人共
ニせうるんなく候、あまり之事に、此方も堺目にて候へ
共、足かる二三、明日越申候、此かへりハ内手より本
走候へと(うなかし候へく候、)付申て候へ(へ)かしく、

閏七月十六日

(入来院)
重朝(花押56)

入来院 尾張守殿
進之候 重朝

入来院石見守

372 『入來家臣入来院直記家藏』

態令啓上候、仍就本名字之義祢答院幡磨守殿頼存候而、
一ヶ條令申候、御懇切之御意之通、從幡州一書給候、如
其頼口被聞候而、遂本意申候、誠御意以源さ衛門尉人ニ
罷成候、外聞實儀、老躰之満足此上ニ不過候、此等之御

禮早(承)と可申入候處、于今延引申候、惣而者幡州より(頼)
候ハ、其御方江請御意、披露可申候處、依遠方御無沙
汰罷過候、餘と御無沙汰之條、爲御禮人を上候、如何様
源左衛門尉以參上、此等之躰可申入候間、令省畧候、恐
惶謹言、

極月二日

重次

進上 入来院尾州
人々御中

『別紙』
追而、餘と雖輕微ニ候、中紙二束・大うほ二かけ進
上候、誠御祝義計候、重而恐惶、

同名出雲入道

『包紙』
進上 入来院尾州
人々御中 重次

373 『入來院氏家臣入来院直記家藏』

尙と申入候、繼圖御書寫被下候、末代之重寶申ニ不
及候、於已後も御用段之時ハ、相互ニ御披見あるへ

く候、

不寄存候之處ニ、御懇切之預御書狀候、誠ニ畏入存候、如蒙仰候、先年者和泉へ御越、與風御立寄候、就者懸御目以面端萬御物語共申承候事、于今満足千萬候、仍繼圖之事、書寫被下候、多年本望大慶無申計候、雖遠方候、從今已後者少も御隔心之儀有間敷候、巨細順觀坊御物語可有候之條、先々令省略候、恐惶謹言、

卯月十三日

重次(花押54)

下村左衛門尉殿

御返報

374

『入來家臣入來院直記藏』

御船作ニ付、大口・高尾野兩所江留守中ニ於其許可被談合旨雖申達候、兎角我等歸宅之砌、具可申定候間、木床更又軍役之人數も、いかやうニ可被出之通、可申渡候、自然前稜ニはや内談候共不苦候、何共年内者無餘日候間、成間敷候間、靜ニ重而可申越候、恐々謹言、

375

『入來家臣入來院直記藏』

霜月十八日

澁谷石見守

重高(花押)

入來院三左衛門尉殿

以萩市左衛門被仰越旨、得其意存候、今度五郎兵衛方へ役儀申付候處ニ、〇候侘言〇候之由候、其旨者伯州代より役儀仕候處ニ、首尾惡敷遠流仕候、右之式候間、可指置之由候へ共、又々可被仰渡候、申分者尤之儀候、併當分家中之者共若キ衆迄ニ候、役儀可申付人無之候、一節成共相勤候者可爲仕合候、其上前之五郎兵衛遠流仕候儀、公儀事と乍申、名字之者之儀候處ニ遠流仕らせ候事、殘多儀存候へ共、無是非御事共ニ而右之式候、二度役儀申付、首尾能重而さし置度存候、乍大儀役儀仕候様ニ可被仰渡候、委細市左衛門可申達候、恐惶謹言、

九月十日

入來院石見

重頼(花押57)

大井十右衛門殿

まいる

いつミにて公方むぎに御つかひ候用途

合 十七貫五百文
一貫五百三十文自是御酒、御さかなも進候、

御用途十九貫三十文

村と田別請取申次第

御内分七貫十八文
惣村分十一貫六百三十二文

東郷分十町一貫六百七十二文

車内分八町一貫三百三十六文

田海分八町一貫三百三十六文

鳥丸分六町一貫文

南瀬分六町一貫文

斧淵分二十四町四貫文内一貫文、請取申候、

炭浦分七町三段一貫二百三十四文

宍野六町一貫文

藤河分六町一貫文

山田分六町一貫文

白男川六町一貫文

二渡六町一貫文

白濱五町二段八百六十四文内七百請取

周野分三町二段五百三十四文内二百請取

中嶋分四町二段六百七十四文

以上十八貫六百五十文

此内三貫五百ミしん

十一月十日

志岐小左衛門尉殿御身上之儀、兵部少輔殿以御取成、從薩州様・式部様御扶持方御給可被成由相濟候、定急度可被仰下候間、可相濟候、御在所の者先々今之様ニ、我等知行所へ御堪忍候ハ、可然之由、兵部少輔殿御内證ニて候、其通志岐殿へも委可被申候、御扶持共出候ハ人間者、其元御見次可有入魂候、猶急度壹人可差下候間、可申越候、恐々謹言、

五月五日 入來院石見守 重高(花押53)

宮里治部左衛門尉殿 まいる

『入來臣武光氏藏』

吉枝名取帳

拾九丁内 吉枝名庶子等分領事

右衛門入道本忍

保佐田一町

河縁入道日傳

牧崎細工壺一所 横丸六段保佐田五段付上

南入道忍性

まき崎壺一所 橋口八段松本四反

馬場入道日性

「本ノマ」 武津町一丁

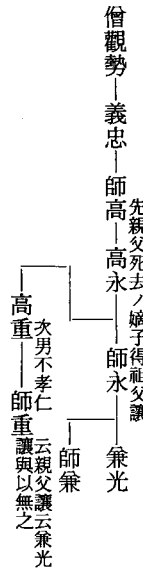
武光五郎三郎入道主禪

九段卅 又一町 五反

惣領日妙知行分内四分二町五段

『入來武光氏系圖』

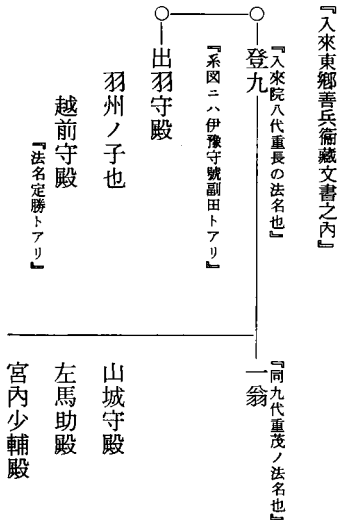
高城郡辨濟使并吉枝名相傳系圖



『入來東郷氏家藏文書』

猶と、或方へ持せ申候一種之事、其後もたより共候するニ、惡き由承候、於其儀者、先と差置可有候、

381



『入來東郷善兵衛藏文書之内』

登九

『系図ニハ伊豫守號副田トアリ』

○ 出羽守殿

羽州ノ子也

越前守殿

『法名定勝トアリ』

○ 一翁

『同九代重茂ノ法名也』

山城守殿

左馬助殿

宮内少輔殿

乍去、我等爲ニ罷成候様ニ調法候て可賜候、下總守・

李田も此等之段涯分心得有へく候、以上、

舟參候刻者一札送預候、御①懇遣之儀令満足候、仍爰許歸

朝之事も無早晚候間、永①被入之旅①被入申事候て、殊ニ猪

狸、又其後きのこまひたけ送被遣候、御懇之儀忘ましく

候、下總守・李七郎殿へも無何事候由、千喜萬悅目出存

候、萬歸國之砌可申承候、恐ニ謹言、

霜月十五日

又六

重時（花押55）

東助左衛門殿

參

382 『全』

つゝミ衆うき面五反

宮里ノ内

西の蘭門

しかくな所領あき相候する間、かくこ候へ、

一町一反

東郷兵部少輔
進候入來院（重時）石見守

383

今度就渡唐船之儀、御忠節次第、從三號船居座并池水新

左衛門尉方注進候、則令達 上聞候處、神妙旨一段可有

御感之由候、先以御面目之至、千秋萬歳目出候、委曲猶

潮口孫右衛門尉可申候、恐ニ謹言、

十二月十五日
貞陸（伊勢）
（花押42）

鳴津豊後守殿

進之候

年間不詳

附 錄 舊 記 雜 錄 卷 五

〔略之〕

一 御茶入二ツ御進上候、見事ニ候、其内なすびの御茶入取分見事ニ候間、先ニ御前ニ被召置候、奇特成御道具御持被成候と申事候、今一ツ之丸壺者、自然所望之方茂御座候ハ、可承合よし内膳被申候間、大事成御道具之儀ニ候得共、先ニ預置申候、何共御爲能様ニ任候

而見可申候事、

一 御屋敷之儀茂内膳口上ニ可被申達候事、

一 我等孫之儀、又三郎様江御縁組之儀被仰出候、雖斟酌千萬ニ御座候、不被聞召分候之故、不及是非御祝言共申上候、先以目出度候、尙期後音入候、恐惶謹言、

二月二日 伊勢兵部少輔 貞昌

種子嶋武藏守様

一 御茶入之御禮爲彼是、種子嶋〔略之〕御座候御藏入不殘御給候、〔辱〕之由候而西村越前方進上被成候趣、具致披露候、一段御機嫌能候〔而〕可御心易候、於様子者越前方可被申達候間、不能詳候、恐〔惶〕謹言、

九月廿七日 伊勢兵部少輔 貞昌判

下野守 久元判

種子嶋左近〔略之〕太夫殿 御報

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」五、五六九號文書ト同文ナリ〕

(本文書ハ二九六號文書ト同文ニツキ省略ス)

尙_ニ加治木寄之知行於有之者、幸之儀と被思召候、
旁可被御精出事、所仰候、以上、

一別儀ニ不被思召候、雖然當分御隱家之式候得共、御知
行等無之儘、御存分ニ不罷成候、自然御方ニ知給之御
取喫共御座候ハ、少シ御手付茂被成候様ニ有度思召
候、乍去其許之様子を難計思召候、過分之儀ニ而在之
間敷候條、何卒爲貴老可然様調達可在之由可申旨、巨
細源左衛門可申候、恐惶謹言、

十一月廿八日

本田源右衛門(親老)

伊勢兵部少輔殿
人々御中

一御書中得其意候、仍上使御下向ニ付、石原江御晝休之
家作爲被仰付之由候、いかにも輕ク如御柴たるへく候
間、其心得を以御振廻所者、古之家敷さしかけなとの
類ニ而も可然候半由候、御供御振廻所者、是も片ひら

屋ニ而も五所六所ニ而、輕キはたこ之類之御振舞たる
へく候、其故者、三四百人之儀候間、一所二所ニ而難
成候、田舎之事情間、有躰之様子不苦候、振廻さへ被
下候ハ、可爲肝要候由候、然者普請ニ付、従前方衆
中大工を被仰付ましく、加治木御使衆江御談合候而御
調尤候、猶御用之儀共候ハ、追而可申承候、恐惶謹
言、

二月十日

仁禮藏人
頼景在判

鎌田源左衛門
政有

山田民部少輔
有景在判

鎌田出雲守
政弘

本田藏人殿
御報

一態令啓上候、仍從駿河之御使一昨日下午着候、駿府之御
仕合早晚ニ茂勝、一段可然御座候之由承、千秋萬歲奉

存候、乍利口弥々御賢慮可入事ニ存候條、此等之趣伊兵老少迄用一書候、尤御方江令祇候雖可申上候、煩等得快氣平臥之躰候之間、貴老迄申入候、御仕合を以宜預御披露候、恐々謹言、

卯月七日

新納(久徳)五郎右衛門入道
遊浦在印

本田伊豆守殿

御宿所

▽以上△

(御ナシ)
〔一〕一書申入候、仍(關字)又八様御庖瘡一段御心易御座候、一昨日迄ニ御庖うミ揃申候、昨朝(御より)〔方〕次第ニやねく引申躰候、三日中ニすへり可申由道三被仰候間、目出度存候、別ニ替儀無御座候、此等之段爲可申上飛脚差下申、細々申入度候得共、念使候故書中大方候、追而御吉左右可申入候、恐惶謹言、

三月六日

町田圖書頭(御花押)
久幸(判)

比志嶋掃部助殿

上井次郎左衛門殿

本田源右衛門殿

人々御中

〔町田氏正統系譜〕ニヨレバ「加治木本田源右衛門藏」トアリ

391 一諸所衆中近年堪忍就難成、方々江被行散之由、地頭ニ

無届其所江不被罷居衆を、知行被召上、御内可被相離候、若又私ニ御内相離、誰人えも奉公なといたすニおひてハ重罪(御之)〔候〕御慶可被仰付候、此旨を以諸所地頭并慶衆可被念入者也、仍御法度如件、

元和八年

六月廿四日

伊兵部少

貞昌判

比宮内少

國隆在判

三備中守

重種在判

町田圖書頭

久幸

喜攝津守

忠政在判

本田源右衛門尉殿

御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄後編四」一七三八號文書ト同文ナリ)

392 一 一書申入候、仍於京都可被相調御用物注文、從御荷内

衆被持せ候、澁谷四郎左衛門殿・上井東市正殿江被仰

渡、相調御上洛可被奉待候、恐惶謹言、

卯月廿七日

比志嶋宮内少輔

國隆在判

喜入攝津守

忠政在判

本田源右衛門殿

御宿所

393

〔尙〕ニ帆柱之儀、帖佐・蒲生町衆へ被仰付候處、三

百人ニ而可曳木有之由候而、蒲生・吉田之衆中被相

渡候間、談合候而可被相下事肝要候、

一 此度被仰付候御船之帆柱、蒲生米丸之内牧神山〔口〕被

取置候、御急用之儀候間、來〔ル〕四日・五日之間蒲生・

吉田兩所之衆中追立ニ被仰付、帖佐〔川〕口迄可被相下

〔候〕、右木敷之儀者、本田源右衛門尉〔江〕書狀を以

申越候條、不及口能候、次者加治木之内御藏入小山田

村辰之芋出來候〔由〕、其元衆中念を入被見懸候様ニ可

被仰渡候、恐惶謹言、

七月朔日

伊兵部少輔 貞昌〔在判〕

〔花押〕

比宮内少輔 國隆

下野守 久元〔在判〕

〔花押〕

比志嶋掃部助殿

本田源右衛門尉殿

御宿所

394 一 態令啓上候、仍蒲生之御城米借用方ニ付、受狀之儀被

仰聞候、惣別伊地知對馬守殿存ニ而候條、彼方可被仕

候得共、三人之事者我等下知ニ而取成申故、未調、彼

者江持せ進上申候、上納之折節者可得責意候、尤拙者

持參可申候得共、當分加治木就御普請見廻申故不隙、

乍慮外飛札如此御座候、餘者貴面之折節可申述候、恐
惶謹言、

三月七日

本田源右衛門尉
親存在判

本田伊賀守殿

高崎民部少輔殿

新納小右衛門佐殿

參人々御中

尚と行司事茂^{④上}參^④可被申由候^{④得}共、于今不參候、

早と^{④被}〔可〕致參上、算用奉行衆^④〔江〕合點候様^{④ニ}可被仰

付候、〔以〕上、

一今度御算用ニ付、蒲生御城米^{④之}究^④帳、早と可被差出

〔候〕由、算用奉行衆^{④より}〔之〕度と爲被申理候由候處ニ、

〔今^④ニ〕延引不可然候、御算用^④〔茂〕今月中ニ相濟事^{④ナシ}〔ニ〕

候、急度帳被差出候様ニ可被仰渡候、聊延引有間敷候、

恐〔惶〕謹言、

卯月十八日

三原備中守^④〔花押〕
重種〔在判〕

下野守

久元^④〔花押〕
〔在判〕

▽^④
下野守

▽^④
本田源右衛門殿

御宿所

久元^④〔花押〕

一^④〔貼紙〕
「かちぎ」

本田源右衛門

△

一急度申候、去々年たはこ出錢、于今納懸有之由、請取

衆被申候、何分之儀ニ而延引候哉、曲事深重ニ候、則

相揃三日中此元藏衆江相渡候様可被仰付候、抑緩有間

敷候、恐惶謹言、

西二月十六日

川左近將監

久國在判

喜攝津守

忠政在判

本田藏人殿

御宿所

397 一谷山衆中有馬主馬(之)允(ナシ)、於吉田町人(之)買取候處相

走候、然者中人仕候者、自然彼賣人走候ハ、女房を

有馬殿(江)可相渡由、縫書物仕候間、去年七月(巳)來

より申理候(得)共、不相濟(候)、(從)公儀於被仰者、

無餘儀段、可相濟之由、彼町之部當申由候間、一書如

斯候、委被聞召届、早(ニ)相濟候様(三)御入魂所仰候、

恐惶謹言、

四月廿九日

伊勢兵部少輔(花押)

貞昌(在判)

本田源右衛門殿

人(ミ)御中

398 一蒲生衆天辰二右衛門殿より、知行高九石餘瀬口主稅助

殿永代ニ被買取候付、自貴老御狀被相付候條、則披露

候、於其許茂様子細ニ被聞召届、自前ニ無別様子細ニ

而候ハ、無吳儀高ニ被相加候而可然之旨、其心得尤

候、恐惶謹言、

八月十二日

市來(家書)八左衛門尉

良在判

「本ノ、」
此定不知

山田民部少輔
有榮在判

399 一尊札令拜見候、仍先度者偶雖御越候、乍早晚御無會尺

之至、無心元候由被申事候、然者茶酒口今燒之皿被送

遣候、満足之由直ニ被申入候條、不能詳候、將亦至我

等先度者種ニ被爲拜領、就中見事之御脇差被下候事、

誠ニ以辱次第、書中不得申候、餘者御使者へ申上候條、

令省略候、恐惶謹言、

三月六日

本田源右衛門

親商在判

寺澤志摩守様
尊報

400 V^⑩
以上 Δ

一書申候、然者甑之嶋之儀、隔海路一所としたる所ニ而

候條、此中も奉行かましき衆を不斷可被召置候處、御油

斷之様ニ成行候、方ニより旅人共集所之由候間、主なし

にて候へ、連々如何様成私かましき儀も可有之候、就中御當代御法度之たいうすきりしたん宗なともかくれ居事も可有之候、又者ははん人なとも所よりも可出候、他所之者も可隠居候、左様成ニ付而、本田伊賀守可被召移之由御意候、右ニ如申隔海路、鹿兒嶋よりも程遠候間、大形之衆者結句私かましき儀共候て、如何敷可有之候條、彼地へ可被遣人、能々御撰候へてハと思召候處、幸伊賀守事地頭と申老老之儀候、先年琉球へ御人(衆)被遣候時も、歴々不行儀ニ候處、伊賀守・市來八左衛門(尉)兩人送りちぎニ御相勤候故、御褒美共被成候條、弥入念可申と思召之由御説候、此旨被仰渡、早々被罷移尤候、境目へ被召移候衆へハ御加増共候間、其同前ニ於彼地知行可被遣候、先年肥後堺目之儀、彼是御心遣之所ニ候間、可被罷移由雖被仰出候、病氣ニ付延引之躰ニ候、今度之儀ハ別而被仰出儀候條、違儀なく被罷移候様ニ、急度可被仰渡候、猶三大藏太輔殿可被申達候、恐惶謹言、

卯月廿二日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押36)

下野守

久元(花押50)

川上將監様

彈正大輔様

人々御中

〔右ノ考〕

〔限之城天辰親行弟天辰九郎左衛門親時、本田伊賀附衆中ニテ、甌島ニ罷移、伊賀歸府ノ時相付キ府ニ回ル、子孫甌島土天辰覺左衛門ナリ〕

〔本文書ハ「舊記雜錄後編四」一五八五號文書参照〕

401 又八郎就煩、別而被入御精候、爲拙者畏存候、旅之儀

ニ候へハ、一段不辨之躰候條、何篇御入魂所希候、昨日又庖瘡能被見知候人へ、猶もミセ申度候、安齋今宵之脈顔色等いかやう被仰候哉、承度候、御返事ニ可示給候、

二月十二日

(伊勢)
貞昌(花押37)

臨也老

伊弥丸

玉床下

爲御使普賢院去九日上着、從 惟新様 御書致頂戴、誠ニ奉存候、仍 奥州様御上洛就御延引、本多佐州御父子、山口殿其外御鼻負之御衆被成御氣遣候、以先書其段申上候處、尤ニ 思召候由、今度之御書ニ被 仰聞候、安中奉存候、鹿兒嶋へも節々細々申上候處、于今御延引不審千萬奉存候、山口殿御氣遣ニも人々さへ□如此成以次こそ計策可有之候、今度初而駿府江戸被成御參上候間、御前御別儀ハ有御座間敷候、御氣任ニ御入候間、人之申成被 聞召置候ハ、ゆくく御爲不可然候由、御詫言にて候、今月朔日又從山口殿御使被進候間、其刻も 奥州様へ世上物沙汰之通申上候、關東にて御遺物として帷子千五百餘調笥申候へとも、七月彼地於御下者、秋ニ成候間、帷子など御遣候へん事、成合申間敷と山口殿被仰候、然時者過分之御造作ニも罷成候、定今月之末ニハ可被成御上着候間、七月之中旬比ニハ伏見可爲御打立候哉、何共就御延引御心遣候、罷成儀迄候、相良内藏

猶々昨日之御禮存程不申得候、以上、

助從江戸近日被罷上候、彼物語ニも、來春者 兩御所様被成御上洛、内裏之御普請可被仰付ニ相定候由候、左様御座候ハ、正月・二月ニハ又御上洛可有之候、何とそ被成九・十月ニ御下向も候ハ、來春之御用意も大方可被仰付候、とかく被成談合、堯秀駿府へ被成參上候、前かと山口殿も 奥州様いかゞ可思召候哉と被人御念、我々へも御尋候間、向後 奥州様御爲能様御内談申候つゝ、山口殿も奥底無御座御熟談共候、可御心安候、御使僧普賢院も堯秀御留守居迄申置、近日差下可申候、山口殿への御書者、我等請取申候ハ持參仕候、此旨可預御披露候、恐々謹言、

六月十二日

伊勢兵部少輔
貞昌(花押35)

本田源右衛門尉殿

日之昨者次郎四郎殿御振舞、種々御丁寧之儀、誠々難謝
 盡候、乗佳興長居仕、かつての衆之あくひ推量申、ちら
 ん次郎右從何方歟無正體醉候而來儀故、暮も漸一番打
 申、藥袋(益体)もなくまけ候てちよろりと逃被申候つる、我等
 もあしもとよろ／＼にて罷歸申、其まゝ就枕不知東方之
 白睡眠、大笑々々、尤以參御禮雖可申入候、今日 殿様
 へ御客ニ紛冗故、乍存候、萬々期面上候、恐惶不宣、

五月廿五日

伊兵部少輔 貞(花押36)

三左金様

人々御中

猶々吉加江内膳事居屋敷之儀、此前申下候處、其首
 尾いまた無之由候間、早々可被相渡候、

幸便之間令啓候、

一先書ニ申候歟と存候、我等知行殊外荒候由、いつそや
 注進候由、其や田掃部殿東長左へ以書狀、知行荒候様
 ニ其聞得候間、左様ニ無之様ニ可被念入候、我等其元

江罷居候時さへ無其儀候、當時ハ入木入草など、其外
 夫遣我等居候時之様ニハ有之ましく候間、知行なと荒
 候事ハ如何之由申遣候處、少も知行不荒由、從兩人度
 ニ申來候、始良之内小場與申所、人の常ニ行付さる所
 ニ而候哉、是ハもと／＼より荒候間、誰ぞ移候て召置
 候ハ、作ひらけ候はんかの由、兩人より被申越候、
 此儀ハ我等も爲存所にて候、是ハもと／＼より荒候、
 其外ニ新荒之所少も無之候、無心元候由候、定兩所聞
 違ニ而も候ハん歟與存事ニ候、猶相易儀候ハ、追而
 可承候事、

一我等屋敷内番仕候衆、門の明立庭馬場之さうち仕候由
 候、今之屋敷者殊之外四方馬場たるへく候間、一方之
 馬場ハ定番衆はゞき候ハんと存候、甚左衛門・官右衛
 門・孫八などの様成衆、四方ハ掃除候様ニ申付度候、
 此中も孫八・甚左衛門兩人にて三方ハはゞきたる様ニ、
 其聞得候、官右衛門なども徒ニ罷居候而、可爲同前候、
 此元へ召寄候衆ハ、日夜ほねおり候處、其元出合候衆

ハ日夜心易候而、掃除以下之儀ハ無緩申付度候間、可
被得其意候事、

一先書ニ、此元小姓共無之候間、竹伊佐・小倉七介・堀
帶刀子共召列候て罷上候様ニ與申候つれ共、頃小姓一
兩人相抱候間、先ニ右三人のおさなき衆ハ、此節之儀
可被相延候、就中帶刀之儀ハ必可爲無用候、當時ハお
さなき者共多候間、此元賄方六ヶ數候條、可有其心得
候、尙期後音候、恐ニ謹言、

十一月廿三日

伊兵部少

貞昌判

有川治部左衛門尉殿

八木民部左衛門尉殿

御宿所

405 我等痲氣度ニ御尋被下辱候、ふせり居申候故、不能對顏

心外候、漸得快氣候間、何様罷出候時分、御禮可申伸候、
仍而昨日於下之御屋敷御成敗者御座候つる處、殿様ハ
不被成御覽由承及候、貴殿御供候哉承度候、誠ニ奇特千

萬成御事、催感涙候、御若ク御座候時分ハ、左様之事ヲ
專ニ被成、御自身御ためし被成儀、世之常ニ而候、尤科
人御成敗之儀者、如何様ニ而茂不苦儀ニ候得共、惣別國
之御主たる人者、御身持被成御重儀肝要奉存候、其人を
御殺候事御覽シ、にくき杯と思召候御心持者、仁道^{無カ}ニて
御座候、仁道ならてハ御國者長久せざると、昔より申な
らハし候、孟子曰、齊之宣王、孟子問曰、王堂上ニ坐シ
給フ、牽牛堂下ヲスクル者アリ、王見之曰、何方ニ行、
對曰、將以繫鐘、王曰、舍之、吾不忍其黻黷若無罪而就
死地、對曰、然則癢癢鐘歟、曰何癢也、以羊易之不識有
リヤ、諸曰、是必王タルニ足リ、百姓皆王ヲ以愛メリト
スレリ、臣固リ王之不忍コトヲ知レリト云、右ニ如書付
候、齊之國之王牛ノ只今殺サレンヲかなしミ、易羊ヨト
爲被仰を、下ニ之者共カ牛之大ヒナルヲ愛シテ、チイサ
キ羊ニ易よと爲被仰なとよいひふらすヲ、孟子之被聞
て、王必定牛ヲ羊ニ易よと爲被仰歟と被問タレハ、其儀
なりと被答、孟子是ヲ褒テ仁之道なり、此心ヲ弥被謹た

らハ、國家ひとしく太平可成といはれたる心に、此度殿様之成敗人を御覽不被成して、同意ニ御座候、惣別殿様者御替り被成御座候得共、人を御赦し候事ヲ可被成御好候、是者仁之御心ニて候、人之身上之崩果候事者、輕からぬ儀ニ而候を、誰もく心安なされ候儀、今の世の流行事ニ而候、其故ニその家絶果、眼前ニ候、殿様今の御心持弥相替り不申候ハ、御家長久ニ而、御身の御冥加つよく可有御座候、天道之失者少茂はつれぬと見得候、右ニ書付候孟子之儀、事くとき申事ニ而候得共、唐ニ者鐘を新鑄立候而者、必牛を殺て其血ヲぬり候由、齊宣王之御覽候所を、牛を引て通り候間、いつくに行そと被問たれハ、鐘ニ血ぬらんと答たと也、そこで王之羊に易よと被仰候、是を一向物をしらぬ百姓共者、羊ハ少キ物なれハ、牛ヲをしまれたる様ニ申なしたると也、王之心にハ、只今此牛か殺に行、さてもあハれ成哉と被思て、こらへられぬ程ニ見給、羊ニ易よと爲被仰を、下の者共者心淺くして、あしき様ニいひふらしたるを、孟子

の聞付て宣王ニ被問たれハ、一定牛ヲ羊ニ易よと爲被仰と被答候、宣王ハ何心なく今みし牛の死なん事を悲まれたる迄ニ而ありつるを、孟子者は仁之道也と爲被褒となり、今度殿様之成敗人を御覽不被成茂、定而被殺をあらはれニ思召御覽し兼たる歟と奉察候、貴殿など不斷御傍江御座候而御咄有之儀候間、ケ様之儀共御聞置候而、自然之時者物語ニ茂被申上候ハ、彌御心得茂可參候哉、昔之事ハ手ぬるき儀ニ而、約ニ者立ぬ様ニ若キ衆者被存候得共、賢人之聖人之被云置たる儀を、今の世にあてゝ見候得者、少茂不違候、聖人・賢人ハ天の使と申候、氣ニも左様ニ可有之候、めてたさのあまり如斯ニ候、恐惶謹言、

十月五日

伊兵部

貞昌

本半兵様

406 昨日者御茶被成御進上、殊ニ隱岐守殿志摩守之御出之

處、首尾克御機嫌宜、珎と重と御満足於拙者迄目出度存候、從是早と祝詞可申入候處、今日者結句被成御出過分至極候、將亦昨朝之初雪に 黃門様御詠歌御座候間、奉和 尊詠候、爲御慰書付進覽之候、

ふりはへて積れる今朝の白雪ハ誰有明の月そのこれる(唯)

萬木生花不耐看、化工教雪學春戀、豐年瑞色盈天下、賞酒家と無殘所、

殘の字を奉和如斯候、尙期拜顔候、恐惶謹言、

十一月廿七日

伊勢兵部少輔

貞昌

敷三十様

人々御中

407 先日者加治木迄茂御送祝着申候、御地 殿様一兩日茂可爲御逗留申候、兼而御沙汰候つる留置之事共、委可申上置と存候つる、翌日少と御立故あはたしくして、何事茂殘多事而已可有推量候、乍去大形令演說候旨、何茂被念入相調候様ニ入魂頼入、擬と我等十二歳ニ而候つる

や、水俣御陣江立せめしより、肥後・豊後之御陣立、夫が上洛、關東小田原之御陣迄行めぐり、日本平等ニ相治り候而より、亦高麗御征伐之時茂人數ニ渡楫候、殊ニ高麗ハ吳國之故にや、人と氣つまり、いさゝか氣のくるしきなといひ、床ニ伏すかとすれハ、草露の風に散ることく、きのふ見し人けふはなくなり、誠ニ如夢如幻泡顯(幻カ)如露亦如電と觀し、けふの日も命の内ニくれにけりと而已存候つれ共、奇特ニ無恙歸朝し、それより亦上洛、あつまの奥迄茂年ことに行かへり、東漂西泊二十餘年の辛苦ニ而候つれとも、今度之御出陣之御供者一世の大事、夜をぬえず思ひ煩らひ候、致主君之御供哉、武士之戰場儀本意之事ニ候得共、御供之方と皆と若キ衆にて候、薩广者武篇之譽天下ニ普候得共、御弓箭之氣(本マ)かりし時、事ニ馴れ覺のありし人とのこりすくなく成果、たま／＼残りある人と茂、麒麟茂老ぬれハ、驚馬にをとれるかたくひニ而、中と供奉之思掛もなく候得者、合戦之駈引無功之人達、無心許氣遣之第一也、亦日本之集りニ而候得者、

色々様々之出合、當末之分別共ニテ、御家之大事ヲ可有御談合茂、押立たる功者者無之、誠ニ御事之欠ケ候まゝニ、我等如キ之若輩被任時之職何之分別思慮茂なく、後代之嘲ニ成候半事氣遣之第二也、亦弥九郎ヲはしめ、鎌又七郎殿・弥八殿など其外人の子共達之若キ武者、珍敷事ニあひ、矢竹の心ニまかせ、あぶなき事共可有之と思ひめぐらし、かなたこなた心を遣候ハ、當于時手前のをくれ候半事、氣遣之第三也、か様ニ盡心候處、我等留守ニ召置候者共、男女ニよらすゆるく令可罷居事不可然由、能々申聞度候、我等宿者籠之事候間、馬場ヲありき候人音ニなりとも、ちと心ものひ候はん、城は猶こそ淋しく仕合候半、され共如右氣ヲ詰候而さへ月日おくり候と思ひやり、淋敷をも思ひおりされ、目出度下向ヲ被招待候得と申度候、擬々人の親の子を思ひ候事、不珍候得共、今度宗可一首をつらね、若雅事を嘆ミテ、御側之衆迄進獻候を被成上覽、あへれる事共と被仰出、詩歌御吟味なさるゝ折節御前ニ有命、東郷越前守つかふまつ

るへきよし被仰付候間、感慨ニあまり、我等も一詩和韻候置付候而、宗可江遣度候得共、取まされ候而、此書面ニ而被相送可給候、

思ひ子を旅にやりての跡に身は、

いかにしてかはすまん古郷 宗可

忽聽歌篇數行別然強尙著傷腸功成夕遂赴歸日着錦共待到故郷、

右之和韻誠ニ不對成儀恥入候得共、宗可之歌身ニしミ入、不顧嘲哂、且亦我人ヲいわる候而如斯候、宗可一覽之已後不可有他見候、恐々謹言、

十二月十四日 伊勢兵部少輔 貞昌判

けにく失念候東越前殿哥
たのミより宿ゆたかなる思ひ子の
旅は旅にもあらしとをしれ

蜜乗坊

『在花林寺』

猶以伊勢鶴殿もいかにもく、かるく、と被成よし申
來候而、安堵此事候、將又屏風、懸而可相調候間、可
致進覽之候、

今晨預貴札候處、紛冗故不能即報心外候、〔本まじ〕薩州尊君御

庖瘡早と被成御快氣、誠千喜萬悅多幸々々、弥以御家御

繁榮之驗顯然候、連と御祈禱之奇特、就中庖瘡易被遊候、

秘府共被進置候故、如此思召儘之御事、殊勝々々難伸言

語儀候、定 御曹子様・御姫様も可被遊候間、其御立願

共有之事、内と被得其意、御懇祈此時候、猶期拜顔不詳

候、恐惶謹言、

正月十日 伊勢兵部少輔 貞昌〔判〕

〔花押〕

▽伊勢兵部少輔

華林寺

御報人々御中

貞昌

△

『在花林寺』

猶以素統一箱令進獻之候、表書信〔之〕驗而已、

貴山御入寺之祝詞、早と可申入處、不得間暇之故、思而

不能、延引似怠非怠候、賢察所仰候、抑〔關字〕貴僧之儀、因

御譜代之筋、其地可有注由被〔關字〕仰出候、其趣從御家老中、

具雖可被仰達候、尙以令啓候、然者霧嶋山之儀、御分國

衆之儀〔者〕不及申、自他國之參詣衆不相絶、群衆之境他

二候間、或御國之政道善惡之沙汰、或他邦取沙汰等被染

心、若題目之子細可有之時者、必御家老衆へ被得内意尤

候、宵匪勤行等之功、右之趣被碎心底、諸事不有緩疎候、

誠貴山之儀、天地開闢以來之靈地被成御住候儀、御名譽

不勝計候、恐惶不宣、

四月十一日 伊勢兵部少輔 貞昌〔花押〕

霧嶋山

座主御坊

▽玉揚下

△

到遠境預御使僧、殊當年初之松茸一籠五本被送下候、
而見事驚目候、今夕客來候間、此一種可爲佳興與大悅此
事候、「本マ、●勝」例大ニ御座候、仍去十日 黃門様被成御參詣、
御仕合能御満足之由目出度存候、定此地御參府可有之候
間、以貴面可申達候、先日も如申進候、弘法八百年忌之
詩序致清書、可令進獻候、恐惶謹言、

八月十四日 伊勢兵部少輔貞昌
△(花押)

座主様

尚々彼屏風御立置候て御覽候哉、如何々々、貴翁御
能筆●之儀候處、さそや〜おかしく、御入候●半●
と汗願々々、以上、

此方●御屋敷●致●炎上、早々使被成御進上候、即致披露
候處、至遠境懇志別而御感悅之到不大形候、爲我等能々

可申旨御意候、扱々其夜●之體肝をつふし候儀、中

〜筆舌ニ難申仲次第候、當年者御家御いみ年のよしニ
て、從春以來於御國、大御祈禱大御願共被成候、此方ニ
ても殊外御祈念共御座候つる、さやうの替事かと、還而
各めてたがり申候、就其不思議なる儀候、木村休兵衛尉
と申はかせ、火事以前、御屋敷●之氣、以之外惡たちの
ほり候間、よく〜御祈念候へ、御家相果候●程●の御事
出來候はんよし申候つれとも、あのつれの者手前●にて、
祈念仕たかり候へんなんと申、上下共ニ大形ニ挨拶候而
御座候處、如此儀共出來候、又御馬廻之内御歴々之御方
數多御覽候、火事三日前此方御屋しき中ニ火はしら立
候、皆々被成御覽、おそろしき儀との御沙汰にて候つる
ニ、無程火事出來候、然時●今度之火事まことの可爲
天火との被仰事候、如何様大●之惡難ニ易候儀必定候、
御信心●之寄特候、御前様も五月始比より御血之ミち御
起候而、ことの外●御●むつかしく被成御煩、火事之時分
御養生最中●候つる間、弥おもり可申●存候處、結

句火事以後よりよく御入候て、●頃〔比〕すきくと御快氣候、かやうの儀もたゝ事ならぬ事候、珍重多幸、恐惶不宣、

暮秋十二日

伊勢兵部少輔▽●貞昌〔花押〕

華林寺●そん
〔尊〕答

412 『在花林寺』

猶以內に從是可申入與存候處、及御報非本意候、以上

所示之花翰再誦三誦賜無如之也、如來命先月中●者、當〔ハ、尙〕所御祈願所江雖御逗留候、依不得間暇、終不能閑談殘多候、乍去一日被寄駕、於草廬龜茶參候而、本懷至極候、仍御祈禱之御札守等、今日●幸〔有川治部左衛門尉江江進上候間、相渡候、虎壽様御祈念弥御精誠所希候、將又見事之兩種被懸御意候、於當國者不見申逸物、珍と重と、御厚志不識所謝候、萬縷期再會、閣筆者也、恐惶不宣、

413 『眞本在帖佐氏』

十一月十六日

伊勢兵部少輔▽●貞昌〔花押〕

霧島
座主御坊 貴答

一書申入候、帖佐長右衛門尉殿先年 又八郎様御上洛之時分、夫婦御供被申、 又八郎様御歸國之時分、爰元にて御姫様御誕生ニ付、御乳無之候て、彼内儀被召留、長右殿夫婦子息長と被相詰、當年九年ニ被致歸國候、然者身上之御侘被申候、去年 黃門様此元御打立前、以三原飛驒守殿、長右衛門殿儀別而致御奉公候條、可被付御手候而可承置由被仰出候、最前伊集院〔忠成力〕筑前守殿内儀同前ニ又八郎様爲御乳被召列、筑前守殿ハ臆而知行三百石被給候間、其時分同前ニ御扶持も可有之歟與存候處、其儀無御座、如何敷存候へ共、兎角不申上罷居候、筑前守殿よりハ過分ニ詰重申候間、其御心付も御座候様にて被申事にて、何れ被付御手候ハんへと存事候、猶於様子者、其

身可被申達、猶不能詳候、恐惶謹言、

二月廿九日

伊勢兵部少輔

貞昌(花押36)

野州様

喜攝津守様

比宮内少輔様

人々御中

414

『眞本高岡河上氏藏』

猶以木綿足袋三足進之候、ことの外ひへ候まゝ、補

寸志候、以上、

昨日者一段新候鹿被懸御意、即致料理賞味無比類候、頃
珍敷候、殊寒中別而藥之由候つる、數日可令服用候、御

懇志難謝盡候、昨日適御出候處、心靜ニ不申承殘多存候、

委細期再會不能詳候、恐惶謹言、

十二月廿六日

伊勢兵部

貞昌(花押36)

川上勘解由長官殿

御旅館

415 御書謹而頂戴仕候、仍從小林殿書狀懸御目候付而、(闕字)御

詔之旨奉得其意候、委 奥州様へ申上候て、此方御談合

候様子、從是可申上候、道與之書狀も昨日可致進上候處、

失念仕候間只今進上申候、此狀ニも別ニ相替事も無御座候、内膳口上ニも同前

之御事候、將又昨日五嶋殿能被遊候、殊外之けい、こ有た

る藝とハみえ申候へとも、御手前之儀ハ書中ニ難申上

候、今日我等所へ振舞申候、從 龍伯様、比紀伊迄御内

證御座候て、明日如國府被參候、此狀可預御披露候、恐

々謹言、

五月廿三日

伊勢兵部少輔◎(花押)

貞昌(判)

曾木五兵衛尉殿

416

(本文書ハ三八四號文書ト同文ニツキ省略ス)

417

口上

新納四郎右衛門久辰儀、祖先之戰功ハ勿論、代々家老職

勤來ノ由忠勤神妙ニ被思召、依而中納言様ヲ特ニ大隅國
桑原郡踊三體堂村大鹿倉賜與御沙汰候事、

寬永十一甲戌年七月十六日
川上式部大輔
久國花押

嶋津彈正大弼
久慶花押

新納四郎左衛門尉久辰殿
(或ハ疑文書カ)

418

尚々竹與殿長々在旅、無恙御供にて歸國、目出度笛
一段あかり候、弥たしなミ候得かし、世簡の藝共新
九郎・長右衛門などのけてハひやうしのきくたるま
てにて候、一味樋口などの藝ふり夢にも不聞候、手
前者しよしにて、はしりたてにて候、むかしに替
大事之事をも如何くしくおしへし世の中に、かし
ら立たる人無之故かと存候、貴老の笛にて一番打度
候、おかしく候、内儀よりも可相分儀候、以上、又
申候、此頭巾時分柄之物候間進候、

幸便候間令啓候、扱もく久敷物遠ニ罷成候、適便宜之
時者公儀事ニ書狀共色々六ヶ敷したゞめ候て、中々存
寄たるかたへも染筆候事も難成候、每便無音心外ニ候、
貴老いか程しはたらけ御入候哉、我等つふりの雪一丈ほ
とつもり候、昨日之兵部にて其之むかしこひしやうく
今度入見參、大口なにてわか／＼しき共候つる事、せ
めて語候而慰度候、人の上も我身の上も、よの中の脆さ
不足論候、天子の御上にて當年中ニ、太子御ふた
りニ御別候儀ニ、盛衰滿耳遮眼候、乍去我等者五百年者
先いきてミせ可申候、恐々謹言、

七月廿七日 伊勢兵部判

419

貴殿御歸國之時分、知行可有御給候由從 薩州様被仰出
候、被成打立刻、書狀可被相付候處、貴殿方もとかく不
被仰、何角候而無其儀候、彈正大弼殿・下野守殿以書狀
申入候間、此方ニ而御承之様子、從御方茂被仰入尤候、
爲其一書如斯候、恐々謹言、

六月廿日

伊勢兵部少輔
貞昌

意有間敷候、恐々謹言、

大嶋久左衛門殿

御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一〇二六號文書ト同文ナリ)

「正保三年」
四月十六日

顯娃左馬頭
久政(花押 61)

嶋津彈正大弼
久慶(花押 153)

420 (本文書ハ四〇二號文書ト同文ニツキ省略ス)

伊集院

神川

日置

帆之湊

吉利

永吉

伊作

田布施

阿多

加世田

小松原

小浦

片浦

421 (本文書ハ四〇三號文書ト同文ニツキ省略ス)

422 (發數)
所持主

相徳伊右衛門

以上

先月十一日之御日付にて、江戸御奉行衆之御奉書、態以早飛脚被差下候間、相寫、地頭衆へ相渡候へ共、重々申越候、弥左様之趣、無油斷可被申付候、去年之仰出ニ少も相替儀無之候條、可被得其意候、今度御兄弟衆御順見候間、緩之所者直ニ可被仰上候、其心得尤ニ候、聊疎

諸所

暖家中

(本文書ハ「舊記雜錄追録」一六八號文書ト同文ナリ)

423

□_(張紙)持主

相徳

□

(本文書ハ二三號文書ト同文ニツキ省略ス)

年間不詳

附 舊記雜錄 卷六

424 薩摩國御家人揖宿平四郎忠秀與(顯姓)娃(顯姓)穎平太忠繼、論申開門

神領間事、豊後三郎左衛門尉相共召決、兩方可被注申給候也、謹言、

七月廿七日

武藏守(御判)
(花押)

豊後四郎左衛門尉殿
御返事

忠永
顯娃三郎
顯娃・指宿・知覽・給黎・薩摩郡等知行之

忠方
顯娃本地頭
忠元 號太郎
指宿本地頭
忠秀
忠光
指宿本地頭
忠成
平四郎 指宿郡司
郡司小次郎

忠連
初宗忠
郡司又次郎
忠篤 彦鸞丸
指宿郡司彦次郎入道成榮

正忠
郡司
女子
師大
忠合
指宿郡司
近江守
賴忠

426 就今度國中亂惡、長唯別而無二ニ申合候、爲其辻同名式

部少輔永々以在府日夜辛勞候、仍敵陣所々敗北候之條、
歸宿之通申候、連々入魂可爲祝着候、恐々謹言、

二月五日

義宗(花押)

大平左京殿

427 天草越前押領就仕形、今度難所之渡海差渡早速之注進之

働、絶言語處、尤忠節不輕、後日ニ可有其恩賞也、

八月七日

嶋津常陸判

大平藤太殿

梅田八千殿

428 「野邊文書」

(花押)

淨光明院領日向國柏原財部兩郷收納使職事、所被仰付也、御年貢以下無懈怠可令執沙汰給之由所候也、仍執達

如件、

七月四日

從儀師爲惟(兼雅カ)

謹上 日野祖賢御房

429 「全」

態令申候、從先度梁瀬屋しきの事侘言御申候、致披露候、御まいらせ候、早々御移候て御奉公候へと可申旨候、兼

又小原ニ御賣候百姓、以次披露申候、悉賣免買免ハ御計

候へ共、御舍弟なども御用ニ御立候間、か様の儀をおほ

しめされ、去年以來兎角不被仰候、是をも新恩ニ御扶持

候よし申せと候、爲後日細々書付進之候、恐々謹言、

三月十八日

佐土原八郎兵衛

祐量(花押116)

荒武右京亮

宗道(花押15)

落合淡路守

兼仲(花押71)

長倉能登守

祐省(花押200)

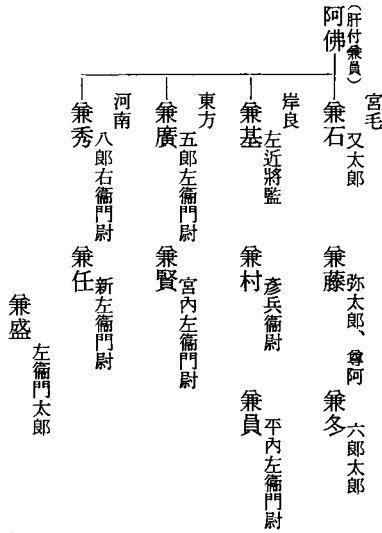
野邊讚岐守殿

430 「全」

十三日のよきりあひの候て、まこ三郎たちうちにあひ候、めてたく候、ことにてなんともおハす候、めてたく候、よろつ又くかしく、

「不分明」

肝付郡辨濟使職系圖



(花押55)

左近將監兼元參申之旨候、所詮、爲舍弟身、可隨嫡子之命之由申候、元自於舍弟、可有憐愍之計之由、元自被載

御下知了、存其旨、無乖違候様、可被相計之由早々、仍執達如件、

九月八日 正賢

肝付郡辨濟使殿

下 嶋津庄大隅方肝付郡内

可早以兼基次男左兵衛尉伴兼村、岸良村田畠山野狩倉等令相傳知行事、

右伴村者、兼基親父阿佛所帶也、而兼基依爲子息讓得之早、爰兼基未分死去之處仁、難成給安堵御下文於嫡子得房丸、又以死去早、爰兼村帶次第調度證文等申之間、所宛行也、有限於御年貢者、無懈怠令勤仕之、爲兼基遺跡^{〔跡〕}可令領事之狀、所仰如件、

〔年間ナン〕

何條御事候哉、兼又去年行惠他^{【本ノマ、】}行之跡^{【跡カ】}伯耆^{【跡カ】}方御年貢無沙

汰之由、被書下候ける之條、以外事候、於當年分者、以

三月中可有其沙汰之由、所申候、^{【可カ】}恐^{【恐、謹言】}と謹言、

正月廿一日

行惠^{【花押95】}

岸良村辨濟使殿

436 『岸良氏文書』

去年十二月廿日御狀今年三月廿六日到來、委細拜見了、

先御在所燒失事返^{【跡カ】}と無物躰存候、又御約束の行騰^{【跡カ】}皮者懸

給了、御忘も候へて給候事、眞實悅入候、委細事者此使

者申合候了、定語申候らん、恐^{【跡カ】}と謹言、

四月十二日

行惠^{【花押95】}

岸良村辨濟使殿

御返事

437 『岸良氏文書』

何條御事候哉、抑七月中にかくわきまいらせられ候へき

むねうけ給候き、いまにいたルまでそのきなく候條、返

とおとろきおほしめされ候、早とさたしまいられ候へく

候、たしかのひんきもて可申候也、恐^{【跡カ】}と謹言、

十一月六日

榮叔^{【花押62】}

肝付郡岸良辨濟使殿

438 『岸良氏文書』

これは私申候、御上洛の時申上候むかはきかわの

事、便宜の故御たつね候て可給候、

御下向之後、何條御事候哉、不審無種存候、抑年來御服

所御奉行候つる、御方去七月廿八日御他界御坐候、公私

悲歎可被察申候也、雖然不替日と、比御舍弟御方御奉行

被中間、御領以下無違目候、就其候て者御服所始て御奉

行之故者、各任料を御沙汰候、定御存知事候覽、急と可

可令沙汰置給候也、爲御催促御使孫五郎男を被下候、又

春御上洛之故被請申用途事、雖少分候、同可令沙汰置給

候也、此御使者只爲催促へかりにて候、それにて御年貢

など請取候事へあるましく候、御使上洛用途、同可有其

沙汰候、尚々年中ニ京へ付候やうに可有御沙汰候由、御存〔本マ、シ〕へく候、恐々謹言、

十月廿四日

沙弥行惠〔花押95〕

岸良村辨濟使殿

439 『全』

蘭一かのしゝ一丸給候早、御心さしよろこひ入候、自一昨日客人けふまでとうりう候間、さかな事かけて候へん、猶々申つくしかたく候、恐々謹言、

六月十二日

爲成〔花押43〕

岸良辨濟使殿

御返事

440 『岸良氏文書』

追て申候、

御ふくしよ御かくれにて候、それにつけ候てハ、ひやくしやうら御とふらい申さしめ候へきよし、おほせふくめられ候へく候、■■■■■

441 『全』

追申

雖無指事候、便宜之故可承候て、御年貢御返抄并酒肴用途請文兩通、自上御教書中ニ候〔マ、シ〕て候、

442 『入来院氏文書』

△
▽
委細者此僧可被申候間、留候、尚々兩人の御中へ、〔その〕^{の狀}の事同時に申〔へく〕候、

御申事、中村殿と相共に連々申候へく候、京都へ委細の御吹舉めいゝに調進候、探題よりの御書とりそへて進候、三か國御勢遣、急々沙汰あるへきよし仰候、いかに御悦喜候すらんと令存候、下村殿・江河殿へも狀を進〔候〕たく候へ共、同事にて候ほとに不進候、御心得あるへく候、御悦入候、尚々御勢遣の事、急東〔急〕なるへく候、御〔ほ〕へのために令申候、又中村殿御中さまの事、いかに被存候事、御類の事にて候へ共、ありかたく存候、

『入来院氏文書』

進上 左衛門殿

沙弥了俊

澁谷五郎殿

御返事

御安堵事名和執申候間、則令注進候、同代官齋藤みの入道方への内狀進^①候、仰候へ、〔御〕方ニ取申へく候、抑薩州事、伊久振舞ニよりて、今月來月中ニ可〔被〕^②沙汰候、連ニ名和ニ御談合候へく候、雖何時一勢可差遣候、將又其後御一家人〔ニ〕如何御籌策候哉、始中終伊久かな〔れ〕ての御軍役へあるましげに候間、御家のためうたて〔し〕く存候、たとひ伊久不儀候ハすとも、我ニか子共うちころし候へんと仕候時ハ、一度ハ御合力ニも可預候ニと恨入て候へとも、あなかに伊久をうしなひ候ハんと不存候間、人ニの内心を存ち候て候間、このたひも以事書召出候へとも、いかさま京都の御ためニよるへく候間、所詮、たゞおのれノのふるまひをたしなみ候て、上の御ため、國のため、不儀なきまで〔存〕候ニ、御同心候間、弥ありかたくたのミ入候、恐ニ謹言、

八月十日

了俊^③〔花押49〕

八月十日

了俊〔花押49〕

『入来院氏文書』

澁谷清式五郎殿

慈冬

御心へのために申入候、諸事重ニ申候へく候、恐ニ謹言、

八月九日

慈冬〔花押118〕

澁谷清式五郎殿

【包紙】
澁谷五郎殿

御返事

了俊

445
『入來院氏文書』

▽②

△

澁谷五郎重頼申本領安堵事、舉申候、可被執申候、一族中ニも少と猶野心之輩候へとも、此仁一兩人ハ、自最初當方同心候間、如此自訴事也、別而御沙汰候者、不奉不忠候仁等見まねふへく候間、尤御感候へきにて候、能と申さるへく候、先日の事書の隨一ニて候間、如此とり申候也、恐と謹言、

(至徳二年カ)

八月十日

了俊(花押也)

齋藤みの入道殿

齋藤みの入道殿

【了俊一】
了俊

446
『入來院文書』

畏申上候、澁谷五郎重頼申本領安堵事、入來院之内清色

郷北方、中村郷楠本村、市比野名地頭職、倉野村事、無相違申御沙汰候者、畏入候、以此之旨可有御披露候、恐惶謹言、

(至徳二年カ)

二月七日

(今川) 宮内大輔三雄(花押) (在判)

進上周防右京亮殿

【包紙】
進上

周防右京亮殿

宮内大輔三雄

447
『入來院氏文書』

其方事、此間久御注進なく候事、心も②なく存候、抑愚身早と罷越候て、力をつけ申候へく候處、高久勢をあひまち候間、其儀なく候、明日も勢着津候ハ、早と參へく候、

一自大手かん狀一通進候、其後事ハ萬事御(達越)②計之儀、たのみ入存候、下村殿ニも狀進之候へく候へとも、いて舟にて、いそぎ候間、同事に申候、諸事期後信時候、恐と謹言、

449

『入来院氏文書』



進上 周防右京亮殿

畏申上候、抑澁谷五郎重頼申、當知行分安堵之事、無相違様、御申御沙汰候者、畏入候、殊更此時分被致忠節候之間、悦入候、便宜之時者、京都可有御申候、以此之旨、可有御披露候、恐惶謹言、

(至徳二年カ)
卯月廿一日

宮内大輔三雄(花押50)

448

『入来院家文書』

『上包』
清色五郎殿

三雄

『此文書讀へからず本のまゝ寫置候』

二月十一日
清色殿

三雄(花押50)

450

『入来院氏文書』



『包紙』
澁谷一族御中

了俊

新春御吉事申籠候了、幸甚々、抑兩國事并嶋津進退事、自京都御使御教書等成下候間、此時兩人事可定候、其ほとへ、名和在陣候へは、毎事御同心候て御談合候て、事のやう御らん候へく候、兼又仰合らるへき事候とて、了俊一身可參候由、仰下されて候ほとに、當陣事、九州事等よくくしたゝめ候て、一兩月のいとまにて、可上洛候うへへ、御方の人との御ため中々御悦たるへく候、よく御代官を申候て、公方も可申入候也、それニ付候てくハしく安國寺ニ申て候、きこしめし候へく候、恐々謹言、

(至徳三年カ)
正月六日

了俊(花押49)

澁谷一族御中

去正月十九日注進狀今月廿二日到來、披見候了、兼又同

心人々相共急速肥州ニ打越、可被致忠節候、其功候者、

可被抽賞候、弥廻計策、面々同心可被致忠候、恐々謹言、

二月廿三日

了俊(花押49)

澁谷扇五郎殿

『包紙』
澁谷扇五郎殿

了俊

451

『入来院氏文書』

去月十八日御注進狀、委細承候了、抑菊池肥前守以下

凶徒、於蟻打悉加對治候了、就其肥後對治事、不可有幾

候、其堺事、今河兵部大輔相共、被致忠節候者、可目出

候、然者本當知行事、不可有相違候、每事期後信候、恐

々謹言、

三月廿一日

了俊(花押49)

澁谷扇五郎殿

『包紙』
澁谷清數扇五郎殿

了俊

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二三七二號文書ト同文ナリ)

452

『入来院氏文書』

時分可然候上者、不日今河兵部大輔相共可致忠節候者、

本當知行等、不可有相違候、急々可有現形候也、恐々謹

言、

(永和三年)
三月廿一日

了俊(花押49)

澁谷清色扇五郎殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二三七三號文書ト同文ナリ)

453

『入来院氏文書』

嶋津馳越牛屎致合戰之由承候了、御方同心人々相共有御

談合、可被致忠節候、此方事近日可有落居候、其左右自

455

『入來院文書』

不審之處、委細承候、喜入候、豊前合戰御方討勝候、八山少輔以下討取候、其後、筑前合戰ニ不慮之儀候、雖然重致出陣、即對治不可有程候、當陣事ハ可被心安候、相良近江合戰最中候、早ニ御合力之御忠之專一候、相構ニ不可有御緩怠候、不日御加彼陣候て、被致忠節候者、目出候、恐ニ謹言、

卯月廿日 了俊(花押49)

清敷殿

454

『入來院氏文書』

是可申候、先其間、相良近江守前賴合戰最中之由申候上ハ、弥可有御合力候、御忠可爲專一候、恐ニ謹言、

卯月廿一日 了俊(花押49)

澁谷〔鹿〕用五郎殿

456

澁谷〔包紙〕清敷殿

了俊

澁谷清敷殿

四月十三日

了俊(花押49)

御申候事したゝめ進候、目出候、抑愚身渡海事、自京都御使重て下向候、待申候、其間まつ八代退治候、是又其方御合力たるへく候歟、水俣ニも一勢急ニ遣候、追て愚身ハ何時も可越候、每事名和方ニ申遣候、定可申候哉、恐ニ謹言、

御音信悦入候、抑嶋津爲勢仕打寄之由承候了、現形候者、定可有一勢可有渡海候歟、八代事一途申子細間目出候、近日可有左右候、左様事、其方勢仕於今延引候、子細委入道方可申候歟、恐ニ謹言、

卯月十三日

貞臣(花押48)

澁谷清敷殿

御返事

〔包紙〕
澁谷清敷殿

御返事

貞臣

457

▽
▽

先日兵部大輔下向之時御請文、今月二日到來、目出候、
就其重兵部大輔方ニ委申遣候、定可申候や、其方事一向
憑存候、殊更大隅薩摩事、愚身可拜領上者、別而御志〔可〕
喜入候、御下文近日定可到來候、早々可入見參候、將又
致广合戦一途候者、定大將も面々御同心ニ國中可打出候
〔上〕、每事可有御談合候、恐々謹言、

〔永和二年ニアタル〕

七月五日

了俊〔花押49〕

澁谷清敷席五郎殿

458

〔入来院氏文書〕

▽
▽

伊久可參陣之由、申候間、成御教書候〔之〕處、結句長尾

城ニ馳向候云々、御一族達多分御同道之由聞候、無念候、

先立ハ嶋津か下ニてハ、軍役など御つとめ候ましきと、

承候之間、兵部大輔も心えて候ニ、如此〔様〕、かれらか

下ニて、凶徒御與同失本意候、如此候者、伊久か事、京

都の御免よも候ハしと存候、一面々の御事、嶋津等か故ニ、

御一家をうしなハれ候ハん事ハ、就惣別無念存候、今時

御現形候へてハ、不可有所期候、いそぎ兵部大輔一

所ニ御馳加候〔之〕者、可目出候、不然者、向後すくにと

かく承候事候まししく候、恐々謹言、

九月四日

了俊〔花押49〕

澁谷清敷殿

〔包紙〕
清敷殿

了俊

459

〔入来院氏文書〕

▽
▽

氏久・伊久令參陣、可致忠節之由申候、仍起請文を進候

之上者、安堵事申行候、就其御一族達御同心に御參陣事

承候、殊ニ目出候、久庵主下向候、急ニ御同道可目出候、

其子細以事書申候、恐ニ謹言、

九月十六日

了俊(花押49)

澁谷清敷殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」三五六號文書ト同文ナリ)

460

『入來院家文書』

▽②

△

今度御參陳事、同事ながら殊ニ目出存候、於向後者別而

可申承候、弥御一家中人ノ事、可有御張行候、御勢敷も〔本ノマ、〕

ことに御加る間弥悦入候、入見參可申候、恐ニ謹言、

九月廿四日

了俊(花押49)

澁谷五郎殿

澁谷五郎殿

了俊

461

『入來院家文書』

爲御方可被致忠節之由其聞候、殊以目出候、定京都御教

書可到來候歟、一向憑入候、何様就御注進重可申候、於

此堺事者、不可有子細候、可御心安候、恐ニ謹言、

十月十九日

了俊(花押49)

澁谷庸五郎殿

462

(本文書ハ二三〇號文書ト同文ニツキ省略ス)

463

『入來院家文書』

此間連ニ申承候條、日來本望併令満足候、抑荒河事、適

愚身始而申沙汰仕事にて候へハ、先彼在所御知行候者、

外聞實可目出候、此外承候在所等事、及所存、總州方へ

可申候、尚ニ八幡・天神も御照覽候へ、於身懸浮沈可申

候、少も不可有等閑之儀候、此子細御使節申入候之間、

定可被聞召候哉、恐ニ謹言、

八月四日

(市來) 家親(花押44)

『入來院家文書』

年首慶賀、自他雖申籠候、尙以不可有盡期候、幸甚々、抑雖無何事候、細々可申通之處、路次不輒候之間、乍存候、更々非等閑候、兼又定被聞食候哉、相良并嶋津又三郎以下凶徒、可打越當方之由、其聞候之間、用意最中候、然者其堺計策事、被差寄候者、三ヶ國對治不可廻時日候、早々可有談合候、此合戰打勝候者、即可馳越山西候、入見參、諸事可申〔付〕候、連々奉可申候、恐々謹言、

正月廿五日

直忠〔花押196〕

澁谷左馬助殿

御返事

澁谷左馬助殿

御返事

直忠

『入來院氏文書』

嶋津事、公方御使一見候上ハ、急々可退治候、一勢合力事御申候上者、必々可遣候、御待候へく候、面々御運〔く〕ひ〔く〕かるへき事此時候哉、委細隱岐參り候時申候了、勢事ハ重如此御申候間、いそぎ々可進候、又内々承子細候間、宮里地頭職事預申候、御下文ハ必々可申行候也、御一家の御かた々とハ御同心候間、就是非候て、御一家中の事ハ、一みち御面目候やうニ天神も御らん候へ、申行候へく候、そのよし重御談合候へく候、しかしながら名和をそれニ進候事ハ、たゞ御一家の御ためにて候、八幡も照覽候へ、僞申さず候上ハ、自今以後我々事ハ御一家をたのみ存候也、恐々謹言、

十月廿九日

了俊〔花押49〕

澁谷左馬助殿

御返事

澁谷左馬助殿

御返事

了俊

『入来院文書』

下村殿伺申候、可有御物語候哉、

去比、柏原方便者僧歸參之時、自入道方狀等令進候、定

參着候哉、就其、去十八日夜前、山城同櫻崎城二ヶ所落

候云々、目出候、未定説なく候間態不申候、方より治

定候由承及候間、喜存(入)候、定御同心(候)哉、彼境對

治近日之由承候間、目出度存(入)候、將又承候間事、入

道方よりしたため進之候由承候、返々目出候、仍愚身も

一通したため進之候、又すたか給候へく候、方より所

望候間如此申候、恐々謹言、

五月廿三日

守政(花押165)

左馬(助)殿 $\nabla \otimes$

『此文書讀兼候故、本のまゝ』

『入来院氏文書載石見守重朝傳年間無之』

卅二番 給地反町附帳

美作守方

十一町六反可中
屋敷三ヶ所
此内うきめん二町六反中
同島一町五反

岡本伊與介方

卅八町三反可
屋敷十二ヶ所
此内うきめん十町八反可中
同島四町六反

又六方

七町四反
此内うきめん一町

久富木形部方

五町三反
此内うきめん一町

二階堂山城守方

六町七反
又二反中村二
此内うきめん一町四反

山口與五郎方

九町八反可
屋敷四ヶ所
此内うきめん二町四反
同島六反可

馬場新二郎方

六町一反可
屋敷一ヶ所
此内うきめん八反可中
同島二反可

樋脇因幡守方

十二町九反可
屋敷六ヶ所
此内うきめん三町七反中
同島一町四反可

西牟田與次方

七町七反

屋敷一ヶ所

此内うきめむ二町一反

水手次郎四郎方

五町六反

此内うきめむ九反

堀切左馬介方

五町五反

此内うきめむ一町四反

村尾松龜丸

七町八反

此内うきめむ四反

山口平左衛門尉方

五町四反

此内うきめん四反

柳田三郎右衛門尉方

五町

此内うきめん四反

田代五郎次郎方

四町五反

此内うきめむ五反

樋脇宗次郎方

三町三反

此内うきめむ七反

嶋田助五郎方

四町三反

此内うきめむ八反

村尾又八方

二町九反

此内うきめむ六反

種田彦太郎方

五町八反

此内うきめむ二町七反

同名五郎左衛門尉方

六町四反

此内うきめむ七反

邊牟木孫六方

三町二反

此内うきめん六反

種田源五郎方

五町四反

此内うきめむ八反

同名彦右衛門尉方

四町六反

此内うきめむ九反

瀬々十郎右衛門尉方

三町一反

此内うきめん一町一反

種田又九郎方

六町 屋敷一ヶ所
此内うきめん一町八反
同畠一町

有川兵庫助方

五町八反 屋敷二ヶ所
此内うきめん九反町

萩太郎左衛門尉方

四反町中 此内うきめん一町九反町中
同畠九反町

勝田九郎方

三町六反 屋敷一ヶ所
此内うきめん三町四反町
同畠二反町中

榑木孫左衛門尉方

五町二反 此内うきめん一反町
同畠二町二升まき

田口藤次郎方

九町七反 屋敷十九ヶ所
此内うきめん一町六反
同畠四反

同名源次郎方

「本ノ」
二百十六町四反 六町 此内うきめん六町五反
同畠

左京亮方

八町六反 屋敷二ヶ所
此内うきめん一町五反町
同畠二町三反

向四郎左衛門尉方

三町七反 屋敷一ヶ所
此内うきめん五反
同畠一反

岩出藤左衛門尉方

五町三反 此内うきめん一町
同畠一反

今村尾張守方

五町六反 屋敷二ヶ所
此内うきめん
同畠一反

横大路右衛門太郎方

五町三反 此内うきめん六反
同畠二反二升まき

白川八郎次郎方

四町三反 屋敷一ヶ所
此内うきめん八反町

原口太郎三郎方

三町三反 屋敷一ヶ所
此内うきめん一町五反
同畠一反二升まき

原新次郎方

三町六反 屋敷一ヶ所
此内うきめん二町五反
同畠六反

嫌杖太郎次郎方

二町五反 屋敷一ヶ所
此内うきめん三反町
同畠一反

上野源次郎方

一町八反屋敷一ヶ所

此内うきめむ六反同島二反二升まき

田口助太郎方

一町六反中

此内うきめむ四反

四十五町七反下

村尾次郎左衛門尉方

七町五反屋敷六ヶ所

此内うきめむ二町七反同島一町九反

同名將監助方

八町九反屋敷四ヶ所

此内うきめん一町三反同島六反

水池七郎右衛門尉方

十町四反屋敷九ヶ所

此内うきめむ四町二反同島三町二反

谷津助八方

八町七反屋敷三ヶ所

此内うきめむ二反同島三反

飯保

七町

此内うきめむ七反同島五反五升まき

木場三郎次郎方

二町九反

此内うきめむ一町同島九反四升まき

村尾助左衛門尉方

六町四反屋敷二ヶ所

此内うきめむ八反同島一町四反

鬼原助七郎方

三町一反屋敷一ヶ所

此内うきめむ二町六反同島七反六升まき

樋脇彦左衛門尉方

四町六反屋敷二ヶ所

此内うきめん二町六反同島七反

五十八町六反

村尾三郎太郎方

二町二反屋敷二ヶ所

河西孫四郎方

六反

木場太郎五郎方

八反同島

種田次郎九郎方

一町中山野分島一反二升まき小牟禮屋敷一ヶ所ニ

長野助次郎方

七反同島中又一斗六升まき

上井彦三郎方

一町同島一反中屋敷一ヶ所

内村助二郎方

五反

市來崎弥三郎方

五反同島三升まき

| | | | |
|-----------|------------|----------|-----------|
| 木場彦七方 | 五反町 | 藪田助四郎方 | 二反 |
| 樋地岡左衛門太郎方 | 六反町 | 上村又次郎方 | 一町四反町畠二反町 |
| 芳賀助四郎方 | 九反町畠 | 河崎孫次郎方 | 五反 |
| 春田八郎九郎方 | 四反 | 赤崎弥左衛門尉方 | 六反畠一反 |
| 有馬平次郎方 | 八反町 | 田代彦八郎方 | 四反町 |
| 田口次郎五郎方 | 九反 | 上川霧乘方 | 三反町畠三反町 |
| 芳賀三郎四郎方 | 六反町 | 岩本彦九郎方 | 五反町中 |
| 小嶋左衛門五郎方 | 四反町 | 種田肥後守方 | 三反町畠 |
| 天野彦四郎方 | 四反畠三升まき | 志賀助九郎方 | 五反町畠 |
| 前田五郎三郎方 | 五反 | 西牟田乙王方 | 五反 |
| 山下助八方 | 四反 | 松本助六方 | 四反 |
| 池田小四郎方 | 六反町畠二反 | 成枝六郎次郎方 | 九反畠九反 |
| 向井助五郎方 | 六反 | 同名次郎三郎方 | 九反町畠九反 |
| 遠矢助左衛門尉方 | 六反町 | 今村四郎三郎方 | 一町八反畠六反 |
| 二木九郎次郎方 | 二町七反町中畠一町町 | 同名次郎太郎方 | 七反畠一反 |
| 前田又十郎方 | 八反町屋敷一ヶ所 | 河原源次郎方 | 一町四反町畠五反 |
| 五藤弥太郎方 | 四反町 | 谷津董方 | 一町 |

成枝七郎五郎方 五反可畠一反
 赤坂大樂方 二町三反_{畠六反}屋敷二ヶ所
 東平五郎方 八反_{畠一町一ヶ所}屋敷一ヶ所
 今村三郎太郎方 一町三反_{可畠七反四升マキ}屋敷一ヶ所
 濱田與二郎方 六反畠一反
 山之口平三郎方 【本ママ今神四郎】一町三反_{可畠一町三反}屋敷一ヶ所
 同平六方 四反畠一反
 完野助右衛門尉方 (共)八反_{畠二反_下}屋敷一ヶ所
 藤田藤三郎方 六反
 種田孫右衛門尉方 七反_{可畠三反}
 田代與三方 一町二反_{畠七反}屋敷二ヶ所
 馬門孫太郎方 六反畠一反
 同名孫十郎方 五反畠一反
 嶋源五方 八反畠七反
 今村弥三郎方 一町四反_{可畠七反}
 下田三郎九郎方 一町二反_{可畠一町二反_可}屋敷一ヶ所
 山之口平四郎方 八反_{可畠二反}屋敷一ヶ所

前田彦三郎方 六反畠一反
 富永 二反_{畠八反五藤右衛門}
 くほた三郎四郎方 四反畠一反
 今村五次郎方 六反_{可畠二反}
 田中六郎四郎方 一町五反_可
 恒吉孫次郎方 八反_{可畠七反}屋敷一ヶ所
 切通五郎三郎方 七反畠
 濱田孫三郎方 五反畠一反
 石淵小三郎方 五反_{可畠}
 今村助九郎方 五反畠一反
 東平六方 五反_{可畠二反}
 河西孫九郎方 四反_{畠二反}屋敷一ヶ所
 今村助七方 一町一反_{可畠二反_可}
 同名助八方 四反_{畠一反_可}
 村尾弥次郎方 七反畠二反
 須目田八郎三郎方 五反_{可畠四反}屋敷一ヶ所
 今村又九郎方 五反_{畠_可}

| | | | |
|----------|---|---------------|------------|
| 種田宮次郎方 | 四反可中 <small>中畠三反下 屋敷一ヶ所</small> | 上井 | 二反 |
| 竹下彦治郎方 | 一町一反下 <small>中畠八反可 屋敷一ヶ所</small> | 二郎左衛門尉 菌田 | 五反 |
| 木場田新三郎方 | 五反中畠一反 | 六郎兵衛 | 四反又二反 |
| 濱田弥太郎方 | 三反下 <small>中畠可又一斗八升マキ 屋敷三ヶ所</small> | 木十郎 | 五反可 |
| 山之口次郎太郎方 | 四反下 <small>中畠三反下</small> | 九郎右衛門 | 五反可 |
| 上井孫二郎方 | 二反可 | 源五 | 三反下 |
| 餅田次郎五郎方 | 二反可 | 「本ノマ、」 助十郎 | 八反可中後屋敷二反敷 |
| 溝口平三郎方 | 三反可 <small>中畠二反可中二升マキ</small> | 新五郎 | |
| 尾方助太郎方 | 二反可 | 七郎 | 七反 |
| 田口與三方 | 五反可 | 六郎四郎 | 五反可中 |
| 嶋本尾張 | 一町 | 弥八 | 六反下 |
| 長田新左衛門尉 | 一町七反可 | 彦四郎 | 四反 |
| 菌田助七 | 八反中 | 弥六 | 五反可 |
| 同助九郎 | 六反可 | 新三郎 | |
| 七郎 | 一反可 | とら房 | |
| 四郎左衛門尉 | 五反 | 十郎兵衛 | 五反下 |
| 嶋本四郎二郎 | 四反可 | | |

| | | | |
|-----------------------------|-----------------------------|-------|------------------------|
| 十郎四郎 | 四反 | 十郎次郎 | 五反 <small>下</small> |
| 七郎五郎 | 一反 <small>下</small> | 左衛門三郎 | 七反 <small>重而四反</small> |
| 八郎九郎 | 六反中 | 六郎二郎 | 五反 |
| 助八 | 五反 | 平右衛門 | 八反 <small>下</small> |
| 太郎三郎 | 一町二反 <small>中</small> | 左衛門二郎 | 五反 |
| 三郎四郎 | 一反 <small>下</small> | 與三郎 | 二反 |
| 孫五郎 | 一反 <small>下</small> | 次郎五郎 | 二町二反 <small>下</small> |
| 彦二郎 | 三反 | 三郎二郎 | 三反 |
| 橋口助四郎 | 五反 <small>下</small> | 與八 | 二反 |
| 田俣衛門七郎 | 五反 <small>下</small> | 房 | 三反 |
| 源七 | 三反 <small>下</small> | 八郎三郎 | 五反 |
| 久住 三郎四郎 | 六反 | 孫七 | 三反 <small>下</small> |
| 又九郎 | 四反 <small>田中六郎四郎方へ</small> | 彦三郎 | 屋敷計 |
| 弥三郎 | 三反 <small>田中六郎四郎方へ</small> | 六郎太郎 | 二反 <small>下</small> |
| 助三郎 | 五反 <small>下</small> 屋敷ツキ共六反 | 五郎三郎 | 六反 <small>下</small> |
| 助七 | 八反 <small>下</small> | 太郎五郎 | 三反 <small>下</small> |
| 右衛門二郎 <small>七「本マ、」</small> | 七反 <small>下</small> | 衛門三郎 | 二反 |

彦三郎

三反_卍

瑠理光寺

四町二反_一中『樋脇ニアリ』

原田九郎太郎

六反

西福寺

五町二反

八郎四郎

三反_卍

天福寺

五町七反_卍『樋脇ニアリ』

六郎五郎かち

五反_卍中

玄豊寺

二町六反『樋脇ニアリ』

五郎衛門カチ

屋敷畠斗

観音寺

三町四反_卍

十郎三郎カチ

二反_卍

迎福寺

一町八反_卍中

七郎右衛門うちん門主

二反

中原

一町四反_卍中『樋脇中村ニ跡アリ』

左衛門四郎なかの、門主

一反_卍中

大知庵

二町三反『樋脇塔之原ニ寺跡アリ』

「本マ、」

八反_一 八郎二郎分カチ

松岳庵

三反 此内一反_卍不『塔之原寺跡アリ』

七郎右衛門

六反屋敷一ヶ所

福泉庵

一町六反_卍中

壽昌寺

十町五反_卍

拵目

一町三反_卍

古春庵

四町六反_卍

坂本坊

一町六反

且過

一町三反

平徳寺

一町九反_卍

徳泉寺

二町六反_一

三光寺

四反

法雲寺

六町九反_卍

平安寺

一町_卍中又二反天辰ニ

慈光寺

三町三反_卍中

福王寺

一町二反

三町三反_卍中

諏方坊

三町七反_卍

| | | | |
|------|-----------------|-------|----------|
| 龍興寺 | 一町 | シラワノ園 | 三反丁中 |
| 三桃庵 | 四反 | 倉野之祝 | 九反町 |
| 天辰 | 一町五反 | クラノ | 二反田中門主 |
| 諏方坊 | 二町四反町 | はやま田 | 一反丁中三郎衛門 |
| 勝目 | 二町七反町『山田ニ萬福寺アリ』 | クラノ | 六反 |
| 滿福寺 | 三町丁『山田ニアリ』 | 岩戸野 | 一町二反丁中 |
| 東光寺 | 一町五反又天辰ニ七反 | 御諏方 | 三反門マわり |
| 大安寺 | 一町二反町 | 宮前 | 二反久木崎 |
| 來福寺 | 一町五反丁 | 飯牟禮 | 一町八反丁 |
| 瑞泉庵 | 一町八反 | 牟類立 | 四反丁 |
| 町野 | 二町九反町 | 上園内侍 | 丁 正慶 |
| 宮ノ脇 | 一町一反 | 鷹子 | 一反丁 |
| 松下 | 五反 | 赤儀領 | 一反町 |
| 木場原 | 一町四反町 | 大池 | 町門マワリ |
| 上副田祝 | 二町三反丁 | 岩八幡領 | 一町武田 |
| きやう塚 | 二町一反 | 大井神田 | 二反 |
| 中嶋 | 一町二反町中 | 新田領 | 二反 |
| 一ノ宮 | | 田サキ | 二反 |
| | | 大明神領 | 二反 |
| | | 千蓋 | 二反町 |
| | | 天神領 | |

紫尾みゑいくてん

一反丁今村又九郎

芝原

一町三反町中

山王田

二反町中内侍

天辰

一反門まハリ

天辰
權現田

六反祝二郎九郎

久木崎大明神

一町六反丁高柳祝

コナカ崎
權現

八反町

追
權現

二反隈城窪田方被作候、

祝彦四郎

九反町中

五代田

一町

本村
諏方領

二反

村尾
天神領

六反町中

副田
諏方領

二反

別當
右張紙

五反町

覺

合田島五百六拾壹町五反三せ廿分

粗大ツ三萬貳千八拾七表貳斗貳升八合

〔但〕壹畝ニ付貳斗掛り

高ニ一萬千六百九拾八石六斗七升八合

西ノ正月十一日

468

〔入来院氏文書〕

御慶重疊、仍御假屋所被進候條、爲掃除、被相加水田十町候、在所之事者、明春以坪付可申候之間、先爲御存知候、恐々謹言、

十二月廿七日

忠克(花押79)

入来院又五郎殿

〔重豊後彈正少弼〕
御宿所

〔包紙〕

〔包紙〕
入来院又五郎殿

御宿所

川上上野介
忠克

469

(本文書ハ二三六號文書ト同文ニツキ省略ス)

右ニ申候様ニ貴所事上落ハ相留候間、如高麗之渡海たる
へく候、恐と謹言、

471 猶々相新右殿も同前ニ可被成判を、遮而隙入事候間、

拙者一人にて申越候、以上、

高麗表ニ江南仁指出候て、御一大事之由相聞候、就夫御

談合申度由候間、早々此方へ御越可有候、鎌田雲州も此

元へ御座候間、夜白無隙談合最中候、早と可被越事肝要

候、いさゝか油斷有間敷候、恐と謹言、

正月廿八日

桂太郎兵

忠詮(花押74)

濱田民部左衛門尉殿

472 急度申候、今度高麗之雜説ニ付舟差渡可申候條、鹿兒嶋

より有川仲右衛門尉殿乗船、其津之様ニ相まはり候之間、

貴所事も有仲同船ニ御談合相定候之條、其校量專一ニ候、

扱ハ、貴所荷物之事、おろしおかれ候て、彼舟參次第つ

ミうつされ候之様ニ才覺此時候、少も御油斷有間敷候、

十月十四日

本田六右衛門尉

正親(花押232)

473

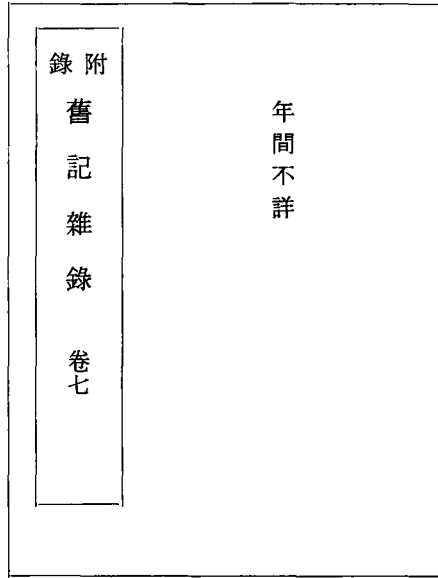
「白木御文書七番箱十八」

勝手方

家老中江

別紙之通家老中へ申聞置候ニ付ハ、右様之義少にても無
之様、若左様之義有之候ハ、重咎目にも可申付候間、
其所能と相心得、當然之取計いたし、勝手方へ相掛候役

(表紙)



474

「白木御文書七番箱中三十七番」

閏八月

とハ吟味を盡し、不正之人柄役義申付無之様ニ相心得、
人柄之義ハ表方へも猶又及相談、少シも不正之人柄無之
様ニ申付へく候、當時之役付候役と小役人に至るまで、
不正之人柄有之ニおひてハ、早速致吟味、夫く咎目等
可申付候、此旨屹と申聞置候事、

「包紙ニ」十八」
仰出

(御筆壹通
犬御座居様トアリ)

領國中風俗之儀ニ付而者、先年以來度と申渡趣有之候得
共、頃日ニ至り其詮も無之、城下ニ而向と與を立、元來
同朋輩之事候處、他與之者ハ他所之者之様、相隔候風儀
有之、年若面と夜行辻立等之儀も、不相止趣相聞へ、早
竟右通風俗不宜所より、全躰一和不致、黨を結候事ニも
成立、仕置之妨ニ相成、不可然事候、依之大身小身共ニ

第一兼而定置候、作法を相守、分限相應夫々身分を慎、

475

「白木御文書七番箱中十六番」

專國中靜謐之儀を心掛、一統ニ致和熟、若輩之者共ニ茂

「口裏ニ」市正殿被相渡候御書付之寫

喧嘩口論者勿論、徒ニ夜行辻立等禁止之趣、其外言語容

御隱居様御志ニ而、江戸瑞聖寺江 圓徳院様 正覺院

貌等之儀迄も申渡置候通、忘却不致堅相守、屹と風俗立

様御相牌并 御先祖様方御過去帳、御内ニ被相納、右

直候様取計、受持之役々も無緩疎取締行届候様可心掛

御安置之場所、是又高輪おひて御内ニ御取計ニ而、

候、此上萬一相背者も有之候ハ、屹と咎目申付、就中

御靈屋被相建、且又其内江 御隱居様御眞像被相納、

黨を與仕置之妨々も相成候者有之候ハ、其身ハ嚴科ニ

且 御同人様御髮塔茂別段被相建、都而永久御修復料

申付、親兄弟共ニも大形之依輕重、相當之咎目可申付候、

旁被相渡、永ニ御表之御厄害無之様、御取計被爲濟候、

右之通薩摩守江も申達、領國中江申渡、其外締々も相

一右通有之候得者、永ニ何茂御構者無之、乍然格別之御

成候細々之儀者、家老中申談、是非風俗立直候様可取

眞像迄茂、御自身御安置之御事故、出火之節者、火消

計候、

人數被差越咎候、

六月

一平日御參詣并御代參等者無之筋、被究置候、右之通被

家老中江

仰付候條、可承御役々江可申渡候、

十二月

市正

「右包紙ニ」
「重家公」
御隱居様御筆

仰出壹通「三十七番」

476

「白木御文書七番箱中三十八番」

此節無據譯合ニ付、政事向何篇致下知事候處、所帶向極

難澁ニ而、江戸・京・大坂借金致増長、利拂其外諸用金、是迄之產物料ニ而者餘程不引足、大坂續金茂相滯、當時勤事茂調兼候程ニ成立候段、細ニ聞通候、右之趣ニ而者今形召置候ハ、年々令困窮、國家難相立成行、其上、萬一公私ニ付格段之入價ニ及候儀共、致到來候節者、必至與差支、可取計手段茂無之儀案中ニ而、誠ニ大事之時節候間、一日茂難差置、則より掛役々をも申付、諸向取縮鎮細之事迄茂自身聞届減少申付、且產物仕送り等之儀茂追々取しらへ、國元江茂掛合、何篇手を盡事ニ候、右通乍隱居引受候儀不容易事ニ而、先年致介助候節とハ譯合茂相替、老年之儀、萬一其詮不相立成就不致候而者、老後之恥辱、何とも殘念之至候故、日夜是而已致心勞候、然處江戸國元共ニ、是迄段々致省略候上之事候得者、此節取縮之儀者、至而迫り詰候事而已、其上賄料諸給金引方并壹匁出銀迄茂申付、以前とハ引替諸事不便利相成、諸人茂及迷惑、甚氣之毒候得共、一通り之儀ニ而者中々可詮立様無之、年々衰微ニ及、國中面々飢渴之難を難

逃相成候儀必定ニ而、其節ニ至り候而者、最早相救候趣法も有之間敷、兎角此涯急度不取扱候而不叶事候條、不得止事前文通嚴敷取縮申付、年限中ニ者是非其詮相立、諸人江も安堵爲致度念望ニ而、精魂を盡事候間、此旨を得と汲受、一往之不如意者致堪忍、專國家之爲を相考、向々勤場等も可成丈差繰、一統致和熟令精勤、末々迄茂心得違無之様申渡、一通り申渡之分ニ而者、得心致兼候者も可有之候間、支配頭等より右之趣意親切ニ可申聞候、

右之趣、江戸國元并京・大坂屋敷迄茂不洩様申渡、猶又家老中より右之趣意を以、別段委細ニ申渡、諸事行届候様可取計候、

九月

家老中江

「右外包紙ニ」

「三十八番」

御隠居様御筆

「重來」

仰出壹通

「白木御文書六番箱中二十二」

家老中江

不依大身小身幼年より我儘ニ生立候得者、盛長之後國
家之用ニ難相立、別而氣之毒之到ニ候條、貴賤共ニ得
與其旨を相考、無油斷出精尤之儀ニ候、

一 一門并名代をも相勤候家格之向者、屹と立候身分ニ
而、專國中之見當ニ相成事候條、第一身持を慎、家法
を嚴にし、懦弱之風儀無之様被心得、文武之藝者勿論、
萬端禮儀正數、威儀を不失様心懸候儀專要ニ候、

一 大身分之儀者家柄に應し、古來より世録をも爲取置候
付而者、夫ニ役儀を相勤、國恩を不報候而不叶事候處、
若年之砌より何之教も無之、無學不才ニ生立、盛長ニ
隨、或兇暴或ハ輕薄之爲躰ニ成行、家格之勤難申付者
も過半有之、國家之費殘念之至ニ候條、其旨を致得心、
夙夜可相勵候、

一 小番以下士分之者者、兎角身分ニ應し夫ニ之役場江可
召仕之處、是又至而不才ニ有之、書キ讀等不自由ニ而

者、相當之役儀も難申付事候間、分限ニ隨ヒ諸藝を相
嗜、往ニ用立候様相心得、何篇律儀を相守、風俗宜敷、

士風も相立候様可心懸候、

右條ニ、大小身共ニ若輩之生立柄を第一申渡事候間、
親兄弟共其旨を汲得、家訓正數、朝夕之示教不忘様、
可相心得候、勿論依生質、才不才者可有之事候得共、
折角相導候ハ、身分相應ニ者可生立事候、尤世上之
交禮讓を本とし、怠惰之風儀無之、往ニ用立候様、無
油斷可致教訓旨、屹と可申渡候、

十二月

「右包紙ニ」

齊宣公 「廿二」

仰出御筆 壹通

478

「白木御文書六番箱中五十九」

手鑑山城守國重

一本

對鑑 薩州住藤原正清
一平安代

二本

覺

「白木御文書六番箱中六十」

長刀波平安氏 一振

以上

右一通

鏈薩州住法城寺
橋吉園

一本

右一通

馬

一疋

右一通

御手鏈 一本山城守國重
長五寸壹分

一切羽眞鍮磨

一上逆輪赤銅花形石目唐草毛彫 御紋三目釘ねち

一胴かね二赤銅唐草毛彫

一中逆輪赤銅はつれ雪石目唐草毛彫 御紋三・金小縁

目釘ねち

一太刀打せんたん巻

一留り赤銅花形石目唐草毛彫 御紋三・金小縁・目釘

ねち

一泥返花形赤銅唐草毛彫石突鐵

一柄櫛

一鞆白猪毛

以上

「右一通包紙ニ」
「御拵書トアリ」

覺

黑熊對御鏈 二本

内

壹本 薩州住藤原正清長六寸貳分

壹本 一平安代長六寸四分

一鏢赤銅金覆輪

一切羽金

一上逆輪猪目花形四部 一御紋三金小縁

一胴かね三銀内一印付鈍有

一太刀打藤卷朱塗

一泥返四部 一唐草石突鐵

一柄櫛

以上

「右」通包紙ニ
「御拵書トアリ」

覺

御長刀

一振渡平安氏

一上鍬金無垢御紋透・下鍬金着

一切羽金無垢

一鏢赤銅磨金覆輪

一上逆輪赤銅七子金 御紋四唐草金高象眼 金小縁

一胴かね二 赤銅七子 御紋十二 金小縁

一銀篠五

一太刀打せんたん巻

一泥返赤銅七子 金唐草 石突鐵

一柄櫛

一鞘黒塗

一巢袋黒羅紗

以上

「右」通包紙ニ
「御拵書トアリ」

覺

御鍬

一本 薩州住法城寺楠吉國
長壹尺貳寸貳分半

一上逆輪赤銅 唐草毛彫 金御紋三 金小縁

一夢想金物 赤銅 唐草毛彫 金小縁

一胴かね赤銅 唐草毛彫

一中逆輪赤銅 唐草毛彫 金御紋三 金小縁

一太刀打朱塗

一留り赤銅 唐草毛彫 金御紋三 金小縁

一 泥返赤銅 唐草毛彫 金小縁 石突鐵

一 柄櫛

一 鞆黃羅紗銀金物

以上

〔右〕通ノ包紙ニ

〔御拵書トアリ〕

〔右四通ノ外包左ノ如シ〕

〔六十〕

一 御手鍔

一 黑熊御鍔

一 御長刀

一 御鍔

右御拵書四通

〔右者從 太守様 若殿様江被進候御道具御拵書ニ而候間 御記錄所

江可納置旨、西覺兵衛々本田孫九郎致承知候事〕

〔白木御文書六番箱中九十七〕

〔口裏ニ〕

信濃殿を被相渡候御書付之寫

於郁殿

右御實母琴ニ而候得共、此節以 思召御母伊尾江被仰付候條、此旨帳面記置候様御記錄奉行江申渡、可承向江茂

可申渡候、

十一月

信濃

〔右包紙ニ〕

〔於郁殿御母之儀ニ付、信濃殿を被仰渡候御書付壹通トアリ〕

〔白木御文書六番箱中六十五〕

御記錄奉行江

秩父新太夫

右此節代々小番被入置候處、先祖代々者御番不相勤、曾祖父十郎兵衛代御番入被仰付候得共、由緒之一筋を以依願御番相勤候儀被成御免、養夫十太夫儀茂同斷被仰付候付、御番御免被仰付置被下度旨申出、願不取揚段者別達而申渡候、前文御番御免之儀、御役場向江不相知候付、猶又自家江相札候處、曾祖父御番御免願書留、養父御番御免被仰付置候、申傳之儀共由緒之筋を以、段々申出候、曾祖父儀茂御番被成御免候、書留者不相見得、養父儀者申傳而已之事候處、慥成趣ニ而右通願出候儀、御役を茂相勤居、甚以不束之仕形候得共、此節迄者不及沙汰候條、

以來右式取違之儀共無之様可相心得候、

右之通申渡間可承置候、

七月

勘解由

482

〔御文庫廿一番箱五拾五卷中〕

八代長門守殿三侯院へ被取出候時節、御尋之由候、此方へ覺無之候、彼長門守殿三侯・高城へ居住候處ニ、天文元年壬辰十一月七日、嶋津豊後守殿・北原殿・北郷讚岐守忠相、從此三家被向勢及合戰候、其刻討捕長門守其外伊東一門、至雜兵以上三百八十人餘被討捕由候事、右之段以仕合可被申上候、以上、

六月廿六日 北郷次右衛門〔判〕[◎]_(花押)

内藤善左衛門討殿

483

〔御文庫廿一番箱五拾五卷中〕

覺書

一三侯院・高城并山之口・梶山・勝岡・野と三谷此五ヶ

所共ニ伊東殿格護、然處嶋津豊後守殿・北原殿・北郷

讚岐守忠相此三家、以御談合高城へ可被相働由候、其

様子伊東殿方ニ洩聞得、右四ヶ所之勢高城へ相籠、寄

勢待請候、然者天文元年壬辰十一月廿七日高城へ被向

勢働有之候、城よりも多勢出合合戰有、味方及勝軍、

伊東殿勢及敗軍、石山越マテ追詰、高城城主八代長門

守殿ヲ初、梶山衆稻津殿・落合殿、勝岡衆海田殿、野

と三谷衆米良殿、山之口衆長倉殿・海老原殿其外福永

殿・宮崎殿・村山殿・川崎殿・宮長殿等、歴々侍十九

人、至雜兵以上三百八十人餘被討捕由候事、

一天文三年甲午正月六日、伊東殿家臣落合殿依内通、北

郷讚岐守忠相高城へ被向勢候處ニ、無子細落城、自夫

以來讚岐守高城へ罷移、格護之由候事、

一右落城翌日七日、梶山・勝岡・山之口三ヶ所共ニ、伊

東殿勢一同ニ城被明退候、自夫以來北郷格護之由候

事、

一天文十年辛丑六月十六日、伊東殿陣所鳥越、北原殿陣

「在林甚五兵衛」

所志和地双方より出合、高城へ被相働候、城麓マテ責入、城よりも出合、又梶山・勝岡・山之口衆も續合、其勢ヲ防返し合戦有之、敵及敗軍、數十人討捕之由候事、

一天文十一年壬寅八月廿日、伊東殿勢・北原殿勢高城へ被相働候、城よりも出合、於小山川原合戦有、寄衆多勢ヲ切崩、北原殿臣下志和池之城主白坂下總守殿ヲ討捕、志和池城麓まで追詰、到雜兵敵數百人討捕之由候事、

右三侯合戦之儀御尋にて候、此中致相談候へ共、自是前之儀ハ不相知候、此書物御用ニ可立事不存候へ共、先以遣申候、成合候ハ、可被懸御目候、已上、

八月三日

土持權助

北郷次右衛門尉判^{◎(花押)}

内藤善左衛門尉殿

「雜抄」

芳墨令拜見再會之様覺候、就中銀壹匁一分贈給候、不寄存御志珍重々々、過當之至候、仍御國本就御改易、愚老事大口相離候、一入餘波惜罷成候、將又御舍兄坂與右入道殿進退之儀、種々手替雖御忝申上候、未閉候、笑止之儀不及是非候、先々下向之企候、彼口柄を直可被聞候之間、不能口能候、兼又寺家地之事御上にて、麓◎江御移候哉、御立柄不審ニ候、隨而御父之御夫婦西木老◎江御堅固共御入候、日出候由可預御心得候、恐惶謹言、

新武入

爲舟判

九月十四日

前朝日寺

參尊答

又申候、いしん様へ御酒を進上申度よし申候、以

上、

幸便之儘申候、其許相替儀無之候哉、此地も同前にて候、紀州も下向候、風説ニハ別ニはや餘珍數儀もなさうニ

候、未定ニ候、又先度ハ中嶋到來候、うき兵糧之夫盛之
事、若輩存ヨリ之儘申候、惣シテケ様之米盛などの事、
無案内にて候へとも、いつもにかハリ世上さハかしき刻
ハ、必國本のさしづの様ニ計ハなきと承候て申候キ、其
後ハとかく不承候、又惣別奉公人者身をおします、少
ハ我と兵糧を腰ニ付候かたぎ望入候、左様之者こそ、
後ハ人だてめしつふと承候、身をもく候てハ、よき日に
は奉公シテ、アシキ日ハ見るまいなどの下心の花にて候
敷と存候、是非く少之儀にも入組かましく私かちの人
ハ、よきころニ分別有へく候、諸事ヲ任せ候て頼存候ま
ゝ、心中を書付持せ候、我々ハ如此内存ニて候、其ゆへ
ハ連々ふちをくハへ、命をつぎ養置候、恩情之報ニハ、
せめてケ様之時分、六ヶ敷事ヲやめ、一日もはやく軍衆
之すゝミ候するかたを心かけてこそ、武士の本意又ハ主
のためたるへく候ニ、夫幾人なくハ罷行ましく候など、
やとひ人の様成風情之人多候よし傳承候、必定を不存候
へば、此節ハ不申出候、爲心得候、恐々謹言、

雪月十日

下總守

忠判

阿多若州老

まいる

486

〔雜抄〕

今度之御上洛ニ付、銀子御用之儀候、借進上可申事憑入
候、其方手前ニ不有合候者、長崎邊へ才覺尤候、後日返
辨之儀者□□等可承候間、隨分念を入可□□恐々謹言

五月二日

比志嶋紀伊守

國貞判

本田長右衛門入道殿

487

〔正文在文庫〕

參洛事度と雖被仰候、京都之時宜、近日御敵進退可然時
節候之間、面々各加談合、上意之趣申候、所詮不移時
日企參洛、被抽戰功候者、尤以可然候、巨細之段者、自
管領可被申候、恐々謹言、

九月十四日

〔畠山左衛門尉〕
政長〔花押印〕

「正文在文庫」

羽柴少將殿

道澄

嶋津兵庫頭殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一八九〇號文書ト同文ナリ〕

「正文在文庫」

嶋津陸奥守殿

猶以袈裟之儀、龍伯御着用吉例、旁以本望珍重候、

猶友枕齋任演說候、

爲軍陣御着用結袈裟、赤房之事、相應之子細候之間、則
差下之候、將又當月御祈禱之卷數守并大峯御祈念之儀、
先書如申候、昨日到來候條、同前候、彼是鎌田出雲守下
向之刻申候間、不能子細候、穴賢く、

九月十三日

〔花押 198〕

羽柴少將殿

〔照高院如雪御判〕

猶と〔到〕^{◎至}八代逗留候、さてく、此刻不相手聞捨、可
令歸洛事、無念之次第、口惜候へ共、義久造作ニ〔不〕^{◎被}
存候由候條、不及了簡候、いか様之才覺も仕候て、
此節馳付似相之働を成度心中迄候、御推量之外候、
飛立様ニ候、

其表之儀、早速本意之段、誠と珍重と大慶此事候、出陣
之刻〔到〕^{◎至}和泉逗留之間、幸之儀被存、義虎申談、爲見廻
可令出馬之處ニ、從義久被對義虎、自然拙者雖其心懸候、
陣中萬事不如意之間、可被申留之由承候、只無用與被申
候儀候者、押而可令出陣候へ共、造作ニ被存由候處ヲ、
令出馬候へハ、忠か不忠ニ成候事と存、加遠慮候、更非
疎意候、ケ様之砌不相手餘所ニ可聞事、無念之〔到〕候^{◎至}、
猶と期後音候也、狀如件、

九月三日 〔花押地〕「近衛前久公」

490 「正文在文庫」

尔來不申通候、抑肥州表之儀、被及一戰、被屬本意之由、無其隱候、然者急度祝詞爲可申越、内々使者申付候刻、(清叔壽泉)蔭涼軒下國之由候條、依的便如此候、何様追而可申越候間、令省略候、委細者申含紹藏主候也、恐々謹言、

九月廿八日 (信輔)
(花押10)

(義久)
修理大夫殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一四五四號文書ト同文ナリ)

491 「正文在文庫」

雖不寄思儀候、鐵放樂事、南蠻人直令相傳、(時鸞)種子嶋調合無比類之由、觸御耳、武家御内書如此候條、令啓候、此趣被傳達、無相違候者可然候、(清孝)猶不斷光院西堂可有漏脱候也、狀如件、

三月五日 (花押10) 「權家卿」

(義久)
嶋津修理大夫殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二七五號文書ト同文ナリ)

492 「正文在文庫」

玆翰本望候、其後曾以無音信候條、無心元候折節、且令満足候、抑先年約束之儀、無相違之由候、祝着此事候、尙々嚴重急度被申付、於京着者、併家門再興之儀者勿論、弥被相叶、祖神之冥慮、可爲武運長久之基候、別而馳走偏頼入候、將亦緞子貳端如芳札到來、喜悅之至候、仍短尺十枚乍憚染筆候也、狀如件、

四月六日 (花押10) 「近衛權家公」

(義久)
嶋津三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二五三三號文書ト同文ナリ)

493 「正文在文庫」

しゆりの大夫事、こゝ程へつしてそりやく申さす候、よろこひ入候、さてハから織の小袖つかハし候、ちやく用あるへく候、なを、ほそ川ひやうふの大夫、さい阿申候へく候、

七月四日 (義昭)
(花押6)

496

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔本文書ハ「舊記雜録前編二」八〇四號文書ト同文ナリ〕

〔文明
中カ〕七月八日

嶋津陸奥守殿

進之候

政則〔赤松系部太輔政則也
花押〕

祝言計候、恐々謹言、
其後無音慮外候、仍刀一腰國光・太刀一振國宗進之候、

495

〔正文在文庫〕

〔本文書ハ「舊記雜録後編二」一三〇九號文書ト同文ナリ〕

嶋津修理大夫殿

十一月晦日

〔足利義隆
花押6〕

日向巢之大鷹所望問、於到來者可喜入、隨而鍛遣之、委
細相舍布施治部少輔、猶昭光〔真木鳥〕・昭秀〔色〕可申候也、

494

〔正文在文庫〕

しま津女房の局へ

御文書古目錄一卷

舊御番所御文書中之内

御文書古目錄一卷中

廿三通 頭殿御教書等正文

一通 侍所高遠江守流帳

〔十二通 異國降伏御祈以下事

蒙古人襲來以下事

一卷九通 薩州御家人〔 〕守護催促以下事

一卷十四通 圀飯以下臨時課役以下事

一卷十六通 蒙古人挿凶心可窺本朝之事

二通 御教書正文相模守所勞事

〔 〕 同御教書正文御劔事異賊降伏事

三通 同御教書正文 薩摩國警固事

一通 有事實 御教書正文 薩摩國惡黨博突事

一通 御教書正文 二季彼岸以下事

一通 御教書正文 筑前國垣崎庄事

一通 御教書正文 薩摩方内知行分事

- 一通 御教書正文 禁裏叡山以下事
- 通 御下文并御教書正文 周防國築井庄事申狀
- 一卷五通 御教書以下正文 殺害人行延男事 以下有之
- 宮崎宮祭御教書正文
- 七通 關東御教書并請文正文市來院事申狀有之
- 通 同御教書正文 走湯山事
- 五通 高時御書正文
- 通 關東御教書以下正文
- 十通 道義御讓狀以下置文正文
- 一結内 御教書正文 三通聞書以下官途事
- 三通 繪旨正文 大隅守護職事二通
日向國守護職事一通
- 一通 繪旨正文 市來井田郷事
- 二通 將軍家御書并御返事自獻上被成之
- 一通 御下文正文 元曆二年六月十五日
- 一通 御下文正文 承久三年八月廿五日
- 通 □下文正文
- 通 □堵御下文正文 文永八年十二月
- 一通 御下文正文 貞應三年九月七日
- 一通 御下文正文 承久三年閏十月十五日
- 一通 御下文正文 貞應元年十月十二日
- 一通 御下文正文 建曆三年七月十日
- 一通 御下文正文 文治二年八月三日
- 一通 御下文正文 文治五年二月九日
- 一通 御教書正文 弘安九年十二月卅日
- 一通 御教書正文 正應六年三月廿一日
- 一通 御下文正文 「不記年號」
五月九日 盛時奉云々
- 一通 御下文正文 「同」 五月十四日「同」
- 一通 御下文正文 建久八年十二月三日
- 一通 御下文正文 文治二年四月三日
- 一通 御下文正文 文保元十二月廿一日

右注文如件、

| | | | | |
|----|---------|--------------------------|-----|---|
| 一通 | □教書正文 | 康永四年 | 一通 | 賴朝大將殿 ^{◎御旨} □筆之御狀 |
| 一通 | 御教書正文 | 貞和□ | 一通 | 畠山重忠自筆之狀 |
| 一通 | 御教書正文 | □和二年十一月廿一日 | 十八□ | 賴朝大將殿御下文 |
| 一通 | 御教書正文 | 康永元年十月三日 | 七通 | 高氏將軍御狀 |
| 一通 | 御教書正文 | 觀應元年□月十九日 | 一通 | 高氏御下文大隅國寄郡 ^{并御施行一通} |
| 一通 | 御教書正文 | 貞和四年八月廿九日 ^{平山事} | 一通 | 高氏御下文忠氏之御一跡師久御相續 |
| 一通 | 御教書正文 | 八月二日將軍家 | 數通 | 觀應二年十一月二日 |
| 一通 | 御教書正文 | 曆應三年九月三日 | 二通 | 高氏御廻文 |
| 一通 | 御教書正文 | 觀應二年八月九日 | 十六通 | 高氏御下文 ^{并執事狀一通} ^{并官符宣} 一通 |
| 一通 | 御教書鎮西正文 | 貞和五年十一月十四日 | 三通 | 代々將軍御內書 |
| 一通 | 綸旨正文 | 正平六年八月三日 | 八通 | 口宣并高氏舉狀二通 |
| 一通 | 令旨正文 | 八月廿一日 御旗事 | 一通 | 高氏御判并讓狀 |
| 一通 | 令旨正文 | 十一月十六日 | 二通 | 官符宣 ^{并高氏御判二通} ^{建武元年九月十二日} |
| 一通 | 令旨正文 | 正平六年八月十九日 | 七通 | 國々庄郡并高氏御判 ^{延文元年} ^{八月六日} |
| 一通 | 令旨正文 | 正平七年閏二月九日 | 五通 | 高氏御狀 |
| | 同綸旨案文 | | 一通 | 薩戶國人中 高氏御廻文 |
| 一通 | 令旨正文 | 正平七年閏二月四日 | 一通 | 肥前國松浦庄內早湊御判 ^{元和元年} ^{十月廿六日} |

- 二通 義滿將軍御内書 一通 越前國已下の置文
- 二通 同御内書并直氏御内書一通 元亨元年九月六日
- 三通 義詮將軍御書 一通 周防國揚井庄領家職
- 六通 勝定院殿之御内書 正慶元年十二月一日
- 三通 綸旨鎮西警固日向大隅守護職事
元弘三年六月十五日
建武三年三月十七日 三通 師直之假名書之狀
- 一通 吉野帝御綸旨并副狀數通 一通 自將軍家御返事
- 六通 直義御狀 一通 元弘三年六月十日
- 五通 義持之御書 二通 にししまのゆつり狀
- 三通 文永年中御下知 一通 和泉庄名主職同國東郷藏人跡事
- 一通 三ヶ國其外諸國諸庄之文書 一通 元和三年五月廿五日
- 一通 山城守道世より三郎殿への讓狀 一通 大隅四郎宗實申給御教書
- 八通 承久之御下文 一通 永仁二年三月四日
- 十四通 讓狀 一通 薩广國河邊郡并大隅國本庄御下文
- 七通 師直之狀又加一通又追而書一通 一通 建武三年三月十七日
- 一通 綸旨市來名主職并豊後國井田郷地頭職同施行 三通 正八幡宮神輿御動座之時之鎌倉奉行狀
- 二通 了俊御狀 十三通

六通

(益川滿願)
道鎮御狀

數通

(斯政)
氏經廻文

已上二十三囊

此外錦御旗袋

寶德二年(小)少春七日

(本文書へ「舊記雜錄前編」二二三五〇號文書参照)

大隅・薩摩兩國奉行□

『忠久公』
建久八年十二月十五日

一 嶋津庄内薩摩方補任事

『全』
建曆三年七月十日

□ 國薩摩國安堵御下文

(嘉)
加祿三年十月十日

□ 御教書

『忠義公承久三』『四五ノ卷ニアルトソ』
五月十九日

一 武藏守衆かんなかきの御書

(奉時)
承久三
七月十二日

二 同かんなかきの御書

『同』『宛カキハ忠久公』
七月十二日

一 同御書

『全』『宛ハ同前ニ』
七月十五日

二 同御書

『忠時公』『文曆二年ならん』
閏六月廿九日

一 二位殿御書

『忠義公』『貞應元年ならん』
十一月十三日

二 一枚(頼朝)

『忠久公』『文治五年宛カキ庄司次郎也』
八月十五日

一 右大將家かんなかきの御自筆御書

三枚
同御自筆御書

(重忠)
□ 畠山殿自筆狀

一 越前國守護職

一 同御施行

一 越前國生部庄御下文

一 伊賀國長田郷地頭職

一 近江國興福庄地頭職

一 伊賀國長田庄事

一 伊賀國長田庄地頭職事

一 異賊警固事

一 異賊警固事

一 高知尾以下御下文

一 周防國築井庄御下文

一 長田庄安堵事

一 麗嶋郡安堵御下文

一 道佛御(忠時)□文御下知

一 市來院井田郷繪旨

『忠久公』『全年』『成時』
八月廿日

『全』『元久二年十四日トアル此ナラン』
正月十三日

『忠久公』
承久三年七月十二日

『全』
貞應元年十月十二日

『忠義公』
承久三年八月廿五日

『全』
承久三年閏十月十五日

『全』
貞應二年六月六日

『全』
貞應二年八月六日

『全』
貞應二年十二月八日

『忠宗公』『九誤敷』
弘安元年十二月卅日

『忠宗公』
正應六年三月廿一日

『忠宗公』
文保元年十二月廿一日

『貞久公』『元弘二年也』
正慶元年十二月一日

『久時公』
文永八年十二月廿四日

『忠宗公』
永仁六年十月廿三日

『久時公』
文永八年十二月廿四日

『貞久公』
建武元年二月廿一日

題 鎌倉將軍右大將公手書後

古曰、皇陶之後封於英六、衆國已滅而英六獨存、是知積善之家必有餘慶也、從五位下豐後守源忠久者、鎌倉幕府右大將賴朝公長庶子也、其系譜連綿、家寶授受、明證遺美、口碑傳銘、原夫、文治五年幕府征伐奥州、以忠久都督諸軍、然齡未成童、以畠山莊司重忠、爲之監護、幕府授手書於重忠、以達于忠久、手澤現存、教諭丁寧、二十世孫、薩摩羽林綱貴、裝演縫襲、而爲家珍之最、且作句解以貽孫謀、嗚呼赤刀大訓和弓垂矢者、周之至寶也、然東遷之後失其傳也、羽林繼其①系統(前編一、一三八の二)(統系)、保其家祿、傳其寶器、藏其手書、則列侯雖滅、獨存其國者、積善所致而、猶祝餘慶于後裔、因爲之跋、

元祿十四年辛巳春三月嘉辰

從五位下守大學頭藤原信篤謹作書

朱
印

朱
印

「御寶鑑三帖中」

富山刑部丞子息小童、母相具可上洛之由、所令申也、早件小童ヲハ付母堂、可被上洛也、仍執達如件、

五月九日 (兼時)
(花押226)

鳴津左衛門尉殿 (忠久)

502 「舊御番所御文書」番箱中」

「御寶鑑三帖中」

當國新納院・同國救仁鄉等、兼重等以下輩濫妨事、忠顯(六條)朝臣申狀副具、如此、子細見狀歟、早追出彼輩、可沙汰居

雜掌者、天氣如此、悉之、以狀、

八月四日 (貞久)
(元弘三年) 式部少輔判 (岡崎範綱)

日向國守護館

右後題胡天皇御綸旨洞院式部少輔實世判

「片書(腰册)」
「本文書ハ「舊記雜錄前編」一八七〇號文書ト同文ナリ」

砂金五十兩・太刀一給候了、難有候、謹言、

三月廿九日 (花押)「北條相模守貞時也」

嶋津下野三郎左衛門尉殿
(忠宗)
御返事

▽◎ 若御前御方白大刀一進、但折節御差合間無御返事、

嘉元二年參上、同三年三十九日御進物請取、

△ (本文書ハ、「舊記雜錄前編」一〇八二號文書・一〇八三號文書ト同文ナリ)

504 「舊御番所文書二番箱中」

「御寶鑑三帖ノ中」

自伯耆國蒙 勅◎命「令」候之間、參候、令合力給候者、本意

候、恐々謹言、

四月廿九日

高氏◎(花押)
判

嶋津上總入道殿
(貞久)

(本文書ハ、「舊記雜錄前編」一六三四號文書ト同文ナリ)

505 「全上」

鎮西合戦之次第委細承候畢、早速靜謐之條、爲悅候、且

注進狀之趣、經 奏聞候了、恐々謹言、

六月十日

嶋津上總入道殿
(貞久)

(本文書ハ、「舊記雜錄前編」一六四一號文書ト同文ナリ)

高氏◎(花押)
判

506 「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

令對治大隅・薩摩凶徒等、上洛之條、殊神妙也、急可馳

參之狀如件、

八月◎三日 (足利尊氏)
(花押4)

嶋津上總入道殿
(貞久)

(本文書ハ、「舊記雜錄前編」二六〇七號文書ト同文ナリ)

507 「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

就硫黃事、梵章首座下向候、嚴密可有沙汰候、委細被仰

含章首座候也、

二月廿八日 (花押12)「將軍義滿公也」

嶋津修理權大夫殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二三四號文書ト同文ナリ〕

508 「全上」

硫黃二萬五千斤到來候了、神妙候、鎧一兩淺黃絲・太刀一腰遣之候也、

九月二日 ◎〔花押〕〔判〕〔全上〕

嶋津陸奥守殿 〔元久〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二三五號文書・五五二號文書ト同文ナリ〕

509

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔歴代龜鑑ノ中〕

今日吉日候之間、令申候也、

今夕罷出當陣候、即可申候之處、期明日之參會候之間、

遅々仕候き、

抑にしきのひたゝれの事承候、先祖一代御免候へは、子孫相續無相違事候、尤御用へめてたかるべく候、可存其

旨候、御旗事ハ其陳ニ一流之外不用事候間、御所持まで

たるべく候、如何様御ひたゝれの事ハ、殊々可目出候、

心事入見參可申承候、恐々謹言、

八月十日

〔今川〕了俊〔花押49〕

嶋津越後守殿

〔氏久公カ〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二三〇四號文書ト同文ナリ〕

510

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔歴代龜鑑中〕

太刀一腰盛重、萬疋、唐櫃一荷沈・棒蘇方・鉾子提沈・同

櫓一、盆一枚堆朱、到來、神妙候、仍太刀一振久國、刀一

腰安則、遣之候也、

六月廿六日 〔足利義隆〕

嶋津修理大夫殿 〔勝久〕カタクキニ、將軍義隆公御判〕

511

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

大友中務大輔持直并大内新介息以下事、令發向豐後國、

可加治爵、若又沒落分國者、不廻時日可致沙汰也、

三月八日(足利義教)「將軍義教公御判ト片カキアリ」

嶋津陸奥守殿(忠國)

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四八〇號文書ト同文ナリ〕

512

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

金襴五端・沈二本・酒器一流、付鉢一對・鸞眼二萬疋、

到來候了、神妙候、太刀・鎧白糸遣之候也、

(永享五年) 閏七月十一日(足利義教)
(花押9)

嶋津陸奥守殿(忠國)

513

「全上」

豐後國發向事、先度被仰之處、出陣之有無未能左右、既

近日可及合戰歟、不日令進發可致忠節也、

九月卅日(足利義教)
(花押9)

嶋津陸奥守殿(忠國)

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四八二號文書ト同文ナリ〕

514

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

大覺寺事、依計略早速落居、忠節之至無比類候、向後亦

憑思食候、兼亦一紙披見、殊神妙、旁以心中趣、感悅不

少候、仍太刀一腰・腹物一領・馬一疋遣之候、委曲滿政(赤松)

可申候也、

卯月十三日(義教)
(花押9)

嶋津陸奥守殿(忠國)

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」二二四一號文書ト同文ナリ〕

515

「全上」

就大覺寺事、以前玄照上洛之時且雖被仰候、今度儀忠節

之至、無比類之間、態以使者被感仰候、仍馬・太刀^刀遣之候也、

六月十七日

〔判〕〔全上〕
◎〔花押〕
(足利義政)

嶋津陸奥守殿

(本文書ハ、「舊記雜錄前編二」一五七號文書ト同文ナリ)

516

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔歴代龜鑑中〕

就渡唐船之儀、度々被仰早、仍正使副使以下、在國中至歸朝、諸事無等閑可加扶持候也、

二月廿二日

〔判〕〔全上〕
◎〔花押〕
(足利義政) 將軍義尚公御判トカタカキアリ

嶋津又三郎殿

(本文書ハ、「舊記雜錄前編二」一五二九號文書ト同文ナリ)

517

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔歴代龜鑑中〕

就受領之儀、太刀一腰國光・鶯眼萬疋到來訖、尤神妙、

仍太刀一振遣之候也、

九月廿三日

〔判〕〔全上〕
◎〔花押〕
(足利義政) 將軍義尚公御判也

嶋津陸奥守殿

(本文書ハ、「舊記雜錄前編二」一五三四號文書ト同文ナリ)

518

〔全上〕

爲代始之禮、太刀一腰行安・鳥目貳萬疋到來候、神妙候、仍太刀一腰光忠遣之候也、

十二月十五日

〔判〕〔全上〕
◎〔花押〕
(足利義政)

嶋津陸奥守殿

(本文書ハ、「舊記雜錄前編二」一五二四號文書ト同文ナリ)

519

〔全上〕

就京都靜謐之儀、太刀一腰黒・鶯眼萬疋到來候、神妙候、仍太刀一振正恒遣之候也、

十二月十五日

〔判〕〔全上〕
◎〔花押〕
(足利義政)

嶋津陸奥守殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」一五二五號文書ト同文ナリ〕

520 「全上」

參洛事、被仰出候之處、内ニ奔走旨被聞食訖、尤可然、
嚴重可遂其節、就中被仰含光通藏主之子細、速可〔含〕下
知之、次伊東大和守事、同可申付候也、

七月十七日

鳴津陸奥守殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」一五五三號文書ト同文ナリ〕

521 「舊御番所御文書」番箱中」

〔歴代龜鑑中〕

兩國霍執之儀、太不可然、早可屬無事之段肝要候、此旨
日州へも被仰下候訖、委細者近衛殿可有御演說候、猶貞〔伊勢〕
孝可申候也、

六月二日

鳴津修理大夫殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」二九六號文書ト同文ナリ〕

522 「全上」

與日州牟榎之儀不可然、可屬無事之段、肝要候由、被成
御内書、被差越伊勢備後守候、此節被聞是非、御請被申
入者、尤可爲珍重候、此等之趣可申旨候條、令啓候也、
狀如件、

六月二日

鳴津修理大夫殿

523 「全上」

令入洛、柳營之儀申付候、然者、殿料事、至諸國中遣候、
馳走可喜入候、猶藤孝可申候也、

六月十六日

鳴津修理大夫殿

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」四四五號文書ト同文ナリ〕

「全上」

今度 公儀御様躰、先代未聞、無是非次第候、就其 一
乘院殿到甲賀和田被成御退座、近國出勢之段被仰出、御
請候間、急度◎可被成御入洛之由候、此度被成 御内書、爲御使被
差下上野大藏入道候、猶得其意可申入候由被仰出候、可
得御意候、恐惶謹言、

十月廿八日

(細川)
兵部大輔藤孝判◎(花押)

嶋津陸奥守殿

謹上

同修理大夫殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一三四六號文書ト同文ナリ)

嶋津修理大夫殿(義久)

「右將軍義昭公御判ト片カキアリ、前ノ判ト異同如何」
(本文書ハ「舊記雜錄後編」一二九五號文書ト同文ナリ)

「全上」

爲 御入洛御禮、被差登喜入攝津介、御太刀一腰・御馬
一疋・黄金百兩御進上旨、令披露候、被 聞食通、以
御内書被仰下候、仍御太刀一振則重御拜領候、猶得其意
可申由、被仰出候、可得御意候、恐惶謹言、

◎十
(七)月廿二日

兵部大輔藤孝判

謹上 嶋津修理大夫殿

「全上」

今度織田事(信忠)、依難遁天命、令自滅候、就其相殘輩、歸洛
儀切ニ申條、示合、急度可入洛候、此節別而馳走可悅喜、
仍太刀一腰・黄金拾兩到來、喜入候、猶昭光(真木島)・昭秀(二色)可申
候也、

十一月二日(義昭)
(花押6)

「舊御番所御文書二番箱中」

「歴代龜鑑中」

就京都慮不慮之儀、到紀州滯留候、諸口調略之間、本意不
可有程候、此度忠節可悅思食、爲其差下江月齋、猶藤長(二色)・
昭光(真木島)可申候也、

〔全上〕

(本文書ハ「舊記雜錄後編」七三九號文書ト同文ナリ)

平田美濃守殿

(官守)
進之候

伊集院右衛門大夫殿

(忠棟)

卯月十四日

藤長(花押46)

〔一〕色式留少輔藤長ト片カキアリ

程候、猶江月齋可被申達候、御馳走肝要候、恐々謹言、
坂高屋四國衆等、可抽忠功覺悟無二之條、御本意不可有
御座、諸口被相催、御入洛御行半候、仍被對大守被成
御内書候、宜有御申沙汰候、東國勢既東美濃口亂入并大
就織田彈正忠恣所行相積、去年被退城都、至紀州被移
(信長)

〔全上〕

(本文書ハ「舊記雜錄後編」七三八號文書ト同文ナリ)

嶋津修理大夫殿

(義久)

卯月十四日

(足利義昭)
(花押6)

歸洛之儀、對毛利申聞處、則及請候、然者武田・北條・
上杉已下相談、東西令一統、既出張火急條、此節嶋津勵
忠功候様、加意見者、可爲神妙、猶昭光、昭秀可申候也、
(眞木島)(二色)
(天正五年乙)
卯月十七日
(義昭)
(花押6)

伊集院右衛門大夫殿

(忠棟)

河上殿

(忠克)

平田將監殿

(光秀)

村田越前守殿

(經正)

(本文書ハ「舊記雜錄後編」七九〇號文書・七九七號文書ト同文ナリ)

〔全上〕

今度至中國被移 御座、對毛利 御入洛之儀、被仰聞處、
則被及御請候、然者始武田・北條・上杉其外東西之諸士
令一統、既 御進發火急候、仍被成 御内書候、此節於
被抽忠勤者、尤可爲御感悦通、大守江可被加吳見事肝要
旨、被仰出候、委曲蓮華坊可被申候、恐々謹言、
(天正五年乙)

卯月十七日

昭秀(判)

(花押)

〔カタカキ
眞木嶋玄番頭
昭光

昭光◎(花押)
「一色駿河守昭秀トカタカキニアリ」

伊集院右衛門大夫殿(忠棟)

河上殿(忠克)

平田將監殿(光悉)

村田越前守殿(藤尾)

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一七九八號文書ト同文ナリ〕

531 「舊御番所御文書二番箱中」

〔歷代龜鑑中〕

就歸洛之儀、輝元申越間、染筆候、然者諸國士卒可勵忠

功由、無二令言上、既及行候、自然從豐州至防長取出、

入洛可相妨候哉、然間爲手合、防長兩國人數向豐筑、來

春頼可差渡條、豐後表可亂入事、併可爲供奉同前忠儀候、

此度別而馳走偏頼入候、猶輝元(毛利)・隆景(小早川)・元春(吉川)可申候也、

九月十一日(義昭)
(天正六年)
(花押6)

嶋津修理大夫殿(義久)

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一〇〇五號文書ト同文ナリ〕

532 「全上」

就 御歸洛之儀、輝元委曲被申越之間、重而對義久被成

御内書候、抑東北國之諸卒、悉可勵軍忠◎旨依言上、弥

東西一統被及御行候、然者從豐後至坊長境、自然取出、

可相妨候歟、早竟此度被拋萬事、豐州表匠◎義久作於御亂入者、

可爲御供奉同前之御忠信之由候、就其向豐筑爲御手合、

來正月頼坊長兩國之諸勢、可被差渡之條、肥州龍藏寺被

仰談、被抽戰功、御當家御再興之段、偏頼被 思食旨

上意候、被得其意、被加吳見、此節別而御馳走肝要候、

猶輝元(毛利)・隆景(小早川)・元春(吉川)可被申越通、相心得可申旨、被仰出

候、恐々謹言、

九月十一日(天正六年)
昭光◎(花押)
(天正六年)

昭秀◎(花押)

伊集院右衛門大夫殿(忠棟)

喜入攝津守殿(季久)

〔此一書、天正十二年舊記雜錄中ニ載タリ〕

〔本文書ハ「舊記雜錄後編」一四四七號文書ト同文ナリ〕

533

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

雖未相通候、令啓候、仍大友方與鉾楯事、不可然候、所詮、和合尤候歟、將又此面事、近年本願寺令緩怠之條、(光佐)誅罰之儀申付候、然大坂可退散由、依懇望令赦免、到紀州雜賀罷退候、幾内無殘所屬靜謐候、來年於藝州可出馬候、其刻別而御入魂、對天下可爲大忠候、尙(前久)近衛殿可被仰候、閣筆候、恐、謹言、

(天正八年)

八月十二日 信長

嶋津修理大夫殿

御宿所

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一〇九八號文書ト同文ナリ)

534

「全上」

連々以面拜如申入、大友與嶋津干戈之段、不可然存候、所詮、令和睦尤候、大坂落着之條、來年者出馬、毛利可令追伐候、其刻双方別而粉骨、對天下可爲大忠候、被成其御心得、被仰舍伊勢(貞知)因幡守、可被差下事專一候、恐惶

謹言、

(天正八年)

八月十二日 信長

近衛殿

信長

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一〇九九號文書・一一〇一號文書ト同文ナリ)

535

「舊御番所御文書中」

「歷代龜鑑中」

好便之條、令馳筆候、抑其國豐州之儀、于今被申結由候、大友事、對信長公無疎略候、殊更藝州邊へも可及行調談候處、如此之段無勿躰候、縱義久存分雖在之、此刻可申扱候、宮内卿法印・猪子兵介同前候、則我等へ之書狀、爲扱見下申候、無吳儀同心候様ニ、吳見專一候、猶金鐘寺和尙ニ申渡候、巨細之段貞知可申候、狀如件、

(天正八年)

九月十九日 (花押忠)「近衛前久公御判トカタカキアリ」

嶋津兵庫頭殿

(本文書ハ「舊記雜錄後編」一一七四號文書ト同文ナリ)

〔舊御番所御文書二番箱中〕

〔歷代龜鑑中〕

歸洛之儀、從上口言上趣、委細相含、柳澤新右衛門尉重(元政)

而指越之候、此節一廉馳走可頼入、仍太刀一腰康次・鞍

一口作遣之、猶昭光・昭秀(眞木島) (二色)可申候也、

九月四日(足利義昭) (花押6)

嶋津修理大夫殿(義久)

〔此書ハ天正十二年雜録中ニアリ〕

〔本文書ハ「舊記雜録後編」一四三九號文書ト同文ナリ〕

〔本文書ハ「舊記雜録後編」一四四〇號文書ト同文ナリ〕

〔全上〕

今度秀吉其國鉾楯之段、無心元候、然者和睦儀、是非共

相喫度候、就其差下一色駿河守條、入眼可目出、猶昭光

可申候也、(天正十四年) (足利義昭) (判) (花押) (全上)

十二月四日(義久)

嶋津修理大夫殿(義久)

〔本文書ハ「舊記雜録後編」二二六號文書ト同文ナリ〕

〔全上〕

歸洛之儀、從上口言上趣、委細相含、柳澤新右衛門尉差(元政)

越之候、此節一廉馳走候様、對義久可申聞事、可喜入、

仍肩衣・袴遣之、猶昭光・昭秀可申候也、

九月四日(天正十二年) (判) (花押) (足利義昭) (全上)

嶋津兵庫頭殿(義弘)

〔此御書、天正十二年ノ雜録ニアリ〕

〔全上〕

今度秀吉其國鉾楯之段、無心元候、然者和睦之儀、是非

共相喫度候、就其差下一色駿河守條、入眼可目出、猶昭

光可申候也、(足利義昭) (判) (花押) (全上)

十二月四日(義弘)

嶋津兵庫頭殿(義弘)

〔本文書ハ「舊記雜録後編」二二八號文書ト同文ナリ〕

540

「全上」

今度秀吉其國鉾楯之段、無心元候、然者和睦儀、是非共相喫度候、就夫差下一色駿河守條、入眼候様、對義久吳見肝要、猶昭光可申候也、

(天正十四年)

十二月四日

◎(花押)(足利義昭)
〔判〕「全上」

伊集院右衛門大夫殿
(忠棟)

「以上三通ハ舊記雜錄中ニアリ」

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」二二七號文書ト同文ナリ)

541

「舊御番所御文書二番箱中」

「歷代龜鑑中」

和平儀申遣處、言上之趣、先以神妙、就其秀吉存分之通委細申含、昭秀指下之、此節入眼肝要、猶昭光可申候也、

二月廿六日

(義昭)
(花押6)

嶋津兵庫頭殿
(義弘)

「此文書舊記雜錄天正十五年ニ在リ」

(本文書ハ「舊記雜錄後編二」二二七號文書ト同文ナリ)

542

年中之覺

一 正月 中

一 御在國之節者、元日五社參、六組諸士御供、

一 三日、惣出仕、

一 九日、御關狩方御用人御用係被仰付候事、

一 十一日、大般若宮仕申渡、御城内勤之諸士江御鏡

餅被下候事、

一 十三日、花尾山江、御代參ニ付、御進納物上、宰領

御步行壹人、御使番方ハ問合次第仰渡方首尾、

但諸所江御進納物有之候ハ、右同斷、

一 二月中

一 廿五日、護摩所におひて御連歌、

但宮仕申渡、

一 火之元改與中江申渡候事、月番御目附ハ申渡有之

候、

一 御連歌御作代、淨光明寺江相下候付、御使者小番壹

人申渡、仰渡方首尾、

一 御關狩之事、

但與之首尾前にて候事、

一 三月中

一 三日、御祝儀之事、

但觸方ニ不及候、

一 御馬追方申目下知申渡、仰渡方首尾、

但四月御馬追之節、綱面燒印取次申渡、

一 四月中

一 當月中、申之日・午之日・多賀司參被渡方首尾、

一 十七日、大雄山江御獻納物上、宰領大番一人、仰渡

方首尾、

一 宮内八幡神領高例年五月五日、田植參差越候付、締

方申渡候事、

但寶歷六子四月・明和四年亥四月日帳ニ有之、

一 五月中

一 五日、御祝儀之事、

但觸方ニ不及候、

一 六月中

一 朔日、御本丸おひて御祈禱之事、宮仕申渡候事、

一切支丹宗門改、

但初ニ觸方申渡候事、

一 頭屋供申渡、

但七月朔日・同廿八日兩度之事、服穢等有之候ハ

、相除、

一 七月中

一 名踊ニ付小與頭江締方申渡候事、

一 七日、御祝儀之事、

但觸方ニ不及候、

一切支丹宗門印形申渡候事、

一 頭殿備鑓持十日比ニ申渡、鑓取人廿六日、

一 七日、御兵具所虫干、小番拾人仰渡方首尾、

一 八朔進上之御太刀取次取「本ノ、」小番・大番申渡方右同斷

首尾、

一 諏訪大明神江 御名代方 御進納上宰領大番壹人申渡、右同首尾、

一 荒田八幡祭禮ニ付、司參御名字下大番申渡、仰渡方首尾、
一 十月中

一 福昌寺大施餓鬼ニ付大番勤方申渡、右同首尾、

一 火觸道具調替申渡、月番御目附方江申渡可有之候、

一 八月中

一 八朔御祝儀之事、

一 護摩所稻荷御祭禮ニ付、爲御膝着御進納物上宰領大番申渡、仰渡方右同首尾、

但觸方ニ不及候、

一 十一月中

一 小普請銀改初ニ申渡御用人方より問合有之候事、

一 三日、

一 一人別壹分出銀觸方申渡候事、

一 十二月中

但寺社方々、七月初問合可有之候事、

一 廿四日、御本丸におひて 御祈禱之事

一 火之元改觸方申渡候事、

但宮仕申渡候事、

但月番御目附より申渡有之候事、

一 廿七日、御煤下ニ付無星之事、

一 御連歌御作代淨光明寺江相下候付、御使者小番壹人申渡、仰渡方首尾、

一 破魔拋締方申渡有之年も有、

一 九月中

一 火之元改申渡、月番御目附方江申渡有之候次第、

一 九月中

一 杉差申渡 當月之節も有之候、

一 九日、御祝儀之事、

一 牛馬改例年當月有之、

但觸方ニ不及候、

一 式日、講釋例年合寄申渡、合寄方より通達有之事、

來正月初之事、一所持江申渡事、

但合寄之日、始之日年々吟味次第、寄合方通達之

節も有之、當座より觸流之節も有之、

一來年大番小頭申付、大番小頭差免候事、

與帳前書

與頭可被心得條々

一公義之 御仕置付て、每度被仰渡趣堅く相守、御奉公

方無疎意可相勤候、當時之御格式ニ付而者、段々被仰

渡置事候間、其旨相守、與中之義可有差引事、

一學文武藝之儀、相勵候様連々可被申渡候、御奉公ニ付

而者不時ニ被仰付、御用等も可有之候間、左様之御無

滞様、内々之心掛可爲肝要事、

但武具・馬具無油斷可相調、不應分限屋作衣服等に

至、御條目之旨無忘却やう相守り、驕之躰可爲無用

事

一御奉公方之心掛、孝行其外勤方宜敷、家業出精候者有

之ニおひて者、可被申出候、惡心不忠之者、又者行跡

不宜、惣て諸人之妨ニ相成者有之ニおひて者、氣を付

早々可被沙汰事、

一御奉公方致難澁、構虛病候體之者有之おひてハ、可有

言上候、且又亂氣之人并亂氣と風きさし有之者ハ、親

類とも入念可申付之、油斷惡事仕出候者々、親類中可

爲越度之條、大形無之様可被申聞事、

一切支丹宗門之儀、公義一統之御太禁に候、且又一向

宗之義 御家御太禁之事候間、疑敷儀も有之ニおひて

ハ、實否ともニ早々可有言上事、

一喧嘩・口事・入組有之節者、與中ニおひて首尾宜様可

爲相濟候、若與中ニおひて事濟かたく義可有披露、訴

訟・公事・入組等之儀申出候節者、有來通御法様之書

付を以可申出候、以連判荷擔之躰申出義、可爲禁制事、

一依科御誅伐者又ハ依罪闕所等被仰付候刻、雖爲親類縁

者、無差圖人其場江罷越間敷候、蒙御勘氣候者江、見

廻并音信等可爲停止事、

一諸士二男三男家にて、二三代も別立罷在候、嫡家又者
 二男家跡職無之節、依願自分之家者不相立跡職致相續
 候義も有之候、此儀家相續之爲ニ候、尤之義候得とも、
 代々列立罷在候家を不相立義者、如何之事候條、向後
 右躰之者被仰付間敷候、其身之代ニ別立候者、又者
 子孫之内二男・三男有之候者、又ハ一類之内より致相
 續候者有之候者、其者者跡職ニ願可申出候、若右類
 之者も無之家及斷絶事候者、代々別立罷在候者にて
 も跡相續不致候而、不叶譯も有之候者、其身之跡を
 仕居可申候間、相續御免被下度旨願可申出候、尤外城
 養子にて願可申出と存候者ハ、是又願可申出候、依
 其趣ハ御沙汰次第可被仰付候條、可被得其意候事、
 一家督之者相果、繼目之願及延引申出候義、不宜候間、
 右躰之者有之候ハ、與中より無油斷可被致沙汰候、
 且又繼目之義者、其子とも可被仰付哉、又ハ他之者江
 可被仰付哉、思召次第之事候處、嫡子之義者おのつか
 ら家相續仕居と存罷在候義、別而心得違に候事、

一與中之者有之節者、早速申出事候間、可被承置候、家
 督之者相果、直子等ハ繼目致遺言書置候て相果候段、
 申出候節、遺言者追而可差出旨屈置、五日中午書之親
 類と茂より無遲滞、與所へ法様之通可差出候、何そ子
 細も無之繼目致延引候ハ、名跡被相立間敷候、御見
 合を以被仰付、繼目之儀者格別ニ候事、
 一幼少又者不意相果候ハ、遺言書者無之管候間、與所
 江申出候節、遺言書無之候繼目之儀者、追而相究可願
 出旨、是又屈置、左候而直子又者親類とも之内、相應
 之者究候而、繼目之願親類ともより可申出候事、
 一直子無之、親類又者鹿兒島土にも養子可成相當應之者
 無之、家不相立儀確成候ハ、御格式之通、外城養子
 之願可申出候、右願御免之後、急ニ人柄難相究譯も有
 之候ハ、月延之願可申出、應其謂何分にも可被仰渡
 候事、
 一長と病氣ニ有之候者、遺言書も不致置、死後親類とも
 より繼目之願申出候とも、其身油斷之儀候條、御取揚

有之間敷候、勿論御見合を以被仰付候義へ、格別ニ候事、

一御城下にて自然出火有之節へ、兼而被仰渡置、御掟之趣、相守候様可被申渡置候事、

一與中勿論與頭列以上之人、新家相立候へ、御家老直觸被仰付事候間、被得差圖、當與相除、御家老與ニ入候様可被問合候事、

但當事之與頭衆茂御役被差免候節者、何れも御家老直觸ニ被成置候、其身計與頭以上之御役被仰付候人、御役御免たりとゆふとも、家督之内者御家與ニ

被入置、隱居以後家督之家内に可被召入候條、御格式不亂やう可有沙汰事、

一與頭直觸之御格式、此節被相立候間、御格式ニ相當人小與立歸候義とも、無油斷承届、時々被得差圖、帳面に可有首尾事、

一小與頭へ御馬廻、新御番諸役に被仰付置、此節御格式被相立候間、時々替合之儀無混雜様可被沙汰事、

一與頭中 御城にて寄合、此節被相立候間、與中何角之用事無滯やう、時々致替合可有沙汰事、

一與中之諸士、角入前髪被願出候者へ、與頭見分之上御免有之、可然者へ名書月番御家老へ差出、追時敷舞ニおひて月番御家老・大御目付致見分、其上にて御免可被申渡候、尤御見合を以被仰付候者へ格別ニ候事、

一角入前髪取御免之段、願人ともより御禮申出候節者、無行跡并見苦敷様爲仕間敷旨、書物爲致可被申出事、一角入前髪取之義不及年生之極ニ、勢長相應之者へ、御家老見分之上、角入前髪取被差免候事、

一諸外城江勤方ニ付引越居候者之子とも并田舎入御暇被下置候者之子とも、角入前髪取之願、初而之 御目見相濟勢長相應なる者者、其所より願書、御家老不及見分可被差免事、

一角入前髪取御免以後、與頭不時に見分いたし、若見苦敷様躰之者、又へ兼々行跡不宜聞得之者も有之候者へ、屹度可被遂披露事、

主并親殺之科

一主并親を殺候者、又者可殺と企候義、無謂惡意ゆへ、其儀者少しも不存、親族までも別紙之通御仕置被仰付事候間、一朝一夕奉公いたし候ても、譜代之家來同前之事候、別而惡逆無道之事候故、從前之御仕置被仰付候次第、諸外城并末とまで兼而承置、可宜事候、此旨屹與申渡儀にてハ無之候、尤觸流不致、地頭所喫并私領役人共江、所中何そ仕置之儀ニ付而申渡儀とも有之節、其序右之趣をも申聞、其所と以下之者ともまで、連と別紙之趣申聞置筋ニ相心得可申候、

但夫妻子其外身近き者とも、仇を成候者、別紙之趣ニ準、親族までも御咎目被仰付事候、

二月

本書右同斷之内江

一主并親を殺候者、又者可殺と企候者、御仕置被仰付候次第、諸外城兼中并末とまで兼て承可宜事候間、右之趣地方并私領役人とも江、何そ所中仕置之義ニ付て

申渡候節、其序右之趣可申聞旨、先日申渡候間、彌以何そ所中之義ニ付可申渡儀とも有之、御當地江喫并役人とも罷越候砌、右之旨得與申聞、所中之義ハ連と承置候様仕可然候、觸流にて申渡にて無之候條、便宜なとにて、右書付役人中江屹與、申渡筋申越義にて無之候、若考違ひも可有之哉と、爲念重而相達候、

二月

將監

主を殺候者又者可殺と企候者并親族、科之事

一當人鋸挽にて兩日さらし、逆八付、女ニても同罪、

一當人妻梟首、

一當人男子梟首、

一當人男兄弟梟首、

一當人娘一世遠流、

一當人姉妹一世遠流、

一當人父母一世遠流、

一當人祖父母一世遠流、

一當人男孫斬罪、

一 當人女孫一世遠流、

一 當人伯叔父一世遠流、

一 當人伯叔母遠流、

一 當人甥一世遠流、

一 當人姪遠流、

一 當人從弟一世遠流、

一 女より主を殺し候節、夫あらハ夫は梟首、

一 義絶之親族にても其科無差別、

一 主を殺候者江、當家之家來同意いたし候者者、本人同

罪、他之者同意いたし候ても、其科本人同罪、

一 亂心酒狂にて主を殺し候者、親族までも正念にて殺候

者同罪、

一 一朝一夕奉公いたし罷在候者にても、右惡行之ものハ

譜代之家來可爲同罪、

一 父母を殺候者、又者可殺と企候者并親族科之事、

一 當人兩日さらし逆八付、女に而茂同罪、

一 當人男子斬罪、

一 當人娘遠流、

一 當人妻遠流、

一 當人男孫先籠込にて一世遠、女孫者親類御預け、

一 女より直ニ父母を殺し候節、夫あらハ夫逼塞、

一 亂心酒狂にて父母を殺候節、正念にて殺候者同罪、

以上

屋敷一卷之事

一 惣て掛持屋敷停止之事、

一 屋敷替いたし候節者、本屋敷讓請之人無之内者、自掛

持之姿に罷成候、且又屋敷讓請候以後、小身者者急に

居宅引移成かたく、時節を見合候義茂有之、其内者掛

持之姿に罷成積候、右式之者者何れも無據儀候條、件

之子細御勘定奉行迄届申出、月限等をいたし置候筋可

致、然ながら屋敷讓り請候以後、十二ヶ月過候まで不

罷移者ハ、御法之通屋敷可取揚候、それとも無據譯有

之、月限延申出候ハ、吟味次第可差延候、

一 無御免人屋敷貳ヶ所所持いたし候へ、一ヶ所可取揚候、

一 屋敷相直候以後、自身不罷移、餘人江預ヶ置候義、令停止候事、

一 初條に相記候通、小身者急に罷移候義成かたき者者、

其旨御勘定奉行まで可申出置候、其内屋敷番ことく移し置候儀、心得次第、

一 士屋敷を内にて町屋敷に成置候事、又者町人江借し置候儀、令停止候事、

一 屋敷拜領被仰付、十二ヶ月過候まで不罷移候者、可取揚候、依場急に屋敷立候儀成かたき所者、十二ヶ月之内に、御勘定所江其旨申出、差圖次第可致候事、

一 近所之屋敷讓請、一ヶ所纏置罷居候者有之におひて者、一ヶ所者可取揚事、

一 右之通候得とも、親子兄弟屋敷并罷居境を取除候義者格別之事候間、右躰之者者御勘定奉行まで届申出置候上にて、屋敷境を取除き、後年境紛敷無之様、慥成驗

をいたし置、表向ハ貳ヶ所と相見得候様、一ヶ所に門壹ツ、明置候様、可申付候、

一 屋敷差迫り、親子兄弟家來等を差置候餘地無之者者、

近所之屋敷一ヶ所内にて讓請置、屋敷主を可差出置候、左候て内ミ境を取除き候義者、心得次第可申付候、

一 一ヶ所之内、境相立候義有之、且又百五拾坪より内屋敷切坪いたし、讓渡屋敷に出候義、停止之事候ゆへ、

別而小身者にて差迫り之者も有之、或は加勢を請、屋敷内を少ミ切坪にて渡置も有之、或は介抱不致候て不

叶者を、屋敷内に差置候義も有之、或は家來下人類ひを差置、諸用相達る人も有之、左様なる者者内にて

境相立置候よし、是又無據譯にて、前より右之通爲致置候由、然とも右躰之屋敷者、内ミ之境立まで相改

に者及間敷事候條、表向小路并ハ一ヶ所之姿相見得候様可致置候、勿論門壹ツ之外、別小門にても明間敷候、

然なから、門一ツ差支候譯有之、依願明置候義者格別ニ候、

一屋敷之内を近所之人江切坪にて遣候義有之、然者百五拾坪有之屋敷之内を、近所江切坪にて遣し置、境立候て者、別而小屋敷に罷成目立管候間、表向小路并切坪いたし、不相見得様いたし、内々境立相直候義者、無據譯にてこそ右通いたす管候間、内々之境させ構無之候、

一諸座附并に諸職人御借地江その者不罷居、餘人居住いたし候義、令停止候事、

一三百坪以上之屋敷、高百石以上之者にて無之候得者、居住不罷成候、然れとも奥向諸奉行、又者無役にても御馬廻り相勤候歟、右通之者者依頼之譯者可被成御免候、右之外百石以下三百坪以上之屋敷願、取揚間敷候、持來候者者格別に候事、

一三百坪以上之屋敷にても、場所あし敷又者屋敷之内重々岸又者池なと有之屋敷へ、願により百石以下にても可被成御免候事、

一御借地被仰付置候人者、何様之譯にて御借地被仰付候

趣、來る正月十日より内、御勘定所江可申出事、

一鹿兒島中屋敷改之義、來る正月中旬ころより改かた有之管候間、改人差越候節、屋敷主出合受答可申候、當時他行之人者、近所慥成名代兼て頼置可申置候、

一當分屋敷主罷居候ても、土屋敷と不相見得、買人等召置、不相應之家作等相調候者有之候へ、是又見分あし敷無之様可致置候、

右之通被相定候條、得其意、何ぞ譯有之申出候義有之におひてへ、來る正月十日より内、御勘定所江可申出候、改め之節に至り申出候とも、取揚間敷候、御法違之屋敷者可取揚候、此旨致承知候様、支配中江可被申渡者なり、

十二月廿二日

御家老座印

大番頭

右之通被仰渡候條、支配中江不洩様寫を以申渡、本文無滞相廻、留より來月十日限返納可有之候、以上、

十二月廿八日

大番頭座印

以上、
文化八年未

三月廿五日

大番頭印

〔觸支配連名略ス〕

543

一諸人、在中江借地いたし居、其地面に相掛候取納相滯、皆濟之支へ相成由候、借地之義者百姓方相對與存、取納方延ニいたし候義、心得違ヒ之義ニ候、年貢地之事候得者、定置候日限之通不致取納候てハ、不叶事に候、右に付て者、延享三年、郡奉行江申渡候趣有之候處、程過候へ者等閑ニ相心得候哉、近年借地取納段ニ相滯不可然事候條、向後定置候日限通、無取違屹與滯不相成様、親類引受取納いたし候様申渡、乍其上不納候之〔者々〕人ハ、早速地面在中江相返候様可被申渡候、

三月

信濃

右之通被仰渡候條、支配中江不洩様、寫を以申渡、本文滯なく相廻、留より來月五日限返納可有之候、

544 通達留

〔連名あり略之〕

觸支配中

式部殿ハ被相渡候御書付之寫

寄合并以上并小番・新番・御小姓與二男以下別立候者者、本家持高之内五拾石以上、與力之儀者五石以上、致附屬別立被仰付候旨、弘化之夏被 仰出置候得共、此節別段 思召之譯被爲 在、寄合并以上并小番・新番・御小姓與二男已下別立之儀、本家持高之内拾石以上、與力之儀者 是迄之通五石以上致附屬、別立願出候者者、御免被仰付候、左候而、分地無之別立者勿論、往ニ買地等之約束ニ而願出候者者、是迄之通一切御免不被仰付候條、此旨向

と江可致通達候、

但拾石以上分地願出候者者、自分本家江拾石以上残置
可願出候、

三月

攝津

右衛門殿外三人を被相渡候御書付之寫

諸色直段不及過當様、以前は諸色方被召建、御取締有之
候得共、先般吟味之譯有之、諸色方被廢候處、當時諸國
一統物價沸騰と者申なから、御領國中之儀、弥增高料成
立、商人共利得を專とし、勝手ニ物價引上ケ、諸人別而
難澁之趣ニ相聞得、甚以如何之至候、依之此涯御勝手方
掛・御側御用人を向へ御役場江爲致吟味、譬へハ船賃錢
等者御船奉行、板・材木類者御作事奉行與、夫を向へ受
持之御役場におひて、鎖細ニ吟味を盡し、猶又生産方并
御買物方掛、見聞役江も爲致吟味、時勢相當之所を以精
微ニ取しらへ、諸色直段相究、一帳取仕立遂披露、右を
大目附方江相渡、御取締向旁之儀者、何篇此以前之振合
通大目附扱ニ而、御裁許掛初見聞役等被掛置、右之一帳

ニ基キ、御取締嚴重行届候様被仰付候、乍其上不法之賣
買いたし候もの者、糺方之上屹と可及沙汰候、且亦右通
諸奉行を諸色直成帳差出候上、依品時と相場之高下も可
有之候間、其節と無油斷速と申出、依時宜者掛御裁許掛
等を直ニ諸奉行江承届候儀も可有之候得共、平日御勝手
方掛御側御用人引受、町奉行を初諸奉行江時と致沙汰、
無手拔様可致取扱候、勿論町奉行ニ者、專市中を賣出候
品、何色ニよらず氣を付、過當ニ不賣出様分而申渡、納
屋魚類者日々之相場も相替由候間、是以不相當之儀無之
様、萬端町役共江申諭置、取締可有之候、其上法外ニ賣
出候ものも有之候者、不依誰人不差置、掛横目等江早と
可申出候、右付而者專御勝手方掛・御側御用人を初、掛
御裁許掛見聞役取扱向之心得、肝要之事情條、時勢彼是
勘辨を加へ、平等被相行候様、手厚可遂評議候、此旨申
渡向と江も不洩様、可致通達候、

三月

右衛門

攝津

但馬

式部

右衛門殿を被相渡候御書付之寫

町田内膳

右若年寄一篇之勤被 仰付候

右同人

右仕舞次第蒸氣船を急ニ上京被仰付、嶋津伊勢殿江交代詰被仰付候、左候而、詰中、御家老方御用承、他所向ニ而者御家老と相唱候様被仰付候、
右之通表方へ致通達、奥掛・御勝手方へも可相達候、

三月廿一日

右衛門

右衛門殿を被相渡候御書付之寫

御家老

新納刑部

右之通、今日 御直被仰付、加判同役同前、御役料高千石被下置、席順岩下佐次右衛門頭へ罷在候様、被仰付候、
御勝手方掛 一開成所掛

右同人

右之通被仰付候、

右衛門殿を被相渡候御書付之寫

當時天下之形勢日々變態ニ趣、近來諸所ニ戰爭も相發候而已ならず、既長州表ニおひてハ對陣之姿、一度所置を被爲失候而、戰相始候得者、天下之動亂と相成候儀者、眼前之事ニ候、就而者、最早御軍政不先立候而者、時節ニ不相應事候間、簡易之古道ニ被爲復、年頭・八朔・五節句并屹と立候御慶事之外、朔望之御禮を初、平常之伺御機嫌等、愆而當分御意之平服不苦段、被 仰出候、第一海軍之御備、專務之時機ニ當り候得者、蒸氣船乗付之面々者勿論、右ニ相拘候向者、鎧下之籠手袖・半天・裁揚等可相用候、且御備組調練之節者、人々同様相用、其儘御殿江罷出候儀も不苦候付、非常之節常服ながら、實地之用ニ相叶候様可心掛候、萬事全簡易之制度ニ被振替候付、兼而淳朴之風習可相勵、左候而平日出勤服之儀者、是迄之通可被相心得旨被仰出候、此旨表方江致通達與

掛、御勝手方江も可相達候、

四月

右衛門

(表紙)

忠久公以降至

勝久公

年間不詳

附 舊 記 雜 錄 卷 八

忠久公以來

(島津貞久)
道鑑公

師久公

氏久公

元久公

久豊公

忠國公

立久公

忠昌公

忠治公

忠隆公

勝久公

又久富狀二通、加一見候了、宇波崎・鹽屋事申て候

狀者、是ニ可入候之間、留置て候、今一通ハ返進候、

又山門院ハ故殿御存生之時より、給分ニ給て候間、

殊更鹿倉事ハ存知して候ほと可委細申候、

御文條ニ委細承候了、

一黒多尾爲牧内哉否事、牧内をは本田淨觀之時、就④同

立候、完おひたゞしくて候、黒多尾者爲宗馬立て候、

故殿御狩之時、我とも完餘射て候之所にて候、立鹿倉

と申、馬立場と申、無不審候、牧内之外と申候條、勘

法次第候、次誠牧内外と申候者、其支證を可出之由被

仰候て、可被相尋候、瀬浦・賀志浦・黒多尾・脇本・

宇波崎・鹽屋崎・尾嶋・小名者皆替て候へとも、何も

牧内立鹿倉にて候、各別御申候覽事、返ニ不可思議候、

一久富百姓等追放事、追放候ほと的事者、重科現形候歟、

何事罪科ニ追放候けると、此段可被尋候、

一北原代官三郎太郎男私檢斷事、承候了、先日如申候、

道鑑手領事ハ、是⑤而⑥可有沙汰候、彼仁等をハ是へ

可給候、又事次第をハ委可承候、

一其外間事者、先日も如申給候、諸事其ニテ可有沙汰候、

一博多肥後豊後合戦事、重合戦候て、官方打勝候、將軍

方皆被追散^⑤之由、自或方申て候^⑥之間、無心本存候之

處、重合戦者無跡形事候之由承候、目出度候、旁以目出

承候事、返々悦入候、定それにも聞得候歟、恐々謹言、

十二月十八日

道鑿
(花押124)

(本文書ハ「舊記雜錄前編一」一六八一號文書ト同文ナリ)

549 『野田山内寺文書』

極樂寺住持職事、有御住、被致天長地久之御祈禱執務候

者、恐悦候、恐々謹言、

正月十一日

道鑿(花押125)

(本文書ハ「舊記雜錄前編一」一六八二號文書ト同文ナリ)

550 『入來院氏文書』

凶徒國分平次郎友重・同永利又太郎入道祖性兩人跡田園

事、善惡共令中分、半分所去申候也、迄于御子と孫と、

聊不可成違亂之煩候、此上者於公方可舉申候、恐々謹言、

二月十九日

左衛門少尉師久(花押127)

謹上 澁谷美濃五郎左衛門尉殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編一」二五七三號文書「舊記雜錄前編二」二三四號文書ト同文ナリ)

550-2 『重勝』

重宗

號村尾刑部少輔

重門

彈正少弼

重繼

美濃五郎左衛門尉

牢山

壽昌寺十世住持

551

「正文在文庫」

硫黃又所用事候、先度到來候し石交候て、下品候、能レ撰られ候て、一萬斤可被沙汰上候、早ニ上着候ハ、殊以可爲神妙候也、

三月六日

〔花押12〕
〔將軍義滿判〕

鳴津大夫判官殿

「此文書伊久公御譜中ニ在リ、大夫判官ハ伊久公也」

552

「正文在文庫」

其後不啓案内候、背本意候、抑自大手御陣しふしへも、又貴方へも御書を被進候、今度御賢息御參陣之事令申候之處、被悅仰候、八代御對治事、一向被憑仰候、相構レ御同心ニ御忠節可目出候、今度御參陣之事、於京都最前可申候、尙ニ御忠節九州大慶たるへく候、且又天下靜謐此事候哉、能レ御返事御慇懃ニ可有御申候、上意無子細〔事候〕間、定可有御悅喜候、諸事無御等閑之儀候〔て〕可然候、又此僧齋藤六郎左衛門入道殿御縁者にて御

座候、能レ御返事之様、慇懃ニ可有御申候、御名字をハ

昌濟侍者と申候、返ニ上意も萬事被憑仰候上者相構レ御同心ニ不可有御等閑之儀候、しふしへの御書御慇懃

候、丁寧御返事可然候、諸事可得御意候、恐ニ謹言、

閏九月十二日

昌和〔花押11〕

謹上 鳴津殿

追啓候、

今度御出陣之事、被悅仰候、御勢以下不殘被進候〔三〕、

八代大事無程可落居候、御本領以下事等不可有相違之

由、上意御ねんころにおほせられ候、かまへてレ御ねんころニ御忠節あるへく候、恐〔本マ、〕謹言、

やまとの御城

昌和

謹上 鳴津殿御城

553

「正文在文庫」

八代凶徒退治事、委細仰對中訖、早令發向者可爲忠節也、

十月七日

〔足利義滿〕
〔花押11〕

嶋津上總介殿(伊久)

554 「正文在文庫」

雖無差事候、細ニ可申承候由存候之處、依違例罷過候キ、
更非等閑之儀候、抑分領山鹿事、此間盡所存候了、於今
可致沙汰①事候、可預御合力候、越州御方へハ常申談候
つる間、定内ニ被及聞食候哉、每事義清可令申候、恐ニ
謹言、

六月十五日

謹上 嶋津上總介殿

大宰少貳冬資(花押10)
「正文寫」

555 「正文在文庫」

其後何條御事候哉、承度候、雖何ケ日不申入候、聊不存
等閑候、御同心②候者所仰候、抑京都御教書并御内書到
來候、自當方可付申由、被仰下候間、進候、急ニ御請文
可然候、隨而任御教書之旨、御發向候者、先此境ニ御出、

可目出候、諸事申談同心ニ可注進仕候、恐ニ謹言、

十二月廿五日

嶋津上總入道殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七一八號文書ト同文ナリ)

「小貳貞頼トアリ」
貞頼(花押10)
「正文也」

556 「正文在文庫」

畏申上候、抑嶋津上總介申、依自訴之事、京都御吹舉事
被申候、無子細御申御沙汰候者、畏入候、此間度ニ吹舉
事雖被申候、代官之間者不可叶之由、先立堅蒙仰候之間、
斟酌仕候之處、子息之事者自身同事候之間、不可有子細
之由、依蒙仰候申上候、以此之旨可有御披露候、恐惶謹
言、

十二月廿五日

進上 周防右京亮殿

「一色宮内大輔也」
宮内大輔三雄(花押50)

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一一二號文書・三三一號文書ト同文ナリ)

557 「寫在文庫」

「^上文切ル、カ」
隨而南蠻舟、則時に上洛候様、御催促可爲肝要候、委細

之段、石塚使にて可申候間、無是非候、尙々今度彼大和

於于御身者大惡之事候歟、能々使にて被仰談、可有悅候、

兼又罷越見申度存候得共、時節から打つゝき取亂候間、

無其儀候、如何様少も得便候者、罷越可見申候、萬事大

慶此節候歟、毎事期後信候、恐々謹言、

三月六日
(鳥津守久)
沙弥得佛
(花押159)

謹上 嶋津殿

「此書伊久一流系圖中丈太郎久林譜中ニ在リ」

558 「寫在文庫」

嶋津殿御領□□前國倉上事、被成御□□候、就其候て、

御使節ニさゝれ候、いそぎ御越、渡申され候ハ、可然候、

松浦・山代方へ別して御書被遣候、御心へ候へく候、相

構く不可有御等閑候儀候、恐々謹言、

二月十七日
明眞(花押239)

齋藤次郎左衛門尉殿

559 「寫在文庫」

其後何條御事候哉、是も參申度候處、公私無隙候之間、

無其儀候之條、背本意候、定明日可有御立候哉、其時分

可參申候、兼又、御申條之事、昨日委細披露仕候、御教

書執進之候、御注文内相殘候分者、探題仰候子細候、其

段此使者委細可申候、被聞食候て、^{「本マ、」}重御申子細候者、承

候趣可披露候、更々不可有等閑之儀候、恐々謹言、

二月九日
明眞(花押239)

嶋津殿
(伊久)
御陣

560 「伊作家文書中」

今月六日御狀同七日到來、委細承了、抑三原滿兵衛入道

被申候條々、委細令申候御返事候、定可有披露候哉、猶

々世上不害事者、此御使可被申上候間、省略候了、毎事

期後信候、恐々謹言、

三月八日
(鳥津貞久)
沙弥道鑿(花押125)

謹上 大隅宗四郎殿

「在文庫中」

所領注文事

さつまのくにのすこしき 薩摩國守護職
ちくせんのくにいまのむらさつまのやく所 筑前國今田村薩摩役所

とうこくかごしまのこほりのちとうしき 同國鹿兒嶋郡地頭職
なかよしのむら 同國永吉村女子一期分

さつまのこほりのちとうしき 同國薩摩郡地頭職

やまとのいん 同國山門院

かわへののこほり 同國河邊郡
やまのいん 十八のしま
同十八嶋

いぢくのいん 同國市來院

大すみのくにすこしきならびにすこりやう 大隅國守護職并守護領

さつまのくにゆふすきのこほり 薩摩國揖宿郡
大隅守護領

ひせんのくにくらのうゑのしやう 肥前國倉上庄
同守護領

ちくせんのくにいまつのむら 筑前國今津村
同守護領

大すみのくにほんしやうのうち 大隅國本庄内

たねのしま 多禰嶋

たからへのいん 財部院

ふかかわのいん 深河院

つくはのむら 筒羽野村

よりこほりのうち 同國寄郡内

しも大すみのこほり 同國大隅郡

かのやのいん 鹿屋院

くしろのいん 串良院

よこかへのいん 横河院

大ねすめのいん 大禰寢院

大隅寢院女子一期分

もひきのむら 百引村

そうかうのいん「本ノマ、」 曾小河村

おはらのへんぶ 小原別府

あへらのにしまた 始良西俣村

一期分

ふせんのくにのうち 豊前國內

そへたのしやう

副田庄

みなぎのむら

皆木村女子一期分

はしのしやう

土師庄

ふんこのくにのうち

豊後國內

いたのかう

井田郷

さぬきのくにのうち

讃岐國內

くしなしのほう

榎無保上下

河内國內

にしほのむら

西嶋村

しなのへ

信濃國內

大たのしやうのうちいしむらのなんかう

太田庄内石村南郷

しもつさのくにさむまのこほり

下總國相馬郡内

しもくろさきのむら

下黒崎村

ほんとのむら

同發戸村

同上黒崎村

ふかわのむら

府河村

おしてのむら

押手村

かへの郡はうのむら

同甲斐御房村

こしまのむら

同古志木村

日向國內

たかちのしやう

高知尾庄

「壹番箱御文書二拾九通五之卷中ニアリ、此卷中文書ハ寫ニテ、藤野家文書トみへたり」

562

「藤野家文書」

不思懸御音信悦入候、只今物忌事候之間、委細不申候、

追可申候、謹言、

八日

〔ママ〕〔花押〕
茶文〔在判〕

嶋津殿 御返事

563

「全」

〔本文書ハ五五九號文書ト同文ニツキ省略ス〕

564

「藤野文書」

〔無保カ〕〔上棟〕
弘申讃岐國榎〔無保カ〕〔上棟〕
入道々鑿代酒勾〔右カ〕馬允貞

(怒) 性并領内住人覺心淨慶重□下輩不辨利錢參佰拾
 (文) 參貫九十□米拾參石捌斗由事、

右景弘捧去乾元貳年二月廿二日、同月廿□四月十二日
 同月十八日 同五月廿三日 同廿四日 同八月十三日、
 嘉元□年十二月廿七日貳通、同□月四日 同月廿八日
 (元カ)
 四月二日 同月十二日 同□ 同五月十九日參通、同月
 廿日貳通、同廿一日 同□日 同廿五日 六月十八日
 同廿六日 七月二日 同□ 八月廿日 同十月十九日
 十一月二日 十二月廿三□ 三年 二月廿二日 四月二
 日 同月十日 五月廿□ 慶貳年四月廿二日 同月廿
 四日 六月五日 同□月四日 十二月十九日 同三年
 三月廿四日 四月四日貳通、五月九日 六月十日 七月
 五日 同月「ツキメ下ナシ」

565 「藤野家文書」



「元亨四年十一月十日、貞久公より比志嶋孫太郎
 ニ爲被下御判物ニ、此御花押寸分違ハス左ア
 レハ貞久公イまた道鑿と改給ハン御比ノ御花
 押なるへし、勿論此諸所、公御知行の内なり」

すみあふらの事

正月 鷹嶋 かこしま

二月 やまと

三月 さつまこほり

四月 讃岐國楠無 くしなし

五月 かこしま

六月 やまと

七月 さつまこほり

八月 くしなし

九月 かこしま

十月 やまと

566 「藤野氏文書」

「ウラニ鷹西御下知案内」
 鎮西御下知 「正文者嶋津下野守帶之」

嶋津下野前司忠宗法師法名道義・子息三郎兵衛尉實忠代明法名道義

舜、薩摩國伊集院郡司四郎兵衛尉時繼法師法名迎念・子息

弥五郎宗繼法師法名迎念・河俣弥六郎道治法師法名了導等相論加

年間不詳
師久公一流
御文書ノ内

徴以下得分事、右訴陳三問答之上、於引付之座召決訖、
彼是所申枝葉雖多、所詮中間略之、如遣嶋津庄三方地頭代
之元久元年五月四日關東御下知者、地頭得分事、本庄者
段別壹計、寄郡者段別五升、任領家御注文可徵納、用作
田百町所免給也、日向方四拾町、薩摩方參拾町、大隅方
參拾町、段別壹石貳斗地子可徵納、三箇國郡司職者自領
家所被付地頭、

「ツキメモリナシ」

「觀應二年金限ニテ伊集院彦五郎入道迎齋討死、明年其子又五郎ニ感狀
ヲ賜ヒシコトアリ、紀姓ナリ、迎念・迎意モ一族ナルヘシ」

「元亨二年六月十二日、實忠ノ名見エタル文書比志嶋氏ニアリ、實忠ハ
滿家院惣地頭トアリ、同シ頃ノ物ナラン」

567 「正文在文庫」

就南蠻船事三月廿七日御狀、卯月十三日到來、則令披露
了、仍 上意懇[㊦]勸^ニ事を御とゞけ候よし、本望之由候、
それよりの御狀、南蠻船着岸の御注進、明後日十七日京
都へ被立候、同御申次第修理亮不義之條、先度之目安案
文をうつしとゞめ候てのほせられ候、御面目之到候、同
愚身御方へ狀もそへ被上候、就中京都への吹舉雜掌事、
此時御身躰をも被定候ハんと存候へハ如何候にも、御奔
走あるへく候哉、若又京都事大慶候ハ、早々犬太郎殿
御參可然存候、兩條ニ一ケ條、今度御定候ハてハと存候、
此旨可得御意候、恐々謹言、

卯月十五日

(采河)
愛阿(花押)

知覽長門殿
石塚大和殿

「此書伊久一流系圖中大太郎久林譜中ニ在リ」

568 「守久ノ譜中ニ在リ」

去月十七日御狀今月十二日到來、委細承候畢、抑◎示出其方様御事、屬無爲候、仍可有御出津之由承候、先以目出候、定探題悅喜申候哉、則彼方御返狀、付遣之候、兼又、京都御禮御申事目出候、隨而代官安治方ニも、種々拜領之由申下候、不思寄事候、乍去御◎懸志之至恐悅候、尙々恐入候、雖不甲斐候、自然之時者、可立御用候之旨申付候、將又筑後凶徒對治事、去月廿二日馳渡長田河候、於溝口及合戰候、則時打勝候、仍菊池武朝家僕等以下三百餘人討取候了、其身事者具足切捨候、落散候、當日肥後山鹿ニ罷着候、◎其後取籠菊池隈城候之間、自是差遣一勢候、又貞公致籌策候之間、依難堪忍候歟、今月七日捨在所山中ニ逃籠候、於今者無差事候、其段先日よ阿弥陀佛申候、遁世人被參候時、委細令申候、定參着候哉、尙々京都事無御等閑之様、連々被申候者、尤可目出候、他事併期後信候、恐々謹言、

十二月十三日

親世(花押68)

「此書伊久公御譜中應永年間ニ在リ」

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」三三〇號文書ト同文ナリ)

今度事上御使之事候間、朝山殿被參候、仍無爲落居、天下大慶此事候、就其者御申條々、如何様朝山方歸參候時、可被披露候哉、其次可令注進候、
一吉弘土佐入道進候事、盡存始中終、故一曇「マ、レ」時より此仁存知事候間、能々申へきたためニ、やとい申候事、仍每事きこしめしひらかれ候了、承候間、是も満足候也、故玄久御時申入承候し事、更々無御存知候「マ、レ」けり、然間此年月我々ニ御不快尤御ことハリニ候けり、於身者、又もとより無私曲候、自他此時心底ほとけ候了、今も御參洛候ハ、御所ニ直ニ申入候へし條々も、又武州存知候事等もこと々々きこしめし、ほとかる「マ、レ」候間、弥身の不儀私曲なく候し事ハ、可有御心得候哉、

所詮^{「マ」}自今以後あひたかひニ、爲天下わたくしなく、上のため無煩様ニ可申談候、尙^{「マ、」}、故玄久御時の事無御存知候けるゆへニ、我ニ御不快尤御ことハリニ候、如何様以此下委細明春自五日以後可申承候、先此趣吉弘物語申候、悦入候間、馳申候、每事如此事、京都上意をうかゝひ候へて、申行事なく候間、京都ニも可申上候、國策事ハ、先達被定置候間、是又可依上意候、更ニ身のためニ無是非候、恐ニ謹言、

十二月九日

了俊御判

嶋津上總介殿

御返事

「此書伊久公御譜中ニ在リ」

571 「正文在文庫」

來廿七日可罷立候、如何も山通可然存候、其期者隨躰^{「マ」}候て、次日山よせ候陳を取候ハ^{「ん」}やと存候、如此事兼日ニ披露候へは、煩候間、山鹿ニ通候て、安入ニ陳をとるへきやうニ、披露仕へく候へとも、山よりニ、しかるへ

き陳をミたてさせへく候程ニ、大村領内雄鳥邊ニ、明後日ハ打寄候て、やかて山よりニ罷通候へきよし、存候間、いかさまこなたとほりを御出可然候、諸事安入ニて可申談候、如此事、御心へたるへく候、又此邊事、了簡仕候、子細候間、中くうちすて可罷立候、たゞし黒木邊物共ハ、皆くめしく候へく候間、可御心安候、尙と道つかいの事ハ、郡春とほりよく候へく候、同候ハ、御共申へく候、ていニしたかひ候て、陳をとるへく候間申候、相構く御披露ハあるましく候、恐ニ謹言、

三月廿五日

了俊(花押49)

嶋津殿

「此書伊久公御譜中ニ在リ」

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二八七號文書ト同文ナリ)

572 「正文在文庫」

御音信殊目出悦入候、就其者求广足北退治事、今秋尤可然候、被差置候者、凶徒可力付候間、急ニ御發向可被目

出候、其上京都御參洛之事被仰下候間、今秋中可有御參

洛候者、無是非候、若又御延引候、又可御在國候者、

無御出陳候て、只御在國ハ無勿躰候ぬと存候間、先日又

三郎殿御使ニも、其子細申候了、定可被申談候哉、委細

旨御使ニ申候了、可有御尋候、此方事ハ即時ニ足北・八

代堺ニ可取一陳候、同時御一陳候者、可被目出候、愚身

今度上洛事も、御勢仕あるましく候ハ、一身ハふと上

洛仕候へく候間、御左右大切候、恐々謹言、

八月廿九日

了俊在判

嶋津上總介殿

御返事

573

「正文在文庫」

御札委細披見候了、抑三ヶ國之事、無爲就、最目出存候、

每事其堺之事可依御意候、攻摩八代退治之時者、一途可

有御本走候、態御音信喜入候、於向後者以別儀可申承候、

御同心候者、可爲悅候、恐々謹言、

九月三日

貞信御判

嶋津上總介殿

嶋津上總介殿

貞信

574

「伊作家文書中」

一日預御狀候條、于今悅入候、抑奥州上洛事、無是非治

定候由、度々以兩使承候間、貴方様ニも同前被申候哉、

隨而我之間事、奥州參洛候はんするにハ、在國事かつけ

事無方便候間、上意憚存候、誠奥州參洛候者、就諸事雖

難叶候、被上候へて者難義至極候、か様大綱各申談候、

進水平入道候、愚意條々此仁申含候、定可令申候哉、不

被御心底此御返事承候者、本望候、恐々謹言、

九月十六日

伊久(花押123)

伊作殿

（本文書ハ「舊記雜錄前編二二三八號文書ト同文ナリ」）

575

「在文庫」元久公御譜中ニ在リ

御吉兆申舊候了、抑一昨日以御使節蒙仰候、田邊田村事、

當年一作過候者、自下地彼方へ可遣候、聊不可有等閑之儀候、恐と謹言、

二月廿〔五〕日^{〇六}

守久〔花押¹⁵⁸〕

御屋形

576 高城郡内重豊領分半分事、御知行不可有相違候、此段且

廷尉方可申談候、恐と謹言、

七月十六日

氏久〔花押¹²⁰〕

執印左衛門大夫入道殿

〔上包〕
執印左衛門大夫入道殿 氏久

〔此文書氏久公御譜中ニ在リ〕

〔本文書ハ、「舊記雜錄前編一」二六一六號文書ト同文ナリ〕

577 「御文庫四拾八番箱中」

この馬、此間めのまへにてのせ候程ニ、まへのりたて候ニ、いまもけのりへ、いかなる馬よりもりのりよく候へく

候、口もおもふやうなる馬にて候、しはしハ、身ハ馬に

ものるましく候間、それにこし候、やゝもすれハ、かし

らのたかく候へく候、のりさけさせ給候て、としよりの

のり馬に打具候やうに、のりたてられ候へく候、いかき

人々にハ、のせられ候ましく候、□きしたちにて候、つ

ねニ^{〇五}なく、^{〇六}いていすとも、なハきハのよく候やうに、おし

ゑさせ給候へく候、委ハ此つかいに申へく候、恐と謹言、

七月廿日

〔花押〕
玄久〔御判〕

かうつけ殿

〔此御書解しかね候處多し〕

578 「田代氏藏」

摠國之爲大將軍、□探題様可被馳參段、先日申候、辭退

之旨無分別候、謂家、謂仁、謂分限、彼是不可有子細候、

早と被罷立候者、悦入候、阿蘇谷殿可爲副將軍候、恐と

謹言、

極月二日

〔花押〕
元久〔御判〕

田代殿

〔肥前守久助〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二六三二號文書ト同文ナリ〕

579 去七日平次郎殿方御狀一見候訖、抑此間其方様之事、連

々示給候條、尤本望之到ニ候、兼又彼方御籌策之事、念
比ニ承候事、悦存候、一晚承候之事者、折節内々おとな
しき者共、不當參候、申談候者、自是追可令申候、此方
様ニ不室連々承、度々示給候ハ、喜入候、恐々謹言、

卯月十日

元久〔花押¹⁵⁶〕

牛屎殿

御返事

〔彦太郎元勝ニアタルカ〕

580

〔和州方へつかいつかハシ候事ハ、かくれあるましく
わしうはうへつかいつかハシ候事ハ、かくれあるましく
候へハ、つちもちほうへもあんしんしたく候、いたハシ
なから、御こえ候て、このいしゆおほせ候へく候、その
さかひの事、ふつそうのことにて候、とくよりせいをも
しんすへく候ところに、かつせんのしたい申たく候て、
諸事御るをうけ候、ハんとそんし候て、多んにん候、又ハ

581

〔薩方ノ事モよく申さため候てまかりこし、し
さつまかたの事もよく申さため候てまかりこし、し
よし申たく候ハんと存候て、いまマテ運引候、依テ使
者ヲ通シ候、かつせんのしたい、委細うけ給へり候
て、しやていしゆりのすけかいつミリやう人のあいたに、
一せいそへ候てこすへきよし、かたくおほせ候へく候、
そのさかひの事ハ、たのミ申候はかハたなく候へく候、
よくはからハレ候て、かつせんむきのたんかうある
へく候、いたハしながら、大かうにて候あいた申候、たま
くせん日こえられ候ほとに申候、恐々謹言、

二月十三日

元久〔花押¹⁵⁶〕

かのやとの

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」二七一九號文書ト同文ナリ〕

〔御文庫拾六番箱二卷中〕

御舍弟新御所様江 進上物、御太刀一腰・鳥目三百貫・
從御所様御太刀一振、官領江太刀一・鳥目百貫、裏松
殿江太刀一・鳥目五十貫、武衛玉堂殿江太刀一・鳥目

五十貫、山名金吾江太刀一・鳥目五十貫、一色殿江太

刀一・鳥目五十貫、土岐殿江太刀一・鳥目五十貫、畠

山大夫殿江太刀一・鳥目五十貫、赤松殿江太刀一・鳥

目三百貫唐物、伊勢殿江太刀一・鳥目五十貫、飯尾殿

江太刀一・鳥目五十貫

同廿九日御室形江御成候時引物、御所樣江 進上物

分

一御鎧一兩白糸 一御太刀金作 一鳥目千貫 一御弓征矢

一御馬二疋、一疋ハ鞍置 一小袖十重 一御太刀白作

一御太刀黒作 一段子廿端 一盆三金紫堆紅 麝香

一毛氈十枚 一虎皮十枚 一海梅花三十枚 一面革卅

枚 一壺十 一絹百疋

御所樣懸御目之人數

御一家

北郷中務少輔 御太刀一・鳥目百貫

樺山安藝守 御太刀一・鳥目百貫

國方

加治木能登守 御太刀一・鳥目百貫

野邊左衛門大夫 御太刀一・鳥目百貫

北原左馬助 御太刀一・鳥目百貫

蒲生美濃入道 御太刀一・鳥目百貫

飢肥伊豆入道 御太刀一・鳥目百貫

肝付河内守 御太刀一・鳥目百貫

御内方

阿多加賀入道 御太刀一・鳥目百貫

平田右馬助 御太刀一・鳥目百貫

新御所樣江御引物

一御鎧白糸 一御長刀 一御弓征矢 一鞍置御馬

一御太刀 一小袖十重 一盆二金紫堆紅 麝香臍五十

一鳥目百貫 一深付鉢一對 一繪十幅

一毛氈五枚 一虎皮五枚 一面革廿枚

官領江

太刀一 小袖三重 壺五 面革五枚 弓十張 征矢百

麝香臍十

細川殿江

太刀一 小袖三重 壺五 面革五枚 弓十張 征矢百

麝香臍十

赤松殿江

太刀一 小袖三重 壺三 面革五枚 弓十張 征矢百

麝香臍十

御近習人數

伊勢殿江

太刀一 小袖三重 壺三 面革三枚 弓征矢 麝香臍

五

畠山相模守殿江

太刀一 小袖三重 壺三 面革三枚 弓征矢 麝香臍

五

同中務少輔殿

太刀一 小袖三重 壺三 面革三枚 弓征矢

同七郎殿

同出羽守殿

同少輔殿

新田殿

福賢殿

朝日殿

侍人・大名・騎馬衆各太刀一・小袖三重

南禪寺江壺三・鳥目十貫

相國寺江絹百疋

東福寺江鳥目十貫

即宗庵江點心軒 鳥目十貫

南禪寺都分鳥目三十貫 壺三 胡銅花瓶三 具足一

駿馬一疋

四條道場江壺三 茶碗皿三百 密餅一 人參十斤 香

爐十 花瓶一對

一條正規道場江壺五・茶碗皿六百・人參十斤

赤松老名數人江鳥目三十貫・虎皮五枚

依藤殿江壺三・弓十張・征矢百

赤松左馬助殿江弓廿張・征矢百・面皮三枚

清阿江鳥目五十貫 壺三 虎皮、直阿江鳥目五十貫

壺三 繪十幅

侍 雜仕 小舎人 力者 御厩七間五間童子 松法師

輿昇 諸職人鳥目五百貫

御成屋形候時鳥目千貫

從御所様御太刀二振・御鎧御馬名諸大名馬物具 酒肴

數々、此外鳥目色々不知數、

〔此御文年間ナシ、應永十七年比ナルヘシ〕

582 「寫在文庫」

去年 上様三ヶ國安堵并官途御劔・御鎧下給候之條、施

面目之到忝畏入候、御機嫌預御披露候者、所仰候、抑御

禮計御太刀一腰金覆輪萬疋進上申候、如何様細々可申入

候、被懸御意候者畏存候、恐惶謹言、

二月十一日

(島津久豊) 沙弥存忠

謹上 遊佐豊後殿

■ 皇山殿への
〔本マ、〕

〔上包〕 謹上 遊佐豊後殿

嶋津陸奥入道 沙弥存忠

〔此文書久豊公御譜中ニ寫在國分衆伊地知彦三郎トアリ〕

583 「伊作家文書」

伊作殿へ身之意趣之事、如此申承候上へ、取合後今度之

意趣不可相殘候、若此條偽申候者、伊勢天照大神・八

幡大菩薩御罰可罷蒙候、此段能々可有御心得候、恐々謹

言、

二月廿三日

存忠(花押147)

栴山殿

584 重御了簡分共候、其意趣近日其許ニて可申談候、尚々此

旨諸事御卒勞中へ難申盡候、恐惶無極候處、これの事

もその御辛勞には少もおとらすこそ存候へ、恐々謹言、

卯月廿一日九の時

久豊(花押146)

北郷殿

枕山殿

山田殿

鹿屋殿

〔此文書、久豊公御譜中ニアリ〕

〔本文書ハ「舊記雜録前編二」八七六號文書ト同文ナリ〕

585 此境不審とも北郷殿方に委細申候、定而被聞召候哉、隨

而西村方へ久ミ音信不仕候程ニ、狀遣候、わつらハしな

から、それより御遣候へく候、返事ハいそき候ハす共、

何にても候へ可給候、恐と謹言、

六月十五日

久豊(花押146)

鹿屋殿

〔本文書ハ「舊記雜録前編二」八七八號文書ト同文ナリ〕

586 御札委細承候了、兼又新納殿より狀一見候了、御慇懃も

たせて給候事、爲悦〇無〔至〕極候く、隨而一昨日進使者候

之處ニ、御念比承候事、悦喜仕候、諸事可然様ニ御了簡

候て可給候、返ミ千萬①源(頼)存候、其餘事ハ御一人大綱と

被思食、うらおもて御ほねをられ候て、今度方せんとお

とつけて可給〔候〕、又承候間事ハ一日御使ニ申候ことく、來

月極月にて候程、以吉日今月中ニ進候へと、たうしゆん

三郎二郎方へ、今日申遣候、恐と謹言、

十一月廿六日

久豊(花押146)

〔元本、封シメナルベシ〕

山田殿

久豊

587

〔山田氏藏書〕〔以下ノ數通モ全シ、片書スベシ〕

又西村方へ一日狀を遣候、爲御心得〔さて〕ニ申候

平田それへ進候狀、委細一見候了、仍御念比もたせて給

候、誠と令悦喜候、雖毎度申候、其堺事一書以上裏面憑

存候外無他候、就其岩川事共あしよハなとにつけ候て、

内儀申談候て、あひしらハれ候へと申て候、次岩川事近

所事候へハ、不御心置其堺事共、可然様御談合肝要候、

588 「載山田久興譜」

又ほんかう御目出すかしく被申候、我々爲其悦、柗山殿をこし申候次、一日一段承候間、事不可子細之由、於谷山申て候、來月八月の心ニかゝり候、今月の中に人を可有御遣候、返々其堺事は、いまの一しほ【元本いヶ様候アレハ、御之次敷ハ字敷一】ハ大綱候、御一人の大事をおほしめされ候へてハ、敵案ニ入候へく候哉、恐々謹言、

十一月廿三日

久豊【花押16】

山田殿

御札委細承候了、兼又新納殿より狀一見候了、御慇懃もたせて給候事、爲悦至極候了、隨而一昨日進使者候之處ニ、御念比承候事、悦喜仕候、諸事可然様ニ御了簡候て可給候、返々千萬憑存候、其餘事ハ御一人大綱と被思食、うらおもて御ほねをられ候て、今度々せんとおとつけて可給、又承候間事ハ、一日御使ニ申候しことく、來月極月ニて候程、以吉日今月中ニ進候へ【と敷】に、たうしゆん三郎

589

二郎方へ、今日申遣候、恐々謹言、

十一月廿六日

久豊【花押16】

山田殿

久豊【上書】

「載山田久興譜中」

又西村方へ一日狀を遣候、爲御心得ニ申候、

平田それへ進候狀、委細一見候了、仍御念比もたせて給候、誠々令悦喜候、雖毎度申候、其堺事一書以上裏面憑存候外無他候、就其岩川事共あしよハなとにつけて、内儀申談候て、あひしらハれ候へと申て候、次岩川事近所事候へハ、不御心置、其堺事共可然様御談合肝要候、又ほんかう御目出すかしく被申候、我々爲其悦、柗山殿をこし申候、次一日一段承候之間、事不可子細候由、於谷山申て候、來月八月の心ニかゝり候、今月の中に人を可有御遣候、返々其堺事はいまの一しほハ大綱候、御一人の大事とおほしめされ【候脱カ】ハてハ、敵

案ニ入候へく候哉、恐々謹言、

十一月廿三日

久豊(花押14)

山田殿

又あいせんか御無事承候、御めて度候を、くすり食し候とて身としまして候、又かんせうのうらすこし給わるへく候かんすいせきのかゝせ申候、

今度雖不始御事候、御奔走誠恐悦候、兼又平田方事多分事行候之由、本田安了一昨日申遣候、先時節からと申目出候、か様儀より候て、申子細候之處(へ)、御意無子細承候事、千萬々々恐入候(五)、無事道行候者、早々可申候、返々最前より御志之(到)、かいふんの案内未申得候程ニ、無面目候之處、結句大篇ながら大寺をもつて申子細、無心元存候、雖然身か身にて候ハ、、かいふんの御心をハあらハし申へく候間、無是非候、國を今まであん(六)のん(六)候も、平(大)かこしま(天)罷着て候し御骨折候て、今までも候かと存候、千萬悦喜仕候、諸事期後信候、恐

々謹言、

十月六日

久豊(花押14)

樺山殿

「樺山氏三代教宗譜中應永十八年比ニ在リ」

591 御札委細承候事、兼又宮内ニ候之時、御使到來之刻、鹿兒嶋事以外さハき候之由申越候間、俄風渡罷立候了、仍御使これまてと被存候、態不審可申候、幸此堺不審申候、就夫候者、當所ひたと申候所ニ、究竟在所 上伊敷者共、伊集院へ心をよせ候て、忍々誘候事を、地下之者共不存知候て、八日夜誘合候て、既伊集院殿ハ竹山まで被打寄候、前勢者小野近所まで打寄候、既乗候する計にて候處、當所者共ふと八日夜中計此園(八)打入候、仍会面違候程引退候、昨日此園にまかり候てみ(六)てこそ、未運も勝れ候けると存候へ、滿家路次・吉田路次までも可成煩所にて候、被乗候てハ、才覺あるまじき所に候、先々平天神慮かと存候、依之給黎・指宿・頼娃邊までも荒説候處、

能時分我々罷歸候て、何方も無爲之程、大慶此事候、隨而高木殿より飢肥判事承候、此在所事ハ親にて候之者判、又者玄忠判も飢肥殿被取候事、かくれなく候へとも、身ハ高木殿自最前者別人へおもひかへ申へきにてもなく候間、高木殿へ遣度候か、先日屋形と別々候之時之年號ニしたゝめ候て遣度候へ、可爲如何様候哉、飢肥もいまは無二ゝみられ候へハ、あの儀もやふり度もなく候事ハ、此人心落^⑤候へてハ、退治も難有候哉、可然もおほしめし候へ、承候て南郷半分之判紙をしたゝめ候て、半分事ハ關所出來候時と申へく候、委細三侯ニ可有御談合候、隨而長吉之事者祝ニ遣たる所にて候、進^⑥へく、山城殿知行之内替儀者^⑦候ハしと存候、まされあらしと存候、其時分細々申付へく、北原三郎太郎・給黎正宮材木とりニ遣候、さりながら承候て、無沙汰之儀候之中をもたかひ候て可入見參、次奥州事被持合、わつらハしくも候ハ、船事ハ三侯ニハ用之可多存候へハ、大寺殿ニ平にとも申候て、別而進候へく、彼此委御返事承候へく、

592

返々奥州の事ハ舟のある在所にて候間、用之事おほかるへきよし存候之間堅申候て可遣候、返々雖不始御事候條

々、御念比示給候事、眞實ニ悦喜千萬候、恐々謹言、

〔應永十八、九年比〕

十月十一日

久豊〔花押〕

栴山殿

御返事

〔此書栴山教宗譜中ニ在リ〕

〔栴山氏三代教宗譜中〕

〔正文在栴山源三郎久清〕

尙々身々罷越候より内ニ、和田高木事計行候様候、

御さいそくあるへく候、

今度參候て、御ほんそう外目實恐悦無極候、此思中く

紙狀ニ申候計思入候、兼又山東之事ニ一左右ニ御中計應

存候、依益山將監以申子細候處ニ、御意子細なく承候間、

生形候、悦喜此事候、於山東事^⑧者身々本意ならず罷成

候時者、不及力候、若目出罷成候ハ、正八滿・訪方

御はつ候へ、最前より御心さし、次ニハ今度之御越思候

「權山氏三代教宗譜中」

「正文在權山源三郎久清」

「干正」

一今日までにおき候てハ、御身上一切次第承て候事、

「本マ、」

一御近所人ニ、自然候時者心得ていられ候へと不申候事、

一所領向事、今までハ諸方あいしらしい候へて、則時ニ大

綱もあるへく候、よてはからいかね候てこそ、如此候

へ、進候するを、今度最前より御志被得、於心底おし

く存候て不進事、

一世上向ニ別而御大事あるへき人にて御座候之間、御

用ニ立候とハ申ゑす候、身のうんをひらき候ハ、最

身之心底をあらわし申へく候、山東之事目出成行候ハ、御くわはう不慮之儀候ハ、御不運たるへく候、返々今度御意之通恐悦取極候、廿九日都城ニ罷着候、恐々謹言、

七月廿六日

久豊〇(花押)御判

権山殿

「權山氏四代孝久譜中」

「正文在權山源三郎久清」

尚々御酒送給候事、誠に喜悅至候也、

此間取亂候て申承す候、心もとなく存申候處ニ、御音信

誠爲悦之至候、更又「本マ、」御酒送給候事不知所謝候也、雖過

言候、時節からと申、日來いか程よりも喜不少候、

隨而藝州長々御辛勞、中々生涯御志此上あるましく候、

殊に陳事目出事、近日多々あるへく候、本望至極之儀候、

今度藝州御意、子と孫とまで悦喜仕候、中々卷狀難盡

前より御志を不忘、力を付申候すると、ふかく大儀と存候へく候事、

一於向後ハ、いよ／＼身上事憑入、又ハ御身事をハ、久豊一大事と存て候、此條何之、

日本國大小神儀御罰を蒙罷候、偽あるましく候、

霜月廿二日

久豊御判

権山殿

候之間、不及重言候、恐々謹言、

九月廿九日

久豊〔花押〕
御判

鎗次郎殿

〔上包〕
鎗次郎殿

久豊

〔此書讀かね本ノマ、寫ス〕

〔樺山氏五代滿久譜中〕

〔正文無判在樺山源三郎久清〕

又なへますにゆつり狀つかハし候、めんくへまい
らせ候ふミとも御つけニて候、身か内のおとなもわ
かしゆも、みなくたのミ入候、ますを人たてられ
候へと申たく候、殿へらたちの中ニも、へつしてた
のむと申たき人たち候へ共、さやうに申候へハ、人
をへりたるやうに候ほとニ、申ゑす候、

まつ申あけまいらせへく候へ共、人のしやうし、さらに
さたまらぬ事にて候ほとニかきつけ候てをき候、御らん

しめし候へく候、さて者身のあとの事、なへますおとゝ
とも候共、かしらさきたちて候ほとニ、ますにこそゆつ
るへく候へ、ましてたゝひとりこにて候ほとニ、一せき
をこのわらへに申つけ候とかを、よくくおほせ候へく
候、身こそふしきの勢みしやうにより候て、いのちをす
て候とも、やかてく一せきたらうせ候する事、あまり
にくなげかしく候ほとニ、ひらにはねた・たかきとの
をたのミ申候、又ほんかう殿・こうとのをも御たのミ候
て、此程の城しよりうにはなれ候へぬ様ニ御はからひ、
あんおんに御入候へく候、こうたう殿ハしはらくへのゝ
ミたにゝい候て、ますを人たてられ候へく候、さやうに
候共、みやこの城のけいやくふんをちかへられましく
候、とゝうのことは、やかたはらをめされ候へ、その
外のへちのしうをたのまれ候事ハ、むやくにて候、ます
かそしとして、むにむさんニ一所にゐ候て、しかるへく
候、三郎ゑもんと、たとい御内の人にてゐられ候共、
ますか事人たて候て給候へと申たく候、もし萬ニ一も大

かた殿より、あたらしをわらくおほしめし、新より大かた殿をわらく思ひ申され候事あるましく候、おや子ぎやうたいよりもなをたいせつにおほしめし、思ひ申されへく候、いかやうの御うらミむねなる事候共、たかひに御すて候へく候、身か事あいかまへて、御なげきあるましく候、しやうしハさたまりたることにて候ほとニ、おしむにとまらず、したふにしたハれぬ物にて候、ころとめぬ、あなかしこ、

「上書ニ有之」

うちやうしゝとの
あたらしの一のみ
申させ給へ
のりひさ

596

「樺山氏五代滿久譜中」

「正文在樺山源三郎久清」

さいをとり候て、はく地のせうふ仕事候ハ、諷方天神

の御はつをまかりかうふるへく候、

八月五日

滿久(花押76)

(本文書ハ「舊記雜錄前編二二二五六號文書ト同文ナリ」)

597

返料そく急々候へく候、かし預候へく候、事關候間、申候、

飢肥殿方人罷候之間、隨分御出候はんすると存候て、御歸不存知、案内不申候之條、無心元候、兼又和田殿寄合候て、はくち仕候ても、料足少候て事關候、次ニ候ハんする、御了そく十くわんかし給候へく候、更々わたらす候、よそへも御狀計にて候、れうそくわたり候者、二十貫借給候へく候、りせん事同然たるへく候、しちニハならんりやう(百りやう)めもたせ、明日進候へく候、恐々謹言

壬七月九日

久豊(花押16)

かは山殿

／

樺山殿

久豊

598 昨日雖不始事候、御酒其外種ニ申談沙汰候事、爲悦無極

候也、委細(巳)白木山殿申ニ□申候哉、兼又今程御城用心あ

りたく候、南方事退治□其内ニ可了簡敵方たくミ候ハ

ん事もあるましく候哉、如此目出罷成候時分候ヘハ、い

かにも堅御用心可目出候ク、諸事憑存候、其儀候、返

ミ昨日御使誠不知所謝候ク、恐ミ謹言、

「應永中比之」五月十七日 久豊(花押116)

比志嶋殿

「久豊公御譜中、正文在比志嶋左京義時トアリ」

599 今札□承□條ニ不審承候、悦喜申候、あま□驚存

候之間、あし□此通尋候、□□か様時分にて候間不

慮荒説なんとも□候すると存候間、重而状をした

め、河田殿・ひ知嶋殿へ人進候、そのの事ハ被渡候ヘハ

可然様□可有ケ勢之候、恐ミ謹言、

「應永中」九月廿五日 久豊御花押

帖佐殿

船津殿 御返事

600 今朝長野方より申候ことく、りさぬを取候、料足此時五くわ十貫程

御尋候ん借進候て、もたせ御出候て、合力ニ御かし候ハ、令悦

喜候、返ミとくク御出候者、爲悦候、恐ミ謹言、

十二月七日 貴久(花押130)

柗山殿

601 「宮之城出水勝左衛門藏」

猶ミ山門のことく參候者被越候ヘハ、可爲悦喜候、

今月十一日之狀、今日到來、令披見候了、抑先札之意趣

之通、委細承知候、於于今者早ミ被下候する事、可爲悦

喜候、恐ミ謹言、

三月廿三日 忠國御判

和泉越前介殿

602 返ミ數ケ度之世上ニ申隔候之處ニ、此間者念比ニ承

候、出主御滯候事こそ如何ニ存候へ、就何方も急々

承極度候、委細者菱刈方ヨリ可被申候、

此堺へ罷越候、先日度ニ御懇之御音信祝着候、其後御談合候様、如何ニ候哉、同者早ニ御越候ハ、目出候、指寄御了簡なく候てハ、此間之御志も又可爲徒事候歟、尙々敏々入見参度心底候、每篇期面之時候、恐々謹言、

二月卅日

忠國(花押印)

牛屎殿

「近江守元秀ニアタルカ」

603

誠新春之吉賀、珍重幸甚々々、不可有盡期候、抑其方越年可申存候處、月迫及候餘取亂候て無其儀候、馳而く參詣可申候、御殿のひさしの事、きふ給へく候、隙共入候ハ、取來共ふせさせを、板敷いかほと可入付候哉、重而ひさし木符可給候、又一束一本預候、祝着候、是より茶碗をち二・ちやわん三進之候、恐々謹言、

正月五日

忠國(花押印)

權執印

御返事

604

「在文庫」

去十六日入洛候了、仍師直以下掛丹波路没落之間、自同十九日馳向當國木崎候、此等之次第定被聞食候歟、早々御上洛候者、殊可爲目出候、兼又嶋津上總入道所領讚州櫛無保と申候所を、御手人中令管領之由、歎申候、無相違之様計、御沙汰候者悦入候、上總禪門屬兵衛佐殿候之旨、承及候、隨而子息三郎馳參、御方に年來申承候子細候之間、如此令申候、委細之旨彼代官可令申候て、恐々謹言、

(正平六年)

正月廿二日

「カキ細川藏候守、頼之御親父」
散位頼春(花押)

謹上 陸奥守殿

(島津氏久)

605

『阿久根蓮花寺文書』

此方爲湯治罷越候、御留守之事候間、不能面拜候、今一七日茂望候へ共、此方種々申合候間、ふと可罷歸候、隨而一萬部經於在所讀候而、少くやう可仕候、新藏主せかき・衣なとあつらへ度候、與風被越候様ニ可有催促候、

尚々御見參入度事、難盡紙墨候、恐惶敬白、

十一月廿四日

忠國御判

南溪和尚

御足下

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」一三五九號文書ト同文ナリ〕

606

【全】

當年之御祝言、千秋萬歲、不可有際限候、抑年明候者、

早々可申入候之處ニ、于今延引候、路次迷取明候ハ、

最前參御祝詞可申入候、恐惶謹言、

正月十二日

忠國御判

侍衣禪師

〔御譜中ニ在リ〕

607

〔阿久根蓮花寺文書〕

今春之御吉賀、不可有際限候、抑其方ニ御越候後可申

通候處ニ、海陸共ニ依不輒候、無音之至慮外ニ候、仍

此境ニ未逗留仕候、定而被聞召及候哉、延慶寺其ニ御

渡候、三郎太郎（通）しかるへき様ニ候、御催促候ハ、可

目出度候、恐々謹言、

二月三日

陸奥守忠國御判

南溪和尚

侍者之御中

〔御譜中ニ在リ〕

608

【全】

今度罷（通）歸ニ入御見參候、日比之本意此事、候隨而爲祈禱

眞讀之大般若讀度候、百卷可得御意候、五百内申請度候、

其餘者彼方此方ニ誂候、可有御察候、配（マツ）慎之事ハ是ニ而

可認候、恐々謹言、

五月四日

忠國御判

南溪和尚

〔御譜中ニ在リ〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」一三六二號文書ト同文ナリ〕

609 其後其方向之御事共、（何）いか様候哉、承度候、抑紙屋方

嶋津之依本知行之事、心落にも候●候由ハぬ（と）承候、さ様之
通定未吉より可被申談候へ共、乍去親候者よりも、伊東
方へ向候て身之羈執之事ハ、御推量もあるべく候哉、今
時分誠紙屋之事相違も候者、須木向之事ハ不及申候、此
方向之事も不可有才覺候歟、是まで罷向候ながら、山東
之事を差置、又ハ永代絶望候する事、自國他國之聞得と
申、一身の浮沈不可過之候哉、平ニ嶋津事を借給、今度
之違本意候者、山東を一圓ニ給候と可存候、御意無子細
候者、代之地之事ハ先少も可進之候、若山東之事延引候
者、縦寺社●（ナシ）人の本領をも取者なし候て、代之地●之事
悉沙汰申候へく候、猶ミ彼在所之事別而某ニ借給候者、
生涯之可爲御志候、恐惶謹言、

返々、少之所領なと給候て山東之事永代敵案ニ入候
する事、無念至極ニ候之間、無心ながら申候、

八月十七日

貴久（花押¹³⁰）

栂山殿

「此御書栂山氏四代孝久譜中ニ在リ」

610 御札委細承候了、如仰其方へ御立、我第も此方へ罷越候
て後無音之至、非本意相存候之處、ねんころの御音信、
令悦喜候、在所からと申、その御辛勞察存候、是もあ
そひなとなく候之間、殊以心底之辛勞可有御推量候哉、
不慮之時者承可申候、又就所務面ニ事、今朝進狀候、定
可差着候間、不能重言候、北郷殿へも別申度候へ共、意
趣同前候之間、閣筆候、御傳言ニ者所仰候、恐ミ謹言、

八月十七日

貴久（花押¹³⁰）

栂山殿

御申事

「此御書栂山氏四代孝久之譜中ニ有リ」

611 「御文書拾六番箱壹卷中」

御慶被任御意候了、珍重々々幸甚々々、抑自是捧賀札可
令言上候之處、依海天逢、于今延引候、隨而兩度蒙仰候、
殊重寶太刀一腰送給候目實金、祝着之至千萬候、兼又京
都用段子細候て、上長慶院候、就梶原公事其方一兩年逗
留申候、以御取成共、御屋形様へ兩度致參上候、過分之

至恐入存候、將又上船之時宜已奉書無御用候之處、免餘御印判被出彼船共罷下候之條、畏入候、如何様爲 當御代之御跡可進使者候、以此旨預御披露候者所仰候、恐惶謹言、

六月廿日

金丸世主

嶋津御屋形
御奉行所

嶋津御屋形

御奉行所

金丸世主

612

「藤野氏文書ノ内」

五人面々、今度粉骨之由、令披露之間、即被下 御書候、并御劔被遣候、御面目之至目出候、定而御祝着候哉、尙々今度御忠節異于他候、如何様於向後連々可申入候、每事不可存疎略候、御同心候者、可爲恐悅候、併期後信候、恐々謹言、

卯月十五日

(赤松) 播摩守滿政(在判)

謹上 嶋津陸奥守殿

613

「藤野氏文書」

薩摩國知行分所之事、去年九月以來嶋津陸奥守押妨云々、甚不可然、早止其妨、爲亡父久哲遺跡惣領嶋津判官(伊久也)入道德佛領掌、不可有相違之狀如件、

614

「全」

嶋津判官入道德佛申薩摩國知行所之事、去年九月以來押妨云々、就申旨被下 御判了、早止其妨、如元避渡下地(得)於德佛、向後令和睦之由、所被仰下也、仍執達如件、

嶋津陸奥守殿

〔此十通、久豐公御譜中ニ寫有之ト記セリ、應永廿八年ノ場ニアリ〕

615

「立久公御譜中」

「正文在志布志衆野邊勝右衛門」

又刀共遣候、源五郎きやうたい談合候て、仕合くれ候へと申度候つるなどへ、五郎太郎談合可有候、

一日いさくへ越候時、細と申承候、令悦喜候、其後さい「本マ」

〳〵の様ニもいかゝ候哉、かのつのも我と所ニたゝあるへく候哉と存候、又こはんまへの足たかく候てわるく存候、少とこはんとも出来候哉、又おしき木なく候て、前

のおいせんともさゝせす候、木のわきうまとも、又一日

の鳥どもの様、承度こそ候へ、鳥取孫左衛門歸候、いし

うみん人夫等申付候由申度候、連と可有「マ、レ」簡候哉、是又

木のわきへ申度候、な越〳〵一日さいくなとの爲躰申候

◎千細

つる、〳〵如何候哉、方便あるへく候、恐と謹言、

三月十八日

立久（花押印）

お〳〵との

立久

いりきのみんへやくそくの犬、それよりひかせつかハさ

れ候て給へく候、きのふしはあたり⑩「候」此わき心得もゆ

くへく候よし申たく候、又とうかう方のしそくけんふく

候れいとして、たれ迄つかハし候て然へく候はんする

や、いなは方をやとい候ハやとこそ存候へ、此返事にく

ハしく承へく候、恐と謹言、

十二月十九日

立久御判

河上「十郎」左衛門殿

立久

617

「正文比志島氏藏」「立久公御譜中ニ在リ」

其外寄と之面とへ談合候て、申され候する〳〵被駈

廻、城誘大事了簡可然候、廳而遣使者萬可申候間、不能

重言候、恐と謹言、

七月十七日

立久（花押印）

比志嶋殿

「立久公御譜中ニ在リ」

勢を可遣由、重而聞得候者細々可承候、いしうゐん邊之てき仕のけ候をちからにて、當所之者共ゆたん仕候間、一昨日より其用心申付候、屋形路次され候別而それかしたのミ入候通を、まこ大郎方向申候、まへのことく七まかりの事ことにて候共、おろし候する處を、のふしハやくつけ候てハ、おもいてにて可有之と存候て罷上候、

わさと進狀候、就其仕事候由夕聞得候間、ふと當所いしきに罷上候、承候分ハ、ひししまにてあて候て、川上にてあて候て、なまかりをおろし、ゆたんの時仕トキトハラいひきのき候へきたくミの由承候、そうへつ當所ゆたんにて候、 是の者おとろかし候すると存候て罷上候、いかさま其の仕事かと覺候、先日如進狀候、たのミ入候由外たなく候、用心堅候する事可然候、恐々謹言、

九月九日

立久(花押)

ひししま殿

立久

「御文庫四拾八番箱中」立久公ノ巻也」

 今度 對親父忠國不和之儀出來、 罪立 久一人之所行候、某聞幼稚昔仁 奥州成敗重分國之族、且勞課役、且怖勤仕、悉以令退屈、既永享年中號國一探同時蜂起、然間三州守護職讓與舍弟薩摩守用久、自身出鹿兒嶋之居宅、日州末吉郷隱居候、無 而悔還彼先約、茄兒嶋押入之間、用久改居所谷山院構城柳、既兄弟之成弓矢爭國事十餘ヶ年、其間之轉變不可勝計候、就中忠國於日州三俣院語得和田郷右衛門尉正友、討取高木長門守其子被責、亡植家、是立久出陣之始也、其後亂入大隅國蘇郡、住人籌策稅所介而、當國之守護代追失本田信濃守重經早、如此次第世上依踏直、用久之住城谷山被發向、用久之難儀火急之處、新納近江守忠臣敷一家滅亡之基、依成媒介之忠言、文安五年十月於當陣令和睦、依之殘黨之賊徒等渡押領、去私領令降參、如此雖靜謐、伊東・土持一類猶以不隨、然共

山西悉歸無爲、人民咸安堵之思之處、忠國挿累年之鬱憤、

寶徳二年□□□□悠久以來□□一黨和泉入道光珠・野

□□大輔盛仁以下沒做宮仕切勞之所帶而充省新參願賄

之郎從相殘、一家國外様之人々皆以構用心間、所々荒説

無休時候、仍伯父用久其外迄、年來之者□某時々申候様

者、父祖之惡事可酬子孫候、彼可致猛心教化之旨、朝夕

雖申諫候、數ヶ年之間一言之不能返答、押愁涙而罷過候、

諸人和語申候様者、如形家督ニ、生來候者之如此候事、

不憑之由受非而已候、爰長祿年中菱刈民部少輔氏重・澁

谷之徳重・重豊・眞幸院住人北原又五郎貴兼、爲張本成

「以下紙切ル、」

「此文書立久公御譜中ノ初ニ載タリ」

620 「正文在坊津一乘院」

一日就船ニ祈禱事、令申候之分配遣送給候、目出度祝着
候、猶以可被精誠御祈念之通所仰候、心事期來信候、恐

々謹言

三月十五日

立久(花押139)

一乘院 御返報

「立久公御譜中ニ在リ」

(本文書ハ「舊記雜録前編二」一四六七號文書ト同文ナリ)

621 (本文書ハ六二三號文書ト同文ニツキ省略ス)

622 「入来院氏文書」

其のちハ申うけたまわらす候、御ゆかしくこそ候へ、ま
つ〜いよ〜たのミ申へきたために、ひろいかきにて申
候、さてもさつまこほり、すてにやふれ候つるところに、
それのはからひによりしつまり候事、くれ〜かしこま
り入候、なをもつて、こゝもとゆミヤになり候ハぬやう
に、くにをしつめたく候、しかれハなにことも申^①むし、
たのミ申へきよりほか、へちにも候ハす候、恐々謹言、
(永正五年) 十一月廿四日 忠治^②(花押)

澁谷殿「彌正少弼重繼」

623

『入来院氏文書』

澁谷殿

忠治

就那答院重貴、綱津・京泊知行其堺之時宜如何候哉、雖無差事候、令啓候、世間如何様、猶以可物忝候歟、於弥三ヶ國立柄憑存候之外、無他候、委細年寄共可申入候、恐と謹言、

霜月二日

忠治(花押¹³³)

澁谷少弼入道殿

【包紙】
澁谷少弼入道殿

忠治

624

(本文書ハ七一九號文書ト同文ニツキ省略ス)

625

(本文書ハ七一五號文書ト同文ニツキ省略ス)

626

『入来院氏文書』

627

『入来院氏文書』

△
▽[⊗]

改年之御慶千吉萬祥、雖事舊候、猶更不可有盡期候、玆重と、抑今度之弓箭之事、別而憑入之由申候之處、被勵懇志候、歡拵之到候、然者爲忠節之賞、隈城之事可進候也、仍證狀萬幸之賀事、恐と謹言、

【永正中】
正月廿日

忠治(御判)[⊗](花押)

澁谷彈正少弼入道殿

【包紙】
澁谷彈正少弼入道殿

忠治

(本文書ハ「舊記雜錄前編二一八二八號文書ト同文ナリ」)

△
▽[⊗]

重と預使僧候、畏悅之至候、仍昨日河邊衆谷山へ越越候而、鹿兒嶋人衆遣候、出合切着候間、敵貳百人計討取候て、谷山神前城迄追詰、下椿表發向候、此方之勢可有推察候、然者、郡山宇良破候由承候、喜悅之至候、將又市來浦之事、嶽平原之門自其方縣取候て、可有仕役候、爲

心得候、恐々謹言、

十一月一日

勝久(花押)

入来院殿

『包紙』
入来院殿

勝久

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二二五〇號文書ト同文ナリ)

628

『入来院氏文書』

▽②
△

又此方へ今明日衆遣之由、其聞候、爲搦手市來(稱)宇良

之事、可被仕詰武略肝要候、此方へ衆遣候者、彼境

可爲無人衆候哉と存候、

今度者被勵忠勲、一味合力、感悅之至候、爲其忠賞者、

郡山・隈城兩所之内、御所望之地可進候、於弥頼存候外

無他候、尤以使節雖可申候、好便候間、先以顯心底候、

今度開運事候者、報厚恩度計候、恐々謹言、

十月三日

勝久(花押)
②(御判)

入来院殿

『包紙』
入来院殿

勝久

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二二五二號文書ト同文ナリ)

629

『入来院氏文書』

▽②
△

猶々弥以其方之事、憑入之外無他事候、

每々從石州丁寧之儀、其禮難盡筆紙候、就其、各辛勞之

由歡悅之至候、仍石州之事、諸事無不足之儀候へ共、廻

船者、于今無知行候間、我等於入國者、七嶋之内一所、

此間之(の爲)報恩可進候也、恐々謹言、

六月三日

勝久(花押)
②(御判)

入来院山城守殿

東郷越後守殿

『右ノ包紙』
入来院山城守殿

東郷越後守殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」二二三〇〇號文書ト同文ナリ〕

630

『入來院氏文書』



先日者從入來院殿預音信候、爰許之仕合斷絶之時分、一段喜入候、併兩人故實共之故候歟、祝着候、遂本意候者、別而此禮不可忘却候、將又雖事新敷候、石州より連々懇切之處、更難盡筆舌候、然者以使節、其禮共雖可申候、とても兩人其方へ居候上者、先々心得可被申候、石州之事、諸事雖満足候、今程廻船者無格護候間、我等於入國者、七嶋之内一所、爲此報謝可進當概候、此由可被申候、又慶所より巨細之文共遣候、弥此方之事、矢入之心底無他候、又東條事者先度之讀物庭訓計未事行候、廿日比關諸事候て越候者、可爲喜悅候、同大山事、此程益房虫氣候間、同心ニ越之儀待入候、其外所用共多々候、廿日比兩人共ニ越之義、必々可待入候、恐々謹言、

六月三日

勝久(御判)
△(花押)

東條丹後守殿

大山源左衛門尉殿

〔包紙〕
大山源左衛門尉殿

東條丹後守殿

勝久

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」二二九九號文書ト同文ナリ〕

631

『入來家臣東郷氏藏』

忠隆之御代

座敷

鹿兒嶋へ澁谷參上之時

主居

中居

客居

忠隆様

東郷弥次良

入來院又五良

枕山藝州

重朝

入道長久

伊地知周坊入道

那答院又次良

高城秋月

重武

伊地地縫殿助

高城珠全

忠治之御代 隱州霜臺參候

主居 客居

忠治様 東郷隱岐守

御一家衆 入來院霜臺

東郷備前守

同左馬助

左馬助者入來院親類として參れ、此次伊地知殿參れ

候を、霜臺頻ニ斟酌候、依左馬助次に珠全參候、自

國衆親類御座へ參候事、常ニ無事に而候、

忠治之御代入來院殿參上之時、

座敷之事

忠治様 左 中 右 入來院霜臺

三 三 三

新納殿 北郷尾州

佐多殿 桃山藝州

厩外御一家國衆次と不覺候、

632 態用一翰候、仍女房之事乗船候て、茄兒嶋へ滞留之由承

候、船之事被仰付候て、二三艘可被⑤遣〔參〕事、偏其方憑存

計候、加治木へ茂此分申候、以談合早速調法、可爲畏悅

候、恐と謹言、

十月十六日

勝久▽⑥〔花押〕△

樺山殿

633 稍久無音之條、用一行候、此間何事共候哉、連と御床敷

存、不能詳候、恐と謹言、

六月廿八日

勝久

樺山殿

634 前日以使者如申、女房之事あまりいとなく茄兒嶋へを

き候へ、外聞不可然候、就其本田肝付越前守●高前にたの

ミ存候、かいふん心にそへられ候て、急度むかへ取候て

たまはり候へ、何よりも奉公たるへく候、こゝもとの

てうはうひとへに憑存候外、無他候、入魂無餘儀候へ、

可爲祝着候、たとへくりとり候ハすとも、舟本まで船を遣候て、善惡の返事を聞わけ候へハ、外聞よく候するらん、いつかた其方をたのミ存候て申入候、左も候ハ、一日もいそかしく候、おなしなからはやくしく御調法にあつかり候ハ、一段可爲喜悅候、恐と謹言、

十月十一日

勝久(花押)

栂山助太郎殿

635 「正文在栂山源三郎久清」

又助太郎殿にて御逗留候之哉、御辛勞奉察候、何様御宅⑤歸之時可令申候、

態令啓候、仍助太郎殿様御出頭以後、致御無沙汰候之間、用一書候、頃之御立柄示預度候、從此方茄兒嶋へ進候使節、今月三罷歸候、御上意忝相下候、目出候、其外時儀定而御方へ其聞候之哉、就中忠朝・忠勝様于今御逗留之由候間、彼方へ進使節候、海上之事乍恐被仰付候者、可爲祝着候、巨細尙彼山伏可申候間、不能重言候、恐と

謹言、

文月七日

(肝付兼廣之)
久兼(花押94)

栂山殿御宿所

「此御書栂山氏七代信久譜中ニ在リ」

635-2

「右裏書ニ有之
契約」

一世間如何様ニ雖爲轉變、弥無相違可申承事、一頼存候上者、難儀之時不及申、以御校量付力、又相應之儀無餘儀可立御用事、一如此申談候之處、自然和讒凶害出來候者、互可申披之事、

右條と萬一僞申候者、日本國大小神祇御神名

「年月ナシ大永七年カ」

636

「御文庫四拾八番箱中」

不寄存候之處、一書被遣候、具披見候、仍豊州・新納殿意

見之夏、不可有餘儀候、今度如此之身上之事茂、其之所
存候、聊我等非所行候、將亦入部之時儀者、其方之前候
哉、言葉非〔本ノマ、〕只候之奉公者、於此前も無眞實候、被顯入魂
之者、不可有吳儀候、恐と謹言、

十二月三日

勝久〔花押12〕

伊地知周防守殿

〔本文書へ〕舊記雜錄前編二二三六〇號文書ト同文ナリ

637 「御文庫二番箱一軸中」

就渡唐船之儀、以鹽田壹岐申子細候、御入魂可爲祝着候、
此儀去年到興國寺令啓候趣、委細承候、尤欣悅之到候、
仍太刀一腰長久・織筋拾端進之候、猶陶安房守可申候、
恐と謹言、

十一月二日

〔大内義興〕
右京大夫〔花押65〕

謹上 嶋津陸奥守殿

638 「御文庫二番箱一軸中」

去年進狀候之處、御報披見、殊太刀一腰國宗・嶋織物五
端給候、快然候、念劇之儀靜謐之由候、可然候、仍太刀
一振金覆輪進之候、猶期後音候、恐と謹言、

八月廿二日

左京大夫義興〔花押65〕

謹上 嶋津修理大夫殿

639 「御文庫拾六番箱壹卷中」

一元日、先出仕衆上覽候て御社參之事、

◎同二日、福昌寺へ御光儀之事、

一三日、市來よりの御さつしやうの事、

一四日、福昌寺之御請方之事、

一五日、殿中へ福昌寺御參之事、
繩御はしめ

一六日、御代官所へ被申候事、

一七日、平田方之椀飯之事、

一八日、平田方御請用之事、

一九日、道場より御請用之事、

一十日、石井殿より御請用之事、

犬追物初

- 一 十一日、御吉書之事、
- 一 十二日、三日四日何事なし、
- 一 十五日、清水椀飯之事、
- 一 十六日、御千句并大般若、
- 一 十七日、本より前へハ被申候事、
- 一 大殿様・若殿様、御一家中へ御寄合之事、
- 一 伊東より使者、肴、澁谷衆へ肴同前之事、
- 一 年頭五日福昌寺殿中へ御出之事、
- 一 御一家中御參之時、相州様御家はかり老中奏者之事、
- 一 三月三日、御祝之事、
- 一 五月五日之事、
- 一 六月一日之事、
- 一 七夕之事、
- 一 七夕さうめんの事、
- 一 諏訪御祭禮之事
- 一 諏訪御祭禮之時、御座躰之事、
- 一 一すハ御祭禮の日、御前御酒もり之事、
- 一 八朔之事、
- 一 八朔之御使者之事、
- 一 奏者之事、
- 一 御一家國衆へ御寄合之事、
- 一 御寄合之御相伴之事、
- 一 御座敷奉行之事、
- 一 常住御年長之事、
- 一 殿中惣門之事、
- 一 御寄合之時、河上殿之事、
- 一 御一家國衆宿へ御光儀之時之事、
- 一 五ヶ日御椀飯頭ニ御酌之事、
- 一 御沓之事、
- 一 原田・松本道うちの御劔持申候事、
- 一 御宮仕之事、
- 一 一人御年來之事、
- 一 御吉書御椀飯之御座之事、
- 一 十一日、御見かゝミ御三獻之事、

- 一 十一日、御吉書御三獻之事、
- 一 十一日、御吉書之時、老中筆者扱之事、
- 一 琉球紋船之事、
- 一 同赤かミ衆座敷之事、
- 一 同下部之座敷之事、
- 一 琉球より進物之事、
- 一 琉球人宿へ調之事、
- 一 御屋刑様より、世主へ御返禮之事、
〔本マ、〕
- 一 此御返禮なき以前に、御屋刑さま使僧使者宿へ御光儀
〔マ、〕
之事、
- 一 殿中へ琉球人參上之時之事、
- 一 御けんふく之事、
- 一 新納殿をほし親に御參候事、
- 一 忠幸さま御ひたいめされ候御祝之事、
- 一 御代祝之御座敷之事、
- 一 御小者三そくきり三人之事、
- 一 御□うの事、
〔シレス〕

640

〔御文庫拾六番箱壹卷中〕

田嶋駿河守
伊地知越後守
本田因幡守
桑波田觀魚
石井旅世
大寺宮音
肝付越前入道

追而、自然境目隙入子細候者、以親類中申上肝要候、
何方へも從其方可被成御吳見候、御奉公此^時眈候、
勝久様就御光儀、先日東光寺爲使僧進之候處、御奉公之
心底承候而、千秋萬歲可然存候、其當概眞幸へ銘と申入
候、定而可爲御悅喜候、此節之事者、各自身參上專一候、
殊更其方之支者、御奉公無餘儀候、御分別之前候間、不
及申候、方々御奉公之義無餘義被申候間、我々事來月五
日眞幸へ參上可申之覺悟候、其砌無油斷頼存候、何様於

眞幸面談可申候間、不能詳候、恐々謹言、

七月廿八日

實久(花押)

伊地知周防守殿

御宿所

641 「御文庫拾六番箱壹卷中」

御書長而頂戴、先以忝存候、抑到義鎮被仰遣候御條々、存其旨候、聊非心疎趣、宗綱存知之前候、此謂宜預御披

露候、恐惶謹言、

十月廿八日

親方(花押)

進上

本田彈正忠殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二六九四號文書ト同文ナリ)

642 追而段子一端拜領、過分(至)極候、仍御具足一領糸毛致

進上候、可然様御取合所仰候、恐惶謹言、

十月廿八日

親方(花押)

進上 本田彈正忠殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二六九五號文書ト同文ナリ)

643 「御文庫拾六番箱壹卷中」

御屋形江態以使申入候、就中御分國可致修行覺悟候、於御納得者、可爲祝着候、巨細尙光明寺申達候、其旨を以御取成所仰候、穴賢く、南無阿弥陀佛、

六月朔日

他阿弥陀佛

村田越前守殿

村田越前守殿

他阿弥陀佛

644

「勝久公御譜中」

「正文在肝付伴兵衛」

先日者、其堺可罷越之由申候之處、其時分天氣惡候て、無其儀候、無心許候、何様來月三日過候者、必以罷越ケ様之御禮等可申候、仍今程其方堺目何事共候哉、細々承度候、恐々謹言、

二月廿八日

(鳥津勝久)
忠兼(花押)

肝付三郎五郎殿

「上書」 「スリキル、カボマ、」
肝付三郎 郎殿

忠兼

645 「勝久公御譜中」

「正文在肝付伴兵衛」

就内所不例之儀、歸宅候歟^{「本マ、」}、其以後氣分如何候哉、無沙汰候之條、染筆候、依聊減氣之分候者、早々此方越之事待入計候、諸方之詞儀、當時一段隙入之時分、剩菊池使僧下向候中へ、旁以不可有油斷候、恐々謹言、

七月二日

忠兼御判

肝付三郎五郎殿

忠兼

646 「勝久公御譜中」

「正文在肝付伴兵衛」

わざと文をしんし候、仍こんとのゆミヤ、むほん人あひのこるしゆにしやうかいさせ候、仍ないくたんかう申

647 「勝久公御譜中」

「正文在肝付伴兵衛」

其方江歸之後無音候、眞幸堺目之躰、何事共候哉、雖不申共候、城誘之時宜、堅固被召候へんする事、可然候、此方客來中つめられ候て、辛勞共候ッ、是又祝着候、恐々謹言、

九月十七日

忠兼(花押印)

肝付三郎五郎殿

へく候へ共、これにてもなく候あひた、そんなからに候、いよくそれをたのミまいらせ候、さかいめのはうしんしかくあるへく候、かしく、

八月十七日

忠兼御判

きもつき三郎五郎とのへ

メ きもつき三郎五郎との た

〔北郷氏庶流信濃久紹譜中〕

肝付三郎五郎殿

忠兼

〔勝久公御譜中〕

〔正文在川畑喜左衛門國次〕

久音絶、連々床敷計候、仍近日實久被越候て、如和泉同道之由候間、其覺悟に候、然者前より其方事別而懇々奉公候之間、此節來候て供候者可爲喜悅候、堪忍等之事者實久被請候上者、聊不可有氣仕候歟、殊父兵庫助事、今程者徒々居候なる、此方右筆之事にて大用候、是又越候て奉公之様ニ、催促憑入候、普代之事候間、此砌之奉公候ハ、老後之忠節不可有之候、暮々爰元肝要候、恐と謹言、

八月十三日

勝久(花押出)

〔宛カキナン〕

〔喜入氏三代忠響譜中〕

〔正文在當家〕

態令啓入候、仍當時世間之躰、措諸事候て武具不可如用意之儀候、爰元以得心相過其身之分限、物具・兵具所持之人數、一段忠節之基不可過之候、先々被相勵、衆中并以下人衆等被致用意候者、此夏中何様罷越候て、以一見其喜可申候、委細者老者共可申候之間、閑筆候、恐と謹言、

依伊東氏鉾楯勝久公賜御書有正文、左記之、

今度山東越山之事、尤辛勞之到候、殊卒尔之子細候之處、無吳儀候、怡悅候、委細定而老者申候歟、恐と謹言、

七月十五日

勝久御判

北郷小次郎殿

〔上包〕
北郷小次郎殿

勝久

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」二五九二號文書ト同文ナリ)

卯月十四日

忠兼(花押以)

攝津守殿

「上包」
攝津守殿

忠兼

651

「喜入氏忠鑑譜中」

「正文在當家」

小宰相殿頼姪殿へ用段にて越候、申子細共候間、從其茂
諸事可然様ニ御催促頼存候、就彼儀用一行候、恐々謹言、

九月六日

勝久御判

攝津守殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編」二二二八號文書ト同文ナリ)

(表紙)

| |
|-----------------------|
| 久經公以降至 忠治公 年間不詳 |
| 附 舊記雜錄 卷九 |

652 「忠宗公御譜中」

忠宗
 | 久長
 | 號伊作、初忠長、彥三郎、左衛門尉、下野守、大隅
 守、子孫記于別紙、
 | 女子

653

せんす御ぜん

「正文有之」

しうしやう殿ニこいまいらせて、ふくすまるもち候
 へく候、をなしくしものほうのとちやうもく六あつ
 けをきまいらせへく候、まつこれをハ申てとられ候
 へく候、このやう御あんち候てふちして給候へく
 候、なに事にく、もしとりのふる事候ハ、御け
 さんニ入候て、申うけ給候へく候、又ゆつり状をも、
 をなしくあつけまいらせ候、せしんの時ハふくすニ
 給候へく候、

もしかミのほうさた申急す候ハ、この御けうしよを
 ハ、あつかり人はうもんのなに事を、御けさんニ入まい
 らせ候て、くハしく申たく候へとも、あまりにくそう
 くのをりふしにて候ほとニ、そのきなく候御事、心よ
 りほかにおほへさせ給へく候、さてく、こんとせんち
 やうニまかりむかい候ほとに、ゑちうのくにふすまへの

ほうのちとうしきを、おんしやうニ給ハリて候、このう

ちしものほうのちとうしきを、ふくすまるニゆつり状を

してとらせ候、みはくらむ人なく候、せいしんのほと、

せんしこのひら山のおは御せんニ申させ給候て、せんし

こあいともに、このところを、れんちよくの御たいくわ

んニ、仰せつけ給候て、御はからいとして、ふちして給

候へく候、しやうくんの御けうしよをあいそへて、とら

すへく候へとも、きやうとにはうもんのしうしやうとの

ゝ御かたニ、あつけをき候うへ、ふすまへのかミのほう

をハ、ちやくし太郎三郎ニゆつり候へんするか、いまた

かミのほうハふちきやうの事にて候、御さた^{○さ}いちうに

て候あひた、もしこんとふしきの事も候ハ、この状を

もて太郎三郎さた申へく候あひた、太郎三郎もつへく

候、あなかしく、

六月廿九日

(島津忠繼)
たゝつく(花押)

せんしこの御かたへ
申させ給へ たゝつく

654 「師久公御譜中」

「正文有之」

(本文書ハ五五四號文書ト同文ニツキ省略ス)

655 「師久公御譜中」

「寫在卷本」

(本文書ハ五七二號文書ト同文ニツキ省略ス)

656 「師久公御譜中」

「寫在卷本」

(本文書ハ五七三號文書ト同文ニツキ省略ス)

657 「師久公御譜中」

「正文有之」

(本文書ハ五五二號文書ト同文ニツキ省略ス)

658 「氏久公御譜中」

「正文在比志島左京義時」

隅州退治事、來廿五日治定候了、爲御用意申候、其内入見參諸事可申承候、恐々謹言、

卯月十四日

氏久(花押120)

比志嶋殿

比志嶋殿

氏久

(本文書ハ、「舊記雜錄前編二」十二號文書ト同文ナリ)

659

「氏久公御譜中」

「正文在高岡兼平山左京」

如仰雖未入見參候、兼承及候キ、抑向嶋東西所務事、嶋津又三郎殿ニ御談合候て、御知行⑨ナシ承候、就其御年貢不可有懈怠候由承候、目出候、京都事ハ御心安可被思食候、補任狀并地下之御教書申沙汰候、御年貢奉行分領家預所⑨ナシ〔御〕志以下、任先例繼夜於日御沙汰候、喜悅入候、委細事筑後禪門存知、恐惶謹言、

七月七日

前筑前守秀秋(花押217)

謹上 平山左京亮殿

660

「氏久公御譜中」

「正文在島津安藝守久雄」

(本文書ハ五〇七號文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ、「舊記雜錄前編二」二二四號文書ト同文ナリ)

661

「氏久公御譜中」

「正文在志布志大慈寺」

新春御吉兆、於今者雖事舊候、尙以珍重と不可有盡期候哉、抑連と御恩問恐悅之至候、何様以凜〔凜カ〕遂參拜可申入候、兼又去々年奉加之謂候き、仍馬一疋鹿毛令進之候、恐惶謹言、

正月十六日

修理亮氏久御判

〔氏久公御譜中〕

〔正文在串木野頂峯院〕

御札委細承候畢、抑去夏被入見參候之條、悅存候、便宜時者、連々可申候、兼又承候奉加事、進之候、巨細御使申候之間、令省略候、恐々敬白、

九月廿四日

〔島津氏久〕

沙弥玄久 御判

謹上 冠嶽別當御坊

御中

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七九號文書ト同文ナリ〕

〔元久公御譜中〕

〔正文在田代縫殿清長〕

就 正宮材木之事、度々壁書面々存知前候哉、依所々番替、無沙汰なる方も候やと存候、所詮正月廿日以前ニ、悉材木を社頭ニつけられ候て、皆納之請取を可有持參候、若無沙汰候て正月中過候者、八幡も御罰候へ、任先度壁書旨、可致其沙汰候、此爲可有催促候、恐々謹言、

十二月廿五日

元久〔花押〕 御判

〔清久〕
田代殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」六〇九號文書ト同文ナリ〕

〔元久公御譜中〕

〔正文在田代縫殿清長〕

御祝言重疊目出度申籠候了、珍重幸甚々、不可有盡期候、抑先度如申候、急々可有〔御〕越候、國人〔不〕少々、出津用意候て、其立之事を兼々被待之由、承候、御立之事遅々候ハ、惣國人々可有油斷候、尚々一時も早々可有越候、于今延引無心元候、風渡被立候〔之〕悦入存候、恐々謹言、

二月九日

〔清久〕

田代殿

元久〔花押〕 御判

〔本文書ハ「舊記雜錄前編二」六一二號文書ト同文ナリ〕

〔元久公御譜中〕

〔正文在志布志土鹿屋權左衛門〕

〔本文書ハ五八〇號文書ト同文ニツキ省略ス〕

「元久公御譜中」

「正文在田代縫殿清長」

新春之御吉慶、於于今雖事舊候、尙以珍重候、更ニ不可有盡期候、抑雖無何事候、細ニ可申承候之處、路次依不輒候、無爲之至非本意候、兼又探題御方より、御在所河尻之間合力可申之由、被仰下候之間、雖無勢候、田代刑部少輔相副、軍勢差進候、一向御扶持於憑存候、預御指南候者悦入候、次球广郡事、相良三郎依武朝大綱罷上候之由、風聞候之間、一途爲相計、親類美濃守相副、軍勢差遣候、如此分勢候之間、無勢之至、所存外候、不審連ト承、可令啓候、御同心候者悦入候、恐ニ謹言、

二月廿九日

陸奥守元久○(花押)

〔御判〕

謹上 八代殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」六一三號文書ト同文ナリ)

「元久公御譜中」

「正文在田代縫殿清長」

參津事、一日も急敷候、國之面ニへも何ケ度ともなく催促申候間、定近日可有津候哉、就夫、此間長トそれニ

在津之事、痛敷候、何様先山門被越候て、國之面ニを被待候へく候、若又猶國之人ニをそなをり候ハ、一人にても阿蘇谷方御談合候て出津候へく候、それにて徒ニ日數を被送候事、尤いたハしく存候、今日十四日重催促をいたし候間、さのミをそなをる事あらしと覺候、恐ニ謹言、

卯月十四日

元久○(花押)

〔清久〕
田代刑部少輔殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」六一三號文書ト同文ナリ)

「忠國公御譜中」

「正文在比志島左京義時」

境目之様懇ニ可承候、

昨夕川口より罷歸候、春山之事無念此事候、同前候歟、今度世上愚身一大事候、本末可爲御志候、心落候、可被

意用候、憑入候、伊集院方今程取亂ニよて、無沙汰□事

ハ承候て可被候歟、いか様近日之間、一身罷越候て、諸

事可申候、恐々謹言、

七月一日

(忠國)
貴久(花押)

比志嶋殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一〇九八號文書ト同文ナリ)

669 「忠國公御譜中」

「正文有之」

(本文書ハ五一二號文書ト同文ニツキ省略ス)

670 「忠國公御譜中」

「正文在村田太右衛門」

(本文書ハ五一二號文書ト同文ニツキ省略ス)

671 「忠國公御譜中」

「正文有之」

(本文書ハ五一三號文書ト同文ニツキ省略ス)

672 「立久公御譜中」

「正文在和田刀刀」

長野所へ之御札、委細令承悦候訖、仍重久郡田城輪仕乘

(御ナシ)〔候〕可然候、今程敵城雖無〔指〕事候、肝要之水手持候所

を、此方よりしかと持堅め候之間、幾程候ハしと覺候、

定而御賢察之前候哉、隨而少〔手〕負候へとも、無煩候、

就如此之時儀、御懇之至、是又快悦候、米良昌木邊不審

之時可承候、恐々謹言、

七月廿一日

立久(花押)
〔御判〕

和田殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四九二號文書ト同文ナリ)

673 「立久公御譜中」

「正文在本田作左衛門宜親」

依無指題目候、此間不申通候之處、懇之音信千萬令悦喜

候、仍此方向之事、須木より明日十五日仕事之由、申候

之間、我々も彼堺目へ可打出候之處、米良美濃・比田木

675

「忠國公御譜中」
「正文在大隅宮内最勝寺右京」

正八幡於四ツ足ニ忠國ほろ御さうてん、御しやくに最勝

674

「忠國公御譜中」
「正文有之」

(本文書ハ五二〇號文書ト同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四八六號文書ト同文ナリ)

「上包」
本田殿

立久

三月十四日

立久○(花押)
〔御判〕

次郎太郎一日之合戦⑧に手負候間、明日之仕事者延候、
彼方之依左右、其堺へ可罷越候、又薩州様其ニ御座候、
御家顔共定而無調法候覽、推量申候、將亦其ニ被居候方
とへ、辛勞之通皆と申度候、恐と謹言、

(兼親)
本田殿
御返事

676

「忠國公御譜中」

最勝寺俊道
參御宿所
本田因幡守
(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一三四一號文書ト同文ナリ)

三月廿九日
藤原國親○(花押)〔判〕

寺俊道御參候、去年八月ひかん程なく、當年三月廿四日、
伊東・北原の人數、廻に引とをし、三ヶ所へ同日ニ衆を
つかひ申、さつまの人數、めぐり・敷根・上井打入被申、
ひき申處ニきり付被申、山崎のあたりにかつせんはしま
り候、社家の人數よこ入めされ候て、數千人てきほろひ
候、御屋形様御しつけん被召候くひ、千三百四にて候、
御しやくに被參候、きつきう依目出度ニ、俊道望をたつ
し候へと御老中へ被出仰候、國親ニ吳見として内狀を進
候、萬前、中津川・下久満、ちりくのはく地水田坪付
書付候て、鹿兒嶋江御參上候へ、御判を申請望をたつし
可申候、巨細者御面語時可申達候、恐と謹言、

「正文在大口衆肥後助三郎」

さ候て、松山へんへ二三日居候へく候、親父又さ衛門太郎・甲斐にも同申候、

一日得狀候間喜入候、隨而財部身上之事、遲速にてこそ候へ眞事候、左京事ハ先物詣之由申候て、志布志に候へく候、さ様候ハねへ、御方中此方より敵を作出候など申候、愚身も十二日罷立候て可越候、又たからへニ志之候する人多へく候、内ニ音信にて可承候、由斷あるましく候、いま彼方之こそ候はんための了簡、今こそ思くいたハしく候、又別符之合戦こそ大勝にて候へ、萬面時可物語候、恐と、

卯月十日
忠國○(花押)

内山千熊殿

「上書」
内山千熊殿

忠國

677
「忠國公御譜中」

「正文在栗野衆木瀬清左衛門」

返々山東之事ハ、人をぬき候在所にて候間、此事なにとなく成候てハ、いよくしやうたいなかるへく候、又祝計、はさミ物一おり・かたひら一むめ遣之候、

於兩度音信委細承候、殊以今度詳ニ被見申候、御親類様思外飢肥を被退候、但今程天下大なる事ニより候て、御所も御意殊候、不及力候、時尅到來候こそ、我等も立直候てこそ、安穩にも有事ニ候へ、定而可有推量候、日記事共巨細承候、届候分共此後者爲候て可遣候、先是をハ是ニ留置候、重寶七人佛之厨子驚目候、今まで能と被著候けると存候、猶と面と在所一見候ニ、雜駄なども不存知齒なども候へぬほとに、忍誓やさしく被申候、國と名譽候、きれいさ不及申事候、委細此使僧ニ申候、恐と謹言、

五月四日
忠國○(花押)

木嶋殿

678

「忠國公御譜中」

「正文在和田帶刀」

昨日預御狀候、御便宜と心得候て、則不能返事候刻、重而不審等細と示給候、悦入候、敵方手を失候之由事目出候、如此候付候ても、弥陣ニ堅誘候而了簡候者、猶以可得利候、面と存知之前候間、不及申候、時宜連日可承候、恐と謹言、

十月廿九日

和田殿

忠國○(花押)
〔御判〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」一三三七號文書ト同文ナリ〕

679

「忠國公御譜中」

「正文在和田帶刀」

返と落人等之事、誰とをは被殘置候之由、承候④由〔て〕可然候、又燒山と申候所、陣ニ取候て可然之由、承及候、可有御催促候、御狀細と披見候、仍其方不審罷歸候者共委細申候、尙以

可然様面と可有談合候、次不殘人奔走之由承候、悦入候、

隨而三侯邊就用心、申子細等、如何にも無越度候様被申

付候者可然候、尙と其時宜連日可示給候、恐と謹言、

十一月十日 忠國○(花押)
〔御判〕

和田殿

御返事

〔本文書ハ「舊記雜錄前編」一三三八號文書參照〕

680

「忠國公御譜中」

「正文在本田作左衛門官親」

なをくほんた人たて御かうみやう候て、くちきく候へく候、

としのはしめの御よろこひ、いつよりもめてたく申候ぬ、さてく御つかひ給候、御うれしく、やかてかへしをこれのちんさいニより候ておそく候、心もとなくおほしめし候すとおもひ候、まつりニひまなく候てふさに候、千代なへの事、いかにも御かんにん候てこそ、とり「本マ、」たてられへく候、はやく見たく候こそ候へ、又くか

しこく、

「上書」

きよみつへ

たよくに

「右裏ニ有之」

〳〵 おうちより

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四二三號文書ト同文ナリ)

「忠國公御譜中」

「正文在本田作左衛門宣親」

なをくも、ちよなへか事を人たて候する、あてか
いかによう候、又よろづくにちかゝるときにハ、か
へるましく候、なに事も申あへせ、かくこハ（わ）たれ
くか申候へく候、

御ふみくハしく見まいらせ候、さてもくそれのやうと
も、よろつかゝにおもひ候て、へつなるはんしゆをま
いらせへく候つれとも、その御きにもあわす候てハ、
いたつら事にて候とおもひ候て、かわかミ三郎五郎をま

いらせ候ふんハ、御身にへたてあるましく候とおもひ候
てまいらせ候へハ、あらぬかたにかたふき候て、いわれ
なき事を御身に申かけ候よしうけ給候、もつたいたなく
候、そのさたいたすへく候、この御いしゆをハとつけへ
く候、そのうちのものをかたくとおほせつけ候て、
くにちか日本にかくれぬちうせつの事ニ候、ちよなへを
人たて候やうに、しゆくの御はうへんも候て、たい
くのちうしやうにて候を、たにわたし候ハぬやうに御
はからい、われくかほうこう（わ）たてあるへく候、かわ
かミとのも、われくかおんたてこそ候かとそんし候へ、
かまへてくしゆくの御はうへん候て、たいくのち
うしやうかく候て、たいくのちうせつをむになし候
ハぬやうに御はからいしかるへく候、よろつ又くかし
く、

「上書」

きよmitsuの

御返事進（マ）させ給へ たよくに

「真ニアリ」

||

志ふし
より

〔本文書ハ「舊記雜録前編二」一四二二號文書ト同文ナリ〕

「忠國公御譜中」

〔正文在本田作左衛門官親〕

又三郎いまほと人のあんいり候て、それかしによろつむつかしき事をのミ申かけ候、ふうんの事にて候、てんまのしよいにて候、かこしまをさりわたし候へく候ほとに、すいしさせ給候へく候、こん日や二郎・かバ山とう太郎まいらせ候、くわしくきこしめされへく候、いまほとくハうせつのしふんにて候、大すミのはからいよくくめされ候て、ほんたを人たてあるへく候、それさまわれく一しほおやとこと申候、ミをきよめ、たうけのいへをミかき候へく候、やかてく御返事ニよつて申たんすへく候、

御ふミまめやかに見申候ぬ、さてくそのの事しやうこ

しらへなんとひしくと候らんとおもひ候へは、事たす候よしうけ給候て、おとろきいり候つるころ、また三郎したへんニもうつり候て、ちよなへかためにて候へは、おうすミをしつめ候へと申候へハ、そのふんなく候、よそよりはさためてくハうせつ申候へく候、かまへてくころへさせ給候へく候、くにちかちうせつうしなハせ給候ハす候て、それかしもくにのあんにいり候ハぬやうにありたく候、なにさまとのハらをあまたうつし候て申あハせ候て、かくこあるへく候、又このたひかまたのくち、ねんころニほねをり候けるよし、ひしかり申候、よろこひいり候、返く御ふミ御うれしく候、かしくく、

「上書」

きよみつ
の御返事

申給へ

たまくに

「真ニ有之」

かこしまより

〔本文書ハ「舊記雜録前編二」一四二二號文書ト同文ナリ〕

〔御文庫廿二番箱一巻中〕

御感 綸旨所望輩

野依三位房

道玄

小木□^(老)三郎入道

覺淨 子息討死

同弥三郎入道

覺忍 子息討死

同弥五郎入道

淨圓 親父討死

光富又五郎入道

と恵

上益山孫七

末純

下益山四郎

忠清

嶋津三郎左衛門尉

直久

佐竹彈正左衛門尉

忠景

同新左衛門尉

忠秀

同掃部允

家住

野本布袋丸

親父討死

牛屎大藏丞

貞信

小提藤五

貞國

入來新三郎

廣純

澁谷下野權守

重純

小木孫王丸

親父討死

一持一城輩并親類手物注文

鮫嶋彦次郎入道

蓮道

谷山五郎左衛門入道

澄信^(巻)

嶋津長門入道

「本マ」
と忍

矢上參河權守

高純

指宿彦二郎入道

成榮 子息討死

穎娃左近大夫入道

通願 去三月參着

智覽讚岐介

忠元

別府右馬權助

忠香

一屬鮫嶋又二郎入道

蓮宗

同駿河權守

宗政

同掃部助

家業

同初王丸

親父討死

同孫石丸

親父討死

同三郎左衛門入道

蓮性

| | |
|----------|----|
| 同三郎兵衛尉 | 家俊 |
| 同松王丸 | |
| 同太郎兵衛尉 | 家武 |
| 同八郎右衛門尉 | 家近 |
| 同右衛門五郎 | 家雄 |
| 同宮内丞 | 家直 |
| 同李允 | 家行 |
| 同彦太郎 | 家香 |
| 同左衛門六郎 | 家氏 |
| 生馬隼人佑 | 家重 |
| 同藤左衛門尉 | 家廣 |
| 足立彈正忠 | 家兼 |
| 赤崎左京進 | 秀世 |
| 河侯主殿允 | 政直 |
| 嶋崎左近五郎入道 | 眞乘 |
| 松山大膳進 | 通秀 |
| 安東新兵衛入道 | 蓮迎 |

| | |
|--------------|----|
| 同少監物允 | 政光 |
| 同左衛門太郎入道 | 妙心 |
| 手塚采女佑 | 維家 |
| 脇本兵衛二郎 | 通純 |
| 同兵衛五郎 | 通久 |
| 同兵衛六郎 | 通實 |
| 安部野又六入道 | 定用 |
| 同修理進 | 政季 |
| 長野左衛門二郎 | 久長 |
| 信夫八郎左衛門尉 | 行秀 |
| 河邊大舍人允 | 家通 |
| 橋口又次郎 | 忠吉 |
| 肥留右衛門四郎 | 安宗 |
| 鱒坂新兵衛尉 | 家好 |
| 吉次又四郎入道 | 賴惠 |
| 鮫嶋平太郎入道 | 蓮教 |
| 一屬谷山隆信手一族以下輩 | |

谷山隼人入道 牒信跡討死

同新五郎入道 教信

同越前介 忠里

同平兵衛尉 忠名

同五郎兵衛尉 忠永

同左助 忠雄

土持三郎左衛門尉 綱氏

用松五郎二郎入道 淨西

伊佐智佐弥太郎入道 各譽

同小三郎入道 道妙

同小二郎入道 道覺

同太郎左衛門尉 家香

同④太三郎兵衛尉 家俊

同宮内丞 家純

同兵庫允 家治

有間治部左衛門尉 冬純

同左衛門三郎 春純

山口弥太郎入道 妙一

同弥三郎入道 玄一

同三郎兵衛尉 重純

佐枝隼人佐 泰純

山角平三郎 秀澄

大浦平右衛門尉 良澄

一屬智覽忠元手一族以下輩 子息討死

智覽長門介 泰清

木佐木三郎左衛門入道 善阿

同新左衛門尉 忠光

同三郎兵衛尉 忠貞

浮島四郎左衛門尉 忠資

同三郎左衛門尉 忠息

同彈正 忠國

同御房丸 親父討死

青木六郎左衛門尉 忠藤

厚地二郎入道 嚴覺

深見弥二郎入道 行慶
 蒲生藤内左衛門尉 重直
 同李允 清房
 那古屋三郎左衛門尉 貞遠
 平田九郎忠弘跡 討死
 河崎兵衛太郎貞氏跡 討死
 同大炊左衛門尉 忠宗
 石塚宮内左衛門尉 胤氏
 深見彦四郎入道 行妙
 生馬孫三郎 家實
 堀又二郎入道 々金
 久富五郎兵衛尉 清貞
 富田兵部丞 盛信
 加藤宮内丞 景實
 田中八郎入道 道意
 同子息九郎 忠行 討死
 同橋左衛門尉 行純

同兵庫允 忠純
 藤崎掃部助入道 覺性
 同孫六 忠平
 蒲生兵部房 祐清
 同八郎三郎 清長
 同左衛門五郎忠清跡 討死
 光富石増丸
 青木孫十郎 忠政
 那古屋左衛門三郎 兼行
 田中平五郎 友秀 討死
 一 智覽出羽入道覺善、去年夏比死去畢、然覺善之跡出河邊郡三分二并本領智覽院半分者、讓與嫡子讚岐忠元了、相殘分河邊三分、智覽半分者、讓與女子平氏女字御早、隨與令扶持一族以下軍勢、致忠節候、仍御感綸旨所望仕候、宛彼女子無相違之様、可有申御沙汰候、一 屬別府忠香手一族以下輩
 谷山五郎左衛門尉 忠俊

同炊三郎兵衛尉 忠津

同大助〔本マ、カ〕
〔炊カ〕 忠幸

同左京進 忠清

同彈正忠 忠繼

加世田別府郡司三郎左衛門入道 法西

同兵庫允 景家

同三郎兵衛尉 景綱

同平六 景宗

同平五 景繼

一屬指宿成榮手一族以下輩

原田彦五郎入道 妙榮

赤崎左衛門三郎入道〔先〕^光一

吉田長門介 清忠

山崎新左衛門尉 忠末

同四郎左衛門尉 忠遠

原田小次郎左衛門 兼忠

野間九郎兵衛 忠繼

同八郎兵衛尉 忠近

岩本太郎左衛門入道 蓮覺

神野平三郎 忠兼

松岡大炊助入道 善眞

嶋間七郎跡

同五郎兵衛尉 忠有

山口藤左衛門尉 純綱

仵平五郎左衛門尉〔片九〕 忠經

迺山弥平太入道 良一

箕輪新兵衛尉 忠元

一屬矢上高純手一族以下輩

矢上四郎左衛門尉 宗純

同彦五郎入道 覺澄

同彈正左衛門尉 秀純

同兵庫允 政純

同左京進 兼純

同鶴熊丸

兒嶋伊餘房

行明

漆池六郎左衛門入道 蓮池

同四郎左衛門入道 々高
畠山二郎左衛門入道 成阿

同彦五郎 重近

村田輔阿闍梨 如玄

吾平藤九郎入道 蓮道

原田又太郎入道 經道

久米又次郎 光純

桑波田八郎 宗考

尾上新兵衛尉 泰實

野田左衛門四郎 昌考

同四郎左衛門尉 高實

大田八郎左衛門入道 蓮義

內田七郎 助實

近竈彦六入道 本阿

同九郎 英實

以上百八十三人

河邊縫殿允 重通

上野平八 貞通

一御祈禱御感所望輩

小木彦三郎 家秀

中納言律師 道叡

智覽平三郎 惟幸

伊勢律師 堯慶

大浦犬童丸

助律師 圓俊

一屬嶋津道忍手一族以下輩

大和阿闍梨 圓空

嶋津兵衛三郎 久實

大和房 房圓

同彦三郎 久末

輔房 眞慶

右交名注文如此、

林鐘吉日

〔此連名中、嶋津道忍トアルハ三代久經公ナリ、公ハ弘安七年逝去ナレハ、夫ヨリ以前ナルハ明ケン〕

〔本文書ハ「舊記雜錄前編一」二五八三號文書ト同文ナリ〕

684 「御文庫廿二番箱一卷中」

九月廿八日御書、今月廿一日到來、謹拜見候訖、任被仰下候之旨、可致其沙汰候、〔本マ〕〔委〕其子細令申入御使候、恐と謹言、

十一月廿三日

(島津貞久)
沙弥道鑿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編一」二三〇四號文書ト同文ナリ〕

685 「公卷中」

被成下牛屎一族御書事、先規無其例候之處、今始一烈御沙汰、失面目候、其子細面拜之時委申候了、可預御披露

候、恐と謹言、

十一月廿六日

沙弥道鑿

謹上 〔澤カ〕
廣津藤三郎殿

〔御返事案、執事御方へ〕

686 「御文庫廿二番箱一卷中」

いまた治定ハ不承及候へとも、去比又野部城にて合戦候、さもやらん聞候、これハ薩州より念と御張行候けると聞候、實事者是又無勿躰候、如此事をこそ京都にもうたかいおほしめさるゝ事にて候へ、所詮何の儀も候ましく候、たゝ先御出陳たに候て、是事御合力候ハ、何事を可有御所存候哉、相良近江方へ人遣候之間、可然便宜候之間申候、此仁も御出軍候へきよし承候之間、令悦喜候、重澁谷人々方へも狀を遣候也、恐と謹言、

八月十九日

了俊

(節久)
嶋津上總介殿

〔本文書ハ「舊記雜錄前編一」三三三三號文書ト同文ナリ〕

687

「忠昌公御譜中」

「正文在手鏡」

自琉球國無音申之儀、世上念劇之間者、不及是非候、既靜謐之上者、早々如先例御船可有來朝之旨、可被申遣之由、被成奉書候、被仰出候通、急速御傳達候者、可然存候、同此使者可罷上候時、可遣御船之段肝要候、恐々謹言、

二月十一日

(忠昌)

謹上 嶋津陸奥守殿

(布施)
下野守英基(花押)

▽○「文明十二卯月廿九日到來、上使安田方ト他ノ寫本ニアリ

考ニ供ス」△

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五三〇號文書ト同文ナリ)

688

「忠昌公御譜中」

「案在卷本」

就琉球國之時儀、去二月十一日之御奉書同四月廿九日到來、謹以拜見仕候訖、抑彼船如先例、可致來朝之由、被^{◎(改正)}成御奉書候、同御使渡海之上者、敢不可有緩怠之儀候哉、

於于私 上意之趣速申遂候、無如在之儀候、以此旨、可

有御披露候、恐惶謹言、

月 日

(島津忠昌)
藤原武久

謹上 飯尾前大和守殿

(元連カ)
布施下野守殿

「上書ニ有之」
安田方御使御奉書寫

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一五三一號文書ト同文ナリ)

689

「北郷氏庶流系圖中」

「讚岐守持久三男民部少輔久宣ノ子民部少輔久剛譜中」

伊東氏依鉾盾、 武久公賜御書、有正文、左記之、

690 伊東於三侯可出張之由、其聞候之間、其境之面々、不移

時合力之事申候、北郷殿・柁山殿其外被相談、無越度様

可有了簡候、此方間隔候而每事可爲無沙汰候、可然様故

實憑入候、吳不審候時者可申承候、恐々謹言、

十一月廿五日

武久〔花押〕「忠昌公初ノ御名也」

北郷民部少輔殿〔久懸〕

「享祿元年戊子五月朔日、於都城城ヶ尾久剛父子共戦死云々
忠剛ノ子三郎四郎同時ノ戦死也」

691

「喜入氏藏」喜入氏忠弘譜中正文在島津安藝守久雄トアリ」

誠年甫之御慶、重々雖事舊候、猶以多幸、抑山田治部少輔被申候子細、先以可然候、當所へ越之時、巨細可相尋候、就之尊札畏存候、恐惶謹言、

正月廿三日

〔島津〕
忠昌〔花押136〕

人々御中

692

「全上忠弘譜中ニアリ」

尙々實のくたり可然存候て、奔奔あるへき様にも、
爰元の人共見えす候、可有推量候、
心え候へき時儀候ハ、示給へく候、

實相寺下着之由、其聞候、弓矢いよ／＼取亂時分候、當所の爲躰うちほり共に散々候、又ハ爰元の人共下向無用候共存候様見え候間、方以なに〔〇ナシ〕「と」やらん候へ共、於于今ハ無是非候、推量あるへく候、爲圍河州者、定御悦喜たるへく候、たよりの時者御心へ候へく候、薩州御入候、萬心安やうしやうこそ仕候へ、連々とり合憑存候、かし、

〔喜入忠弘〕
若狹守殿

忠昌

693

「喜入氏忠弘譜中」正文在島津安藝守久雄トアリ」

今度のたひの稽古に、今日連哥を仕候へんすると存候、御入候へ、可參合候、但御隙によるへく候、かし、

ハカさとの

忠昌

694

「全上」

又寺〔に〕風呂御たかせ候よし被仰候、此方へ御入

候ハ、同道申へく候、

夜中ハ夜ふけ候まで參合、物かたり申うけ給候、喜悅候、

仍今日之雪のう地とせん申無計候、此方へ御入候て物語

あるへく候、七(なな)らをこそ月ほしと待居候へ、

一首

七らはむかしおとこにあらねとも

はしたかの羽やしらふなるらん

思かねたかかり行ハ冬の日の

川かせさむみかりやなくらん

〔上書〕

わかさとの

まさ

695

〔新納氏藏〕

其後何事御座候哉、隨而自豊後使者下候之由、其聞候、

兼而如申候、御越候而會尺候者祝着候、又自琉球も相國

寺爲使僧被上候、早兩津へ着岸候由申候、旁取亂候、同

ハ急度可有御越候、委細老名共可申候、恐と謹言、

九月晦日

〔新納忠武〕

近江守殿

忠昌〔花押136〕

近江守殿

忠昌

696

〔全〕

前日福嶋へ罷越候、於中途參會、丁寧之預會尺候、殊路

次中所と奔走候、喜悅候、此等之御禮早と可申候之處、

延引之條用一行候、就中菱刈・牛山雜説共申散候之由候

間、菱刈へ遣使者爰本申分候、定而被聞開候歟、不審之

時者重而可申候、恐と謹言、

十月廿二日

忠昌〔花押136〕

新納近江守殿

新納近江守殿

忠昌

697

〔在文庫〕

「忠昌御文書ノ内也」

其後依無殊題目、久不申通、背本意存候、抑今度渡唐船事、被仰出候之間、來春其方可罷越候、公儀と申ながら諸篇憑存候、就其自 公方、爲硫黃御催促被成奉書候、平戸へと被仰候へ共、とても其方可罷通候間、ほうの津に可被置候、巨細上使可申候事候、期面拜候、恐と謹言、

九月廿九日

取龍(花押)

(兼宗)
平田殿

(經安)
村田殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一四九九號文書ト同文ナリ)

698

「樺山氏七代信久初廣譜中」

「正文在樺山源三郎久清」

以河上十郎左衛門尉對我へ御心中之趣細と承候、雖勿論子細候、御頼敷悅入候、於弥無二申承へく候、委細猶期面悅候、恐と謹言、

十二月二日

忠昌(花押)
(御判)

樺山殿

「上包」
樺山殿

忠昌

699

(本文書ハ六九八號文書ト同文ニツキ省略ス)

700

「山田氏九代忠豐代文書」

今度之^弓己箭、從最前被成御志候、依其寄郡從坂上于今相拘候、忠節之至無比類候、於子と孫と不可有忘却候、弥憑入候、此度之弓箭執拔候者、可致其禮候、委細者若狹^{忠弘}守方可被申候、恐と謹言、

七月十九日

忠昌(花押)

(忠豐)
山田河内守殿

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七四一號文書ト同文ナリ)

701 先年弓矢之時、敵同心候事、至于今者改其心中、於自今

704

「忠昌公御譜中」

703

「雜抄」

(本文書ハ七〇五號文書ト同文ニツキ省略ス)

十一月二日

〔長野城主殿〕

本田治部少輔殿

〔宗親カ〕

忠治○(花押)(御判)

702 網津・京泊之事、自忠興〔薩摩守〕武ナラン和答院重貴〔江〕被遣候、於于今彼地知行之由候、然者國家可破ふる候歟、就其此間談合入魂共候、猶弥憑入候、自然之儀出來候時者、一左右次第可被抽忠節候、恐々謹言、

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七五五號文書ト同文ナリ)

山田河内守殿

(忠豐)

十月十三日

忠昌(花押136)

以後不可有二心之旨、加神名被遣證文候、恐悅候、如此之辻、於無相違者、聊も不可存等閑之儀候、恐々謹言、

「正文在肝付半兵衛兼屋」

村田肥前守、數年對我等緩急之條、如此計候、於弥其境之事頼入候外無他候、爰元爲可申態用一行候、此等之趣美作守同申度候、委細此使申含候、恐々謹言、

七月五日

忠昌(花押136)

肝付三郎左衛門尉殿

〔上包〕
肝付二郎左衛門尉殿 忠昌

705

〔全上〕

昨日野頸之手仕一途事成候、殊彼并手之事、其日之案否之由日來申候、尤候之處、輒切落候之事喜悅候、仍人數等一段奔走之由、神妙候、於向後も憑入候、隨其境之事堅固之用心肝要候、恐々謹言、

七月廿六日

忠昌○(花押)(御判)

肝付次郎左衛門尉殿

「忠昌公御譜中」

「正文在肝付半兵衛兼屋」

如仰、今日之雨、草木のうるはひ諸人悦之間、可然存候、就中、肝付二郎左衛門ねんころの心中之通示承候、得其心候、於此間者、懇之通存候、然處、かやうにうけ給候、可然存候、心中様悦入候由、乍急、御心得候て給候ハ、恐悦たるへく候、又龍雲寺より兩數給候、祝着候、ことにくく木ねり只今はしめにて候、能く御心得奉憑候、猶と此御音問恐悦候、心事猶重而可申承候、かしく、

進上 御(返カ) 御報

忠昌

「此御書、年月日御宛書ナシト雖、肝付氏御宛ナルヘシ」

「忠昌公御譜中」

「正文在肝付半兵衛兼屋」

其境之事、内浦十郎兵衛如申候ハ慮外之至無是非候、さ「本らほ城共いまた相拘候由、其聞候、忠節之儀無比類候、如何様了簡、さても今少被持答候ハ、可致其手仕候、

憑入候、尚と俄之事情、被仕合候、可然候、恐と謹言、

九月廿七日

忠昌(花押136)

波見殿

波見殿「上包」

忠昌

「忠昌公御譜中」

「正文在大隅山田衆向井彌左衛門」

近年、匠作與御不和之様、其聞候、縱雖如何躰子細候、御家中事候之條、先以無事御覺悟尤可爲御本意候哉、此等之趣對匠作茂被遣狀候、早と御一味之儀肝要候、猶傳芳院可有演說候、恐と謹言、

七月廿三日

忠昌

「當書ナシ」

本田因幡守殿

義興

「張紙」

「上包」ニ有之名乗相違也、包紙折目一寸五分ホト相違、別ノ上包

ナラン歟」

709 「忠昌公御譜中」

「正文在喜入攝津介」

去五月十三日、尊書謹拜見仕候、先以御珍敷忝存候、抑從御屋形様預御書候、不存寄御音信畏入存候、仍段子二端・縹子一端拜領仕候、何も上品與見候間、過分之至候、併御意得奉憑候、將又去年屋形様之御發向、大磯殿被致合點之由承候間、乍斟酌應命心中にて付墨申候キ、今度も定而御句被下候而、御尋之事も哉與存候處ニ無其儀候、殘多存候、但當年者特老耄仕候而、被下候共分別難申候間、せめての事候、雖然御句殊勝候つる間、弥拜見仕度存候、如此申候へハ、御句にて候程ニ、褒美申様ニ思召候はん哉、兩神も照覽候へ、心中之無偽候、加様ニ申候も、只御數寄も増長候様にと存心中候、主人之御數

寄候へハ、道ハ必繁昌する事候間申事にて候、次雖憚千

萬候、扇十本・筆百管・蘇香圓七兩令進覽候、此扇之歌

ハ三條惡相・姉小路宰相殿被遊候、又美濃紙三束・狸毛

筆廿管長老様江進上申候折節、人々志候間、昆布百切、

是ハ長老様之御茶子ニ成候へかしと存候、心中候、加様

ニ馴レ敷事、其恐千萬候、去春之狀にも如申入候、はや

隱居仕候而心安候、何となき御志なとも、已後ハ思召

寄間敷候、老後之事ハ心安さま候、衣鉢も照覽候へ、此

申狀を被聞召入候者、畏可存候、返々去年拜領之内三兩

餘之沈、于今難忘畏存候、心中大概城書記江令申候、

返々屋形様への御禮憑存候、恐惶敬白

「朱カキ」

「年號不知」

八月十八日

宗祇(花押)

拜進 福昌寺

衣鉢禪師

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一七五四號文書ト同文ナリ)

710 「忠昌公御譜中」

「正文在小林衆羽鳥千左衛門友盛」

新納現形候條不及是非候、於于今者、其面之事不指置、故實憑入候、就中豊後へ申合儀候之間、伊東陣を取枉之儀候ハしと覺候、北郷方其外庄内之面々無餘儀候間、不可有差事候哉、弥堅固之了簡專一候、恐々謹言、

「朱力キ」
「年號不知」

卯月十日

忠昌○(花押)
御判

羽嶋殿

711 「全上」

此一兩年之亂劇、豊州無餘儀候條、無比類候、仍渾家一味同心、執分周防介無二之懇志、未得其謝之處、輕一命候、(ハ)荷中計候、彼軍忠於子孫難忘候、弥不失先孝之志候者、可爲感悅候、恐々謹言、

「朱力キ」
「年號不知」

五月廿日

忠昌○(花押)
御判

羽嶋新左衛門尉殿

712 「忠治公御譜中」

「正文在肝付半兵衛」
就世間雜說之儀、即今無二之心中以起請文被申顯候、神妙之至候、然者向後縱雖如何様之儀申散候、聊不可及信用候、若此條偽候者、永不可有八幡大菩薩・諏訪上下大明神之加護者也、尙委細從老者可申候之間、闍筆候、恐々謹言、

十一月六日

忠治(鳥津)
御判

肝付越前守殿

「上包」

肝付越前守殿

忠治

713 「忠昌公御譜中」

「正文在肝付伴兵衛兼屋」
至其堺長々在陳、於于今者雖歸陣之由候、今暫加逗留、鳥取播州可被相談之事、一段可令悅喜候、委細老者共可申候之間、闍筆候、恐々謹言、

三月廿四日

忠治(花押133)

肝付越前守殿

肝付越前守殿

忠治

714

「忠治公御譜中」

「正文在吉田次郎兵衛爲清」

帖佐郷餅田名之事、世間靜謐之時、以替地守先例之儀可

有知行候也者、狀如件、

七月廿三日

忠治

吉田若狹守殿

「上包」

吉田若狹守殿

忠治(花押133)

715

「忠治公御譜中」

「正文在入來院石見重頼」

其後不申承候之條、雖無差事候、令啓候、仍 正八幡宮

へ久參詣不申候之間、來廿七日彼堺へ罷越候、以次、曾

於郡へ一兩日可致逗留當概候、然處、我々鷹初鷹取候、

當時精進之事候之條、其方へ進候、御賞翫候者可爲喜

悅の候、將又諸方雜説申散候、中々至于今者待久様に候、

笑數候、就其世間之時宜、以面申承事海山候、歸宅之時

分、不圖御來臨候者、旁參令申度候、恐々謹言、

八月廿四日

忠治(花押133)

▽^②

1 ↓

△(重應)

澁谷彈正少弼入道殿

忠治

716

「忠治公御譜中」

「正文在入來院石見重頼」

(本文書ハ六二三號文書ト同文ニツキ省略ス)

717

「全上」

「正文在栗野衆調所助右衛門」

(本文書ハ七〇二號文書ト同文ニツキ省略ス)

「忠治公御譜中」

「正文在入來院石見重頼」

(本文書ハ六二三號文書ト同文ニツキ省略ス)

「忠治公御譜中」

「正文在入來院石見重頼」

先度松圖所まで有方物語之子細、逐一内儀承候、誠以不知所謝候、以面如申候、悉皆諸篇憑存候由申候之上者、世間之人兎角可申扱儀者、被免我々、弥不闊意見可承事、祝着本望不可過之候、次此間者、御氣分不甲斐之由承候、迷惑無申計候、能々養生偏可爲我等爲候、何様來春者、目出早々參會申、心事満足之儀候、恐々謹言、

十二月廿一日

忠治(花押)
(御判)

澁谷彈正少弼入道殿
(重題)

「上包」△

△
澁谷彈正少弼入道殿
澁谷殿

忠治

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一八二七號文書ト同文ナリ)

「北郷氏敏久四男信濃久隆譜中」

依久隆軍勞 忠治公賜御書、有正文、左記之、

721 熊令啓候、仍今度之弓箭別而得懇志候、感悅之到候、殊

毎々諸邦へ走舞入魂之儀、向後不可有忘脚候、恐々謹言、

十月廿日

忠治(久隆)
(御判)

北郷源左衛門尉殿
(久隆)

▽
上包
北郷源左衛門尉殿

忠治

(本文書ハ「舊記雜錄前編二」一八二三號文書ト同文ナリ)